

令和7年度
一般競争入札による
県有地の売払い応募要領
(第3回 建物付土地)



静岡県財務部行政経営課

〒420-8601

静岡市葵区追手町9番6号 県庁本館1階

TEL 054-221-2123

FAX 054-221-2854

入札による 売払い方法	事前に参加を申し込まれた入札参加者に入札書を提出していただき、県が定めた予定価格以上の入札書のうち、最高額の入札書を提出した方を落札者(買受け予定者)として決定する方法です。 なお、本要領による県有地という表現は、建物等を含む県有財産の総称を示すものとします。
----------------	--

目 次

(1) 入札による県有地売払いの概要	……	P 1～5
(2) 入 札 参 加 心 得 書	……	P 6～11
(3) 県有財産売買契約書(案)	……	P 12～23
(4) 承 諾 書	……	P 25
(5) 入 札 参 加 関 係 書 類	……	P 27～43
(入札参加申込書、誓約書、口座振替通知登録申出書、入札書、委任状)		
(6) 【入札書・委任状の記入例等】	…	P 45～48
(7) 物 件 調 書	……	P 49～103
伊豆総合高等学校土肥分校職員住宅(横瀬)	…	49～77
伊豆市土肥字木場ノ段 1232 番 4		
伊豆総合高等学校土肥分校職員住宅(八木沢)	…	78～110
伊豆市八木沢字松原 572 番		
熱海高等学校校長住宅	…	111～135
熱海市下多賀字櫻田 419 番 1		

入札による県有地売払いの概要

1 入札により売払う県有地

入札により売払う県有地は以下のとおりです。詳細については、この応募要領の物件調書を御覧ください。

入札 番号	入 札 対 象 財 産	地目等	土地:地積(㎡:実測) 主たる建物:延床面積(㎡)	予定価格 (円)
111	伊豆総合高等学校土肥分校職員住宅（横瀬） 伊豆市土肥字木場ノ段1232番 4	宅地 建物	564.85 352.29	730,000
112	伊豆総合高等学校土肥分校職員住宅（八木沢） 伊豆市八木沢字松原572番	宅地 建物	761.84 352.35	7,693,000
113	熱海高等学校校長住宅 熱海市下多賀字櫻田419番 1	宅地 建物	392.21 112.76	15,670,000

注) ●建物付売却になります。

●入札番号111について

- ・この物件には、無価値の建物が土地に定着しています。
- ・買受者が建物の解体及び撤去を行うことを原則としますが、建物の利用を希望する場合は応相談とします。
- ・予定価格は、当該物件における最低売却価格であり、予定価格未満での入札は無効とします。
- ・予定価格は、更地価格から建物撤去費相当額を控除した額としています。

●入札番号112について

- ・予定価格には、建物に係る消費税及び地方消費税の額553,000円を含んでいます。
- ・入札書には、土地及び建物の総額（消費税及び地方消費税の額を除く。）を記載してください。
- ・予定価格から建物に係る消費税及び地方消費税の額を控除した額（7,140,000円）未満での入札は無効とします。
- ・土地の契約額は、落札額に0.2254902を乗じて得た額（小数第1位を四捨五入して得た額）とします。
- ・建物の契約額は、落札額から土地の契約額を差し引いて得た額に、消費税及び地方消費税として同額に0.1を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加えて得た額とします。

●入札番号113について

- ・予定価格には、建物に係る消費税及び地方消費税の額170,000円を含んでいます。
- ・入札書には、土地及び建物の総額（消費税及び地方消費税の額を除く。）を記載してください。
- ・予定価格から建物に係る消費税及び地方消費税の額を控除した額（15,500,000円）未満での入札は無効とします。
- ・土地の契約額は、落札額に0.8903226を乗じて得た額（小数第1位を四捨五入して得た額）とします。
- ・建物の契約額は、落札額から土地の契約額を差し引いて得た額に、消費税及び地方消費税として同額に0.1を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加えて得た額とします。

2 入札参加資格者

原則として、どなたでも参加できます。ただし、入札に参加できない場合もありますので、詳しくは、この応募要領の「入札参加心得書」第3（入札参加資格）を御覧ください。

なお、共有で取得を希望する場合は、入札参加申込書に共有者それぞれの氏名、持分を記入してください。

3 入札参加申込書の受付期間、場所等

入札参加申込書が受付期間内に提出されない場合は入札に参加できませんので、御注意ください。

なお、申込に当たっては、この応募要領の入札参加申込書の様式を使用してください（コピーも可）。

(1) 受付期間

令和7年10月21日（火）から令和7年11月13日（木）までの午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

静岡県財務部行政経営課（静岡県庁本館1階）

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（TEL:054-221-2123）

(3) 受付方法

持参又は郵送により提出してください。（電送及びファクシミリによる受付は行いません。）

郵送による提出の場合は、必ず書留郵便で、受付期間内に受付場所に到着するよう提出してください。

4 現地説明会

入札対象物件の所在地で、令和7年10月27日（月）から令和7年11月6日（木）の間で、静岡県が指定する日時に現地説明会を開催しますので、応札希望の方はできる限り参加してください。

なお、建物内部の確認ができるのは現地説明会のみです。

（※）現地説明会に参加を希望する方は、次の受付先にて参加予約してください。

＜入札番号111～113＞

受付先：I R コモンズ株式会社（電話番号：055-946-5318）

＜現地説明会予約受付期間＞

令和7年10月21日（火）から令和7年10月24日（金）までの午前9時から午後5時まで

5 入札日時等

入札に参加できるのは、事前に入札参加申込書を提出した方のみとなりますので、御注意ください。

なお、入札参加手続の詳細については、この応募要領の「入札参加心得書」を御覧ください。

(1) 入札執行の日時及び場所

入札番号	入札の日時	入札会場
111	令和7年11月28日（金）午前10時00分	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁 本館1階 財産台帳電算室
112	令和7年11月28日（金）午前10時10分	
113	令和7年11月28日（金）午前10時20分	

(注)郵送により入札を実施するもので、開札は第三者たる当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

(2) 入札書の受付及び受付期限並びに入札方法

入札書は郵送するものとし（書留郵便に限る。電送による入札は認めない。）、次の提出先に令和7年11月27日（木）午後5時までに必着とします。

＜入札書等提出先＞

静岡県財務部行政経営課（静岡県庁本館1階）
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

期限以降に提出された入札書は無効とします。なお、入札書は、この応募要領の入札書の様式を使用するものとし、入札書以外の必要添付書類については、この応募要領の「入札参加心得書」第6（入札書及び入札方法）を参照してください。

(3) 入札保証金

3の入札参加申込書を受理後、県が納入通知書を発行・送付しますので、下記金額を県が指定する期日（入札受付前）までに、県が指定する金融機関に納付し、納付済みの納入通知書兼領収書原本を入札書と併せて郵送してください（領収書原本は入札終了後郵送にてお返しします。）。

なお、入札保証金は、落札者以外の方には、入札日から30日以内に返還します。

入札番号	金額（円）
111	37,000
112、113	300,000

(4) 入札の無効事由

入札の無効事由に該当しないよう、御注意ください。なお、詳細は入札参加心得書第8（入札の無効）を御覧ください。

6 落札者との契約手続

契約手続の詳細については、入札終了後、落札者に個別に説明を行います。

(1) 契約書の提出等

落札した日から起算して14日以内に、県の定める契約書及び承諾書（この応募要領に添付した県有財産売買契約書(案)及び承諾書を参照）を提出していただくとともに、契約保証金として契約金額の10%以上の金額を納付していただきます。

(2) 売買代金の支払い

契約締結日から起算して30日以内に県が指定する期日までに、売買代金を納付していただきます。

ただし、納期限までに納付できないやむを得ない理由があると県が認めた場合は、その納期限の翌日から売買代金を納付した日まで、年10.75パーセントの割合（年365日当たりの割合とする。）をもって算出した金額を、遅延利息として納付していただきます。

7 所有権移転登記手続等

売買代金納付後、県が所有権移転登記手続を行います。なお、登録免許税及び所有権移転後の公租公課は落札者の負担となります。

8 用途の制限

落札者は、買受けた財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用途で使用することはできないので、御注意ください。

9 その他の注意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限ります（添付・提示書類等が、日本語以外の場合は翻訳文を添えてください。）。
- (2) 物件の所有について複数者による共同所有を希望する場合は、入札において共同所有する者全員での申し込みが必要です。あらかじめ御相談ください。
- (3) 入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について利子をつけません。
- (4) 建物の建築図面等がある場合以下の場所において閲覧できます。ただし図面がない場合や改築等により現況と図面が違っている場合がありますので、入札価格を検討する際には注意し、入札参加者の責任において入札書を作成してください。

<入札番号111～113>

静岡県財務部行政経営課

- (5) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書を御参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。
なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。
- (6) 土地の形質変更や建物を解体撤去する場合の費用負担については、県は対応しません。また、土地の形質変更や建物を解体撤去する場合は、騒音・粉塵防止対策等の周辺の環境に配慮してください。
- (7) 現在の建物を解体撤去後、新たな建物を建築するに当たっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市町の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関に御確認ください。
- (8) 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担については、県は対応しません。
- (9) 埋設物調査は実施していません。地中埋設物が発見されたとしてもこれらの撤去及びその費用負担については、県は対応しません。

- (10) 物件によっては、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、開発方法によっては試掘調査が必要となる場合があります。(詳しくは物件所在市町の教育委員会にお問合わせください。)
- (11) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (12) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (13) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱(電信柱・電柱付属物・電線等を含む)・支線・ゴミ置き場・道路設置物(ガードレール等)・道路標識(カーブミラー等を含む)等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。県ではこれらについて対応しません。
- (14) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・砕石・切り株等が存在する場合がありますが、撤去及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (15) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (16) 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。
- (17) 物件によっては、木杭及びトラロープで柵をしてある場合がありますが、設置したまま引き渡します。撤去及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (18) 建物のアスベストについては、他に記載のある場合を除き、専門業者による調査は実施していません。調査の費用負担とアスベストが発見された場合の除去及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (19) 建物内物品類は現状での引き渡しとなります。

入 札 参 加 心 得 書

(趣旨)

第 1 この心得書には、一般競争入札による県有地の売払いに参加を希望する者が守らなければならない事項を定めます。

(入札参加者の責務)

第 2 一般競争入札による県有地の売払いに参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、この入札参加心得書のほか、一般競争入札による県有地の売払い応募要領（以下「応募要領」という。）の記載事項及び現地等を熟知の上、入札に参加してください。

(入札参加資格)

第 3 次に掲げる者は入札に参加することができません。

(1) 公有財産に関する事務に従事する本県の職員

(2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(3) 次のアからエのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

エ 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(4) 次のアからキのいずれかに該当する者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下イにおいて「法」という）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 入札対象財産を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者

(5) 買い受けた県有地を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行

った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者

(6) 入札参加申込書を県が指定した期日までに提出しなかった者

(入札参加申込)

第4 入札参加希望者は、県が指定する日までに、次の各号に掲げる書類を、静岡県財務部行政経営課に提出してください。なお、指定する日までに、必要な書類を提出しなかった者は、入札に参加することができません。

(1) 入札参加申込書

(2) 住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）

(3) 誓約書（役員等名簿を含む ※個人の場合も作成が必要です。）

(4) 印鑑証明書

(5) 口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

2 郵送による申込は書留郵便で行い、指定する日までに静岡県財務部行政経営課に到着するよう送付してください。

3 ファクシミリによる入札参加申込書及び関係書類の提出は認めません。

(現地説明会)

第5 入札対象財産の内容を熟知してもらうため、県が指定する日時に現地説明会を行いますので、できる限り参加してください（現地説明会に参加するには、事前予約が必要です。）。

2 現地説明会では、応募要領に添付した物件調書に基づき、入札対象財産の状況を説明します。

3 現地説明会の当日において、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、説明会を延期し、又は取り止めることがあります。

(入札書及び入札方法)

第6 入札参加者又はその代理人は、入札書（この応募要領による様式）に次の各号に掲げる事項を記載し、別記1に記載の日時までに郵送（書留郵便に限る。電送による入札は認めない。）により、別記1記載の場所に必着しなければなりません。

(1) 入札金額

(2) 入札年月日（入札書記入日）

(3) 入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）を記載の上、実印にて押印してください。

(4) 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）を記入するとともに（押印は不要）、代理人の氏名を記入し、押印してください。

2 記入には、鉛筆等の容易に消去可能な筆記具は使用しないでください。

3 金額には算用数字を使用し、最初の数字の前に「金」又は「¥」の文字を記入してください。

4 入札書は、封筒（外から中身が確認できるものは使用できません。）に入れ密封し、裏面割印のうえ、その外側に入札番号及び氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）を記載し、代理人が入札する場合は当該代理人の氏名を併記してください。

5 入札書を入れた封筒は、別の郵送用封筒に入れた上で書留郵便にて郵送してください（郵送用封筒の中に入札書が入った封筒を入れて郵送してください。）。

6 入札書を入れた封筒とは別に次の各号に掲げる必要添付書類も郵送用封筒に同封してください。

(1) 入札保証金に係る納入通知書兼領収書の原本（金融機関等の領収印が押印されたもの。入札終了後に郵送にてお返しします。）（なお、Pay-easy（ペイジー）を利用して納付したために領収書が発行されなかった場合は、支払い済みであることを確認できるもの（当該支払い処理が完了したことを示したページを印刷したもの等）を郵送してください。）

(2) 委任状（代理人が入札を行う場合にのみ必要となります。）

7 入札参加者又はその代理人は、その郵送した入札書の書替え、引換え又は撤回をすることはできません。

8 金額以外の記入内容の訂正を行う場合は、二重取消線及び訂正印にて訂正をしてください。修正液及び修正テープは使用しないでください。

（入札保証金）

第7 入札参加者は、入札保証金として、入札する対象財産1件につき別に定める額を、県が指定する日までに、県が定める方法で納付してください。

2 入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間について、入札参加者は利息の支払いを請求することはできません。

（入札の無効）

第8 次の各号の一に該当する者が行った入札は、無効とします。

(1) 入札参加資格のない者

(2) 入札保証金が所定の額に満たない者

(3) 金額その他の事項につき確認できない記載をした者（修正液及び修正テープを使用した場合を含む）

(4) 談合その他不正行為を行ったと認められる者

(5) 入札対象財産1件につき2以上の入札をした者

(6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札をした者

(7) 入札対象財産1件につき2人以上の代理人となって入札をした者

(8) 入札参加者又は代理人の記名押印のない入札をした者

(9) 鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用した入札をした者

(10) 予定価格未満の入札をした者（入札番号112及び113については、予定価格から建物に係る消費税及び地方消費税の額を控除した額未満の額での入札をした者）

(11) 金額を訂正した入札をした者

(12) 指定した日時、場所に入札をしなかった者

(13) 持参、電送又はファクシミリによる入札をした者

(14) 担当職員の指示に従わず入札をした者

(15) 委任状がなく入札参加者の代理人として入札した者

(16) 必要添付書類を入札書に添付しなかった者

(17) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反した入札をした者

(開札)

第9 開札は、別記2 入札執行の日時及び場所にて行います。当該入札は郵送によるものであるため、第三者たる当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせるものとします。

(落札者の決定)

第10 落札者は、県の予定価格(入札番号112及び113については、予定価格から建物に係る消費税及び地方消費税の額を控除した額)以上、かつ、最高金額の入札を行った者としてします。

2 県の予定価格(入札番号112及び113については、予定価格から建物に係る消費税及び地方消費税の額を控除した額)以上、かつ、最高金額の入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに入札執行事務に関係のない県職員にくじを引かせ落札者を決定します。この場合、異議の申し立てはできません。

3 落札者がある時は、その者の氏名(名称)及び金額を、落札者がない時はその旨を、入札参加者に電話又はメールにてお知らせします。

(入札執行の延期)

第11 開札前において、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

(入札保証金の返還)

第12 入札保証金は、落札者以外の入札参加者には、入札日から30日以内に第4(5)により申出された口座に口座振込みで返還します。

2 落札者には、契約締結後、入札保証金を入札日から30日以内に返還しますが、落札者の申出により第14に規定する契約保証金の一部に充当することができます。

なお、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間について、利息を付さないものとします。

(契約の締結)

第13 落札者が決定したときは、直ちに落札者に対し、落札した財産に係る売買契約(以下「契約」という。)の締結について必要な事項を通知します。

2 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して14日以内(土曜日、日曜日及び祝日を含む。)に契約を締結しなければなりません。

3 前項の期間内に契約を締結しないとき又は落札者の入札の無効を発見したときは、その落札は効力を失います。

4 前項の場合、入札保証金は県に帰属し、落札者には返還しません。

5 落札者は、契約関係書類及び登記関係書類の作成に当たっては、実印を用いてください。

(契約保証金)

第14 落札者は、契約を締結する時までに、契約保証金として売買代金の100分の10以上に相当する金額(円未満の端数を切上げた額。また、入札保証金を契約保証金に充当した場合は、その差額となる不足額。)を、県が発行する納入通知書により県が指定する日までに納付しなければなりません。

2 契約保証金は、売買代金完納後30日以内に第4(5)により申出された口座に口座振込みで返還しますが、落札者の申出により売買代金の一部に充当することができます。

なお、契約保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間について、利息を付さないものとします。

（売買代金の支払い）

第15 落札者は、契約締結日から起算して30日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）で県が指定する期日までに、売買代金を、県が発行する納入通知書により納付しなければなりません。

ただし、落札者が売買代金を指定した日までに納付できない特別の理由があると県が認めた場合は、遅延利息を納付することを条件に売買代金の納付を遅延することができます。

- 2 遅延利息は、県が指定する期日の翌日から売買代金を納付した日までの期間を対象として、年10.75パーセントの割合（年365日当たりの割合とする。）を売買代金に乗じて算出した金額（円未満切捨て）となります。

（契約の解除）

第16 落札者が次の各号の一に該当する場合には、県は契約を解除することができます。

- （1） 落札者が第15第1項の金額を納付しない場合
- （2） 契約後、契約について不正の事実が発見された場合
- （3） 前各号のほか、法令等又は契約に違反した場合

- 2 前項の場合、契約保証金は県に帰属し、落札者には返還しません。

（所有権移転登記と公租公課）

第17 落札した財産の所有権移転登記手続は、売買代金（第15第1項ただし書きの遅延利息がある場合は当該遅延利息を含む。）の納付を確認した後、買受人の請求により、県が所有権移転登記手続を行います。

ただし、落札した財産が仮換地の場合は、換地処分登記完了後に県が所有権移転登記手続を行います。

- 2 所有権移転登記手続に要する不動産登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は、買受人の負担とします。
- 3 落札した財産が仮換地の場合は、換地処分に伴う清算金の徴収金又は交付金は、買受人に帰属します。

（契約不適合責任）

第18 買受人は、契約締結後、落札した財産に種類、品質、数量等に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、県に対して解除、損害賠償、追完請求又は代金減額請求等を行うことはできません。ただし、当該契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合については、当該財産の引き渡しの日から2年間は、履行の追完又は代金の減額のいずれかを請求することができます。

（入札結果の公表について）

第19 入札結果については、入札参加者数、落札の有無、落札金額及び落札者の氏名を公表するとともに、一定期間、静岡県ホームページにも公開されます。ただし、個人（事業を営む個人を除く。）が落札した場合は、落札者は「個人」と表示します。

- 2 静岡県情報公開条例に基づく開示請求がなされた場合には、落札者に関する情報を開示することがあります。

別記

1 入札書提出期限及び提出先

(1) 入札書提出期限

令和 7 年11月27日（木）午後 5 時

(2) 入札書提出先

郵送による提出に限る。（書留郵便に限る。電送による入札は認めない。）

〒420-8601

静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号

静岡県財務部行政経営課（静岡県庁本館 1 階）

2 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行日時及び場所

入札番号	入札の日時	入札会場
111	令和 7 年11月28日（金）午前10時00分	静岡県葵区追手町 9 番 6 号 静岡県庁 本館 1 階 財産台帳電算室
112	令和 7 年11月28日（金）午前10時10分	
113	令和 7 年11月28日（金）午前10時20分	

【入札番号111用】

県有財産売買契約書（案（建物を解体する場合））

売出人 静岡県（以下「甲」という。）と、買受人〔*落札者〕（以下「乙」という。）とは、次の条項により、県有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。
（売買物件）

第2条 甲は、その所有する次に掲げる物件（契約締結時において土地に付随し、あるいは定着するもの（無価値の建物を含む）一切を含む。以下「当該物件」という。）を現状有姿により乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

土地の所在地	区分	面積（㎡）	摘要
	土地		実測面積
			公簿面積

（売買代金の額）

第3条 当該物件の売買代金は、金 〔*落札金額〕 円とする。

（契約保証金）

第4条 乙が売買代金を甲の指定する期日までに納付した場合、甲は乙が既に納付済みの契約保証金 〔*落札金額の1割以上の額〕 円を乙に返還しなければならない。ただし、乙が契約保証金を売買代金の一部に充当するよう甲に申し出たときは、契約保証金を売買代金の一部に充当することができる。

2 契約保証金には、利子を付さない。

3 乙が第5条第1項に規定する義務を履行しないため、第14条第1項の規定により、甲がこの契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属する。

（売買代金の納付方法等）

第5条 乙は、売買代金（前条第1項ただし書の規定により、乙が契約保証金を売買代金の一部に充当する場合は、充当する契約保証金を売買代金から控除した金額）を、甲が発行する納入通知書により、令和 年 月 日までに、甲が指定する金融機関に納付しなければならない。

2 前項に定める納期限までに乙が納付できない特別の理由があり、甲がやむを得ないと認めた場合は、その納期限の翌日から売買代金を納付した日まで、年10.75パーセントの割合（年365日当たりの割合とする。）をもって算出した金額を、乙は遅延利息として甲に支払わなければならない。

（所有権の移転及び登記の嘱託）

第6条 当該物件の所有権は、売買代金を完納した日に移転するものとする。

2 所有権移転登記は、売買代金完納後、乙の請求に基づき甲が所轄法務局に嘱託して行うものとし、これに要する登録免許税その他の経費は乙の負担とする。

（当該物件の引渡し）

第7条 甲は、当該物件の所有権が乙に移転した後、甲乙双方が定める日に、その所在する場所において乙に引き渡すものとする。

（特則）

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、契約を解除することができる。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

二 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

三 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

四 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

五 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

六 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

七 当該物件を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者

八 当該物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供したとき。

2 甲は、前項に規定する事項について必要があると認めるときは、当該物件に

ついて、実地に調査し、又は所要の報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(違約金)

第9条 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は売買代金の3割に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。

(公租公課の負担責任)

第10条 所有権移転登記完了後における当該物件の公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担しなければならない。

(危険負担)

第11条 当該物件の引渡し前に、天災地変その他甲乙のいずれの責にも帰すことのできない事由によって、当該物件が滅失し、甲がこれを引き渡すことができなくなったときは、乙は売買代金の支払いを拒むことができ、甲又は乙はこの契約を解除することができる。

2 当該物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷したときは、甲は、本物件を修補し又は修補に要する費用を減額した上で、乙に引渡すものとする。この場合、甲の修復行為又は修補金額の算出等によって引渡し第7条により定めた期日を超えても、乙は甲に対し、その引渡し延期について異議を述べることはできない。この場合、第5条の売買代金の納付期限については、甲乙協議の上延期することができる。

3 甲は、前項の修補が著しく困難なとき又は過大な費用を要するときは、この契約を解除することができるものとし、乙は、本物件の損傷により契約の目的が達せられないときは、この契約を解除することができる。

4 第1項又は前項によってこの契約が解除された場合、甲は、受領済の金員を無利息で乙に返還する。

(契約不適合責任)

第12条 乙は、本契約を締結した後において、当該物件（ただし、当該物件に定着する無価値の建物を含まない。）に種類、品質、数量等に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、甲に対して解除、損害賠償、追完請求又は代金減額請求等を行うことはできないものとする。ただし、当該契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、甲は、当該物件引き渡しの日から2年間、履行の追完をする責任又は代金の減額をする責任のみを負うものとする。

(建物の解体及び撤去)

第13条 当該物件に定着する無価値の建物の解体及び撤去は、乙の責任で実施するものとし、乙は建物の補修、損害賠償又は契約の解除等の請求は行わないものとする。

(契約の解除等)

第14条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方は、いつでもこの契約を解除することができる。

2 前項又は第8条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は当該物件を直ちに原状に回復し、速やかに甲に返還しなければならない。

3 第1項又は第8条第1項の規定により、この契約が解除された場合において、解除した者に損害が生じたときは、その相手方は直ちにその損害を賠償しなければならない。

4 第4条に規定する契約保証金及び第9条に規定する違約金は、前項に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(合意管轄)

第15条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第16条 この契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるもののほか、甲乙双方協議の上処理するものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 鈴木 康友

(乙) *落札者の住所・氏名

【入札番号111用】

県有財産売買契約書（案（建物を利用する場合））

売出人 静岡県（以下「甲」という。）と、買受人〔*落札者〕（以下「乙」という。）とは、次の条項により、県有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。
（売買物件）

第2条 甲は、その所有する次に掲げる物件（契約締結時において土地に付随し、あるいは定着するもの（無価値の建物を含む）一切を含む。以下「当該物件」という。）を現状有姿により乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

土地の所在地	区分	面積（㎡）	摘要
	土地		実測面積
			公簿面積

（売買代金の額）

第3条 当該物件の売買代金は、金 〔*落札金額〕 円とする。

（契約保証金）

第4条 乙が売買代金を甲の指定する期日までに納付した場合、甲は乙が既に納付済みの契約保証金 〔*落札金額の1割以上の額〕 円を乙に返還しなければならない。ただし、乙が契約保証金を売買代金の一部に充当するよう甲に申し出たときは、契約保証金を売買代金の一部に充当することができる。

2 契約保証金には、利子を付さない。

3 乙が第5条第1項に規定する義務を履行しないため、第14条第1項の規定により、甲がこの契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属する。

（売買代金の納付方法等）

第5条 乙は、売買代金（前条第1項ただし書の規定により、乙が契約保証金を売買代金の一部に充当する場合は、充当する契約保証金を売買代金から控除した金額）を、甲が発行する納入通知書により、令和 年 月 日までに、甲が指定する金融機関に納付しなければならない。

2 前項に定める納期限までに乙が納付できない特別の理由があり、甲がやむを得ないと認めた場合は、その納期限の翌日から売買代金を納付した日まで、年10.75パーセントの割合（年365日当たりの割合とする。）をもって算出した金額を、乙は遅延利息として甲に支払わなければならない。

（所有権の移転及び登記の嘱託）

第6条 当該物件の所有権は、売買代金を完納した日に移転するものとする。

2 所有権移転登記は、売買代金完納後、乙の請求に基づき甲が所轄法務局に嘱託して行うものとし、これに要する登録免許税その他の経費は乙の負担とする。

（当該物件の引渡し）

第7条 甲は、当該物件の所有権が乙に移転した後、甲乙双方が定める日に、その所在する場所において乙に引き渡すものとする。

（特則）

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、契約を解除することができる。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

二 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

三 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

四 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

五 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

六 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

七 当該物件を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者

八 当該物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供したとき。

2 甲は、前項に規定する事項について必要があると認めるときは、当該物件に

ついて、実地に調査し、又は所要の報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(違約金)

第9条 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は売買代金の3割に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。

(公租公課の負担責任)

第10条 所有権移転登記完了後における当該物件の公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担しなければならない。

(危険負担)

第11条 当該物件の引渡し前に、天災地変その他甲乙のいずれの責にも帰すことのできない事由によって、当該物件が滅失し、甲がこれを引き渡すことができなくなったときは、乙は売買代金の支払いを拒むことができ、甲又は乙はこの契約を解除することができる。

2 当該物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷したときは、甲は、本物件を修補し又は修補に要する費用を減額した上で、乙に引渡すものとする。この場合、甲の修復行為又は修補金額の算出等によって引渡し第7条により定めた期日を超えても、乙は甲に対し、その引渡し延期について異議を述べることはできない。この場合、第5条の売買代金の納付期限については、甲乙協議の上延期することができる。

3 甲は、前項の修補が著しく困難なとき又は過大な費用を要するときは、この契約を解除することができるものとし、乙は、本物件の損傷により契約の目的が達せられないときは、この契約を解除することができる。

4 第1項又は前項によってこの契約が解除された場合、甲は、受領済の金員を無利息で乙に返還する。

(契約不適合責任)

第12条 乙は、本契約を締結した後において、当該物件（ただし、当該物件に定着する無価値の建物を含まない。）に種類、品質、数量等に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、甲に対して解除、損害賠償、追完請求又は代金減額請求等を行うことはできないものとする。ただし、当該契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、甲は、当該物件引き渡しの日から2年間、履行の追完をする責任又は代金の減額をする責任のみを負うものとする。

(建物に関する特約)

第13条 当該物件に定着する無価値の建物は、●●年（当該売却物件の建築年度を記載）に新築したもので、老朽化しており、乙は当該建物に不具合を発見しても、補修、損害賠償又は契約の解除等の請求は行わないものとする。

（契約の解除等）

第14条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方は、いつでもこの契約を解除することができる。

2 前項又は第8条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は当該物件を直ちに原状に回復し、速やかに甲に返還しなければならない。

3 第1項又は第8条第1項の規定により、この契約が解除された場合において、解除した者に損害が生じたときは、その相手方は直ちにその損害を賠償しなければならない。

4 第4条に規定する契約保証金及び第9条に規定する違約金は、前項に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

（合意管轄）

第15条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

（定めのない事項の処理）

第16条 この契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるもののほか、甲乙双方協議の上処理するものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

（甲） 静岡市葵区迫手町9番6号
静岡県知事 鈴木 康友

（乙） ＊落札者の住所・氏名

【入札番号112・113用】

県有財産売買契約書(案)

売出人 静岡県（以下「甲」という。）と、買受人〔*落札者〕（以下「乙」という。）とは、次の条項により、県有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。
（売買物件）

第2条 甲は、その所有する次に掲げる物件（契約締結時において土地及び建物に付随し、あるいは定着するもの一切を含む。以下「当該物件」という。）を現状有姿により乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

土地の所在地	区 分	面 積 (㎡)	摘 要
	土 地		実測面積
			公簿面積

建物の所在地	構 造	延床面積(㎡)	種 類

（売買代金の額）

第3条 当該物件の売買代金は、金 〔*契約金額〕 円（内消費税相当額及び地方消費税相当額 円を含む。）とする。

2 前項の売買代金の内訳は、次のとおりとする。

土地価格 金 円

建物価格 金 円（内消費税相当額及び地方消費税相当額 円を含む。）

（契約保証金）

第4条 乙が売買代金を甲の指定する期日までに納付した場合、甲は乙が既に納済みの契約保証金 〔*契約金額の1割以上の額〕 円を乙に返還しなければならない。ただし、乙が契約保証金を売買代金の一部に充当するよう甲に申し出たときは、契約保証金を売買代金の一部に充当することができる。

2 契約保証金には、利子を付さない。

3 乙が第5条第1項に規定する義務を履行しないため、第13条第1項の規定に

より、甲がこの契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属する。

(売買代金の納付方法等)

第5条 乙は、売買代金（前条第1項ただし書の規定により、乙が契約保証金を売買代金の一部に充当する場合は、充当する契約保証金を売買代金から控除した金額）を、甲が発行する納入通知書により、令和 年 月 日までに、甲が指定する金融機関に納付しなければならない。

2 前項に定める納期限までに乙が納付できない特別の理由があり、甲がやむを得ないと認めた場合は、その納期限の翌日から売買代金を納付した日まで、年10.75パーセントの割合をもって算出した金額を、乙は遅延利息として甲に支払わなければならない。

(所有権の移転及び登記の嘱託)

第6条 当該物件の所有権は、売買代金を完納した日に移転するものとする。

2 所有権移転登記は、売買代金完納後、乙の請求に基づき甲が所轄法務局に嘱託して行うものとし、これに要する登録免許税その他の経費は乙の負担とする。

(当該物件の引渡し)

第7条 甲は、当該物件の所有権が乙に移転した後、甲乙双方が定める日に、その所在する場所において乙に引き渡すものとする。

(特則)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、契約を解除することができる。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
- 二 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
- 三 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
- 四 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- 五 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- 六 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 七 当該物件を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者
- 八 当該物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風

俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供したとき。

- 2 甲は、前項に規定する事項について必要があると認めるときは、当該物件について、実地に調査し、又は所要の報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

（違約金）

第9条 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は売買代金の3割に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。

（公租公課の負担責任）

第10条 所有権移転登記完了後における当該物件の公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担しなければならない。

（危険負担）

第11条 当該物件の引渡し前に、天災地変その他甲乙のいずれの責にも帰すことのできない事由によって、当該物件が滅失し、甲がこれを引き渡すことができなくなったときは、乙は売買代金の支払いを拒むことができ、甲又は乙はこの契約を解除することができる。

- 2 当該物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷したときは、甲は、本物件を修補し又は修補に要する費用を減額した上で、乙に引渡すものとする。この場合、甲の修復行為又は修補金額の算出等によって引渡し第7条により定めた期日を超えても、乙は甲に対し、その引渡し延期について異議を述べることはできない。この場合、第5条の売買代金の納付期限については、甲乙協議の上延期することができる。

- 3 甲は、前項の修補が著しく困難なとき又は過大な費用を要するときは、この契約を解除することができるものとし、乙は、本物件の損傷により契約の目的が達せられないときは、この契約を解除することができる。

- 4 第1項又は前項によってこの契約が解除された場合、甲は、受領済の金員を無利息で乙に返還する。

（契約不適合責任）

第12条 乙は、本契約を締結した後において、当該物件に種類、品質、数量等に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、甲に対して解除、損害賠償、追完請求又は代金減額請求等を行うことはできないものとする。ただし、当該契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、甲は、当該物件引き渡しの日から2年間、履行の追完をする責任又は代金の減額をする責任のみを負うものとする。

(契約の解除等)

第13条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方は、いつでもこの契約を解除することができる。

2 前項又は第8条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は当該物件を直ちに原状に回復し、速やかに甲に返還しなければならない。

3 第1項又は第8条第1項の規定により、この契約が解除された場合において、解除した者に損害が生じたときは、その相手方は直ちにその損害を賠償しなければならない。

4 第4条に規定する契約保証金及び第9条に規定する違約金は、前項に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(合意管轄)

第14条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第15条 この契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるもののほか、甲乙双方協議の上処理するものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 鈴木 康友

(乙) *落札者の住所・氏名

白
紙

承 諾 書

私は、下記県有地の買受けにつき、物件調書及び現地を確認の上、現況により買受けることを承諾します。

記

土地の所在地	地 目	面 積 (㎡)	摘 要
			実測面積
			公簿面積

建物の所在地	家屋 番号	種類	構 造	建築 年月日	床面積 (㎡)		
					合計	各階	

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

住 所
氏 名

(名称・代表者名)

印

白
紙

一般競争入札（県有地売払い）参加申込書

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

申込 人 住 所
氏 名
(名称・代表者名)
電 話 番 号

印

【共有名義の場合】 共有者の氏名
(名称・代表者名)

印

一般競争入札(県有地売払い)に参加したいので、現況及び物件調書を確認並びに、応募要領等を熟知のうえ、入札参加を申し込みます。

記

入札番号	入 札 対 象 財 産

※ 申込人の「住民票」（法人の場合は法人登記簿謄本）、別添「誓約書」（役員等名簿を添付）、「印鑑証明書」及び「口座振替による支払い及びファクスによる口座振替通知登録申出書」を必ず添付してください。

白
紙

誓 約 書

☐ 私

☐ 当社又は当団体

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約等の相手方として不適当なものとして次に掲げるもの

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員等（暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているもの
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的かつ積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- (6) 売払対象財産を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

2 契約の相手方として不適当な行為をするものとして次に掲げるもの

- (1) 暴力的な要求行為を行うもの
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行うもの
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うもの
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行うもの
- (5) その他前各号に準ずる行為を行うもの

静岡県知事 鈴木 康友 様

年 月 日

住 所

商号又は名称

氏名（代表者）

㊞

【共有名義の場合】

共有者の氏名

（名称・代表者名）

㊞

※ 添付書類：役員等名簿

別添 「役員等名簿」 (※誓約書添付資料)

役 員 等 名 簿

所 在 地 _____

会 社 名 _____

作成担当者 _____

連 絡 先 _____

No	役 職	氏名 カナ	氏名 漢字	生年月日 (大正 T、昭和 S、平成 H)	性別 (男女)
例	(記入例) 代表取締役	シヅカ 伊吹	静岡 一郎	S35. 8. 16	男
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

- 1 本様式に記載の個人情報を貴職が警察に照会することに異議ありません。
- 2 虚偽の記載等を行った場合には、競争入札参加資格の取消し並びに契約の解除等がなされても異存ありません。

年 月 日

住 所

商号又は名称

氏名 (代表者)

印

【共有名義の場合】

共有者の氏名
(名称・代表者名)

印

記 入 要 領

- 1 記入例の下に、役員等（法人にあっては役員及び業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、個人にあってはその者及び支配人をいう。）の役職名、氏名（カナ(ｶﾅ)）、氏名（漢字）、生年月日、性別を記載してください。
- 2 提出にあたっては、氏名、生年月日等の個人情報が3の目的のために提出又は利用されることについて、必ず当該名簿に記載されている全員の同意を取ってください。
- 3 役員等名簿は、役員等が誓約書中の1及び2に該当する者であるか否かを確認するために利用し、それ以外の目的のために提供又は利用するものではありません。
- 4 役員等名簿には、申請人が記名押印をしてください。
- 5 役員等名簿には、申請人の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、市長又は区長とする。）又は登記官が作成するものに限る。）を添付してください。

白
紙

(様式2)

口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

年 月 日

様

住所（所在地）

次のとおり登録してください。

氏名（名 称）

代 表 者

（電話番号 — — ）

（ 色 の部分だけをペン又はボールペンで丁寧に記入してください。）

・口座振替通知FAX送信受領
承諾者のみ記入（県内の方のみ）

所 属	区分	① 入札参加資格	債権者番号	② 電話番号	③ ファクス用電話番号

④ 氏名・名称（カナ）

⑤ 氏名・名称（漢字）上段

⑥ 氏名・名称（漢字）下段

⑦ 組織区分	⑧ 業種	⑨ 郵便番号	⑩ 県コード	市町村コード	字コード

⑪ 県市区郡町村丁目等（漢字）

⑫ 地番等（漢字）

⑬ 方書等（漢字）（「△△ビル3F」、「□□様方」などを記入する。）

（以下については、通帳、金融機関などでお確かめのうえ、誤りのないように記入してください。）

⑭ 通常口座振替先

振 替 先 金 融 機 関 名	金融機関コード	1 普通（預金） 2 当座（預金） 7 別段（預金）
銀行・信金・農協 労金・信組 店		
口 座 名 義 人（カ ナ）	預金種別	口 座 番 号

⑮ 前払金用口座振替先

（建設業者等で、県の公共工事について前払金の預託口座がある場合のみ記入する。）

振 替 先 金 融 機 関 名	金融機関コード	1 普通（預金） 2 当座（預金） 7 別段（預金）
銀行・信金・農協 労金・信組 店		
口 座 名 義 人（カ ナ）	預金種別	口 座 番 号

※ 記載上の留意点は、別紙「記載要領」をご覧ください。

※ この用紙のみを切りはなして返送してください。

※ 個人情報の保護について

この申出書に御記入いただいた個人情報は、静岡県財務会計システムに登録し、静岡県の公金の口座振替払のみに利用します。
なお、御提供いただきました個人情報は、静岡県個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

《 記入例 》 (個人の場合)

口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

令和 2 年 1 0 月 1 日

静岡県知事 様

住所(所在地) 静岡市葵区追手町9番18号 静岡中央ビル8F

次のとおり登録してください。

氏名(名称) 静岡 太郎

代 表 者

(電話番号 0 5 4 - 2 2 2 - 3 3 3 3)

(色の部分だけをペン又はボールペンで丁寧に記入してください。)

・口座振替通知FAX送信受領
承諾者のみ記入(県内の方のみ)

所 属	区分	① 入札参加資格	債権者番号	② 電話番号	③ ファクス用電話番号
		1		0 5 4 - 2 2 2 - 3 3 3 3	0 5 4 - 2 2 2 - 5 5 5 5

④ 氏名・名称(カナ)									
シ	ス	・	オ	カ	タ	ロ	ウ		

⑤ 氏名・名称(漢字)上段									
静	岡		太	郎					

⑥ 氏名・名称(漢字)下段									

⑦ 組織区分	⑧ 業種	⑨ 郵便番号	⑩ 県コード	市町村コード	字コード
	2 3	4 2 0 - 0 8 5 3	2 2		

⑪ 県市区郡町村丁目等(漢字)									
静	岡	市	葵	区	追	手	町		

⑫ 地番等(漢字)									
9	番	1	8	号					

⑬ 方書等(漢字) (「△△ビル3F」、「□□様方」などを記入する。)									
静	岡	中	央	ビ	ル	8	F		

(以下については、通帳、金融機関などでお確かめのうえ、誤りのないように記入してください。)

⑭ 通常口座振替先

振 替 先 金 融 機 関 名		金融機関コード	1 普通(預金) 2 当座(預金) 7 別段(預金)
静岡	銀行・信金・農協 労金・信組 呉服町支店		
口 座 名 義 人 (カ ナ)		預金種別	口 座 番 号
シス・オカ・タロウ		1	1 2 3 4 5 6 7

⑮ 前払金用口座振替先

(建設業者等で、県の公共工事について前払金の預託口座がある場合のみ記入する。)

振 替 先 金 融 機 関 名		金融機関コード	1 普通(預金) 2 当座(預金) 7 別段(預金)
銀行・信金・農協 労金・信組 店			
口 座 名 義 人 (カ ナ)		預金種別	口 座 番 号

※ 記載上の留意点は、別紙「記載要領」をご覧ください。

※ この用紙のみを切りはなして返送してください。

※ 個人情報の保護について

この申出書に御記入いただいた個人情報は、静岡県財務会計システムに登録し、静岡県の公金の口座振替払のみに利用します。
なお、御提供いただきました個人情報は、静岡県個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

《 記入例 》 (法人の場合)

口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

令和 2 年 4 月 1 日

静岡県知事 様

住所(所在地) 静岡市葵区追手町 9 番18号 静岡中央ビル 8F

次のとおり登録してください。

氏名(名称) 浜松産業株式会社 静岡支店

代 表 者 支店長 甲野 乙太郎

(電話番号 0 5 4 - 2 2 2 - 3 3 3 3)

(色の部分だけをペン又はボールペンで丁寧に記入してください。)

・口座振替通知FAX送信受領承諾者のみ記入(県内の方のみ)

所 属	区分	① 入札参加資格	債権者番号	② 電話番号	③ ファクス用電話番号
		1		0 5 4 - 2 2 2 - 3 3 3 3	0 5 4 - 2 2 2 - 5 5 5 5

④ 氏名・名称(カナ)
ハ マ マ ツ サ ン キ ャ ヨ ウ カ ブ シ キ カ イ シ ヤ シ ス オ カ シ テ ン

⑤ 氏名・名称(漢字) 上段
浜 松 産 業 株 式 会 社 静 岡 支 店

⑥ 氏名・名称(漢字) 下段
支 店 長 甲 野 乙 太 郎

⑦ 組織区分	⑧ 業種	⑨ 郵便番号	⑩ 県コード	市町村コード	字コード
0 1	2 3	4 2 0 - 0 8 5 3	2 2		

⑪ 県市区郡町村丁目等(漢字)
静 岡 市 葵 区 追 手 町

⑫ 地番等(漢字)
9 番 1 8 号

⑬ 方書等(漢字) (「△△ビル3F」、「□□様方」などを記入する。)
静 岡 中 央 ビ ル 8 F

(以下については、通帳、金融機関などでお確かめのうえ、誤りのないように記入してください。)

⑭ 通常口座振替先

振 替 先 金 融 機 関 名	金融機関コード	1 普通(預金) 2 当座(預金) 7 別段(預金)
静岡 銀行・信金・農協 労金・信組 呉服町支店		√
口 座 名 義 人 (カ ナ)	預金種別	口 座 番 号
ハ マ マ ツ サ ン キ ャ ヨ ウ (カ) シ ス オ カ シ テ ン	1	1 2 3 4 5 6 7

⑮ 前払金用口座振替先

(建設業者等で、県の公共工事について前払金の預託口座がある場合のみ記入する。)

振 替 先 金 融 機 関 名	金融機関コード	1 普通(預金) 2 当座(預金) 7 別段(預金)
銀行・信金・農協 労金・信組 店		√
口 座 名 義 人 (カ ナ)	預金種別	口 座 番 号

※ 記載上の留意点は、別紙「記載要領」をご覧ください。

※ この用紙のみを切りはなして返送してください。

※ 個人情報の保護について

この申出書に御記入いただいた個人情報は、静岡県財務会計システムに登録し、静岡県の公金の口座振替払のみに利用します。なお、御提供いただきました個人情報は、静岡県個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

記 載 要 領

項目① 入札参加資格

- ・ 本県の入札参加資格の有無により、次の区分を記入する。
区分 1 入札参加資格を有しない
2 物品入札参加資格者（出納局用度課所管）
3 建設工事・コンサルタント入札参加資格者（交通基盤部建設業課所管）
4 庁舎管理入札参加資格者（経営管理部管財課所管）
- ・ 複数の入札参加資格を有する場合は、資格ごとに別様で申出書を提出してください。用紙は適宜複写したものを使用してください。

【記入文字（漢字、かな、カタカナ等）基本事項】

- ・ 記載（掲載）できる漢字文字は、JIS X 0208 1997（JIS 第一水準漢字、第二水準漢字、非漢字）の範囲です。（ただし、口座情報に関しては、口座情報欄に別に記載しています。）

項目②、③ 電話番号(13桁)、ファクス用電話番号(12桁)

- ・ 市外局番、市内局番、番号の間を“-”（ハイフン）で区切り、左詰めで記入する。
- ・ ファクス用電話番号は、県内の方でファクスによる口座振替通知を承諾される場合にのみ記入する。

項目④ 氏名・名称（カナ）

半角 48 文字以内

- ・ 濁点、半濁点等も 1 マス使用する。
- ・ 姓と名はつなげる。商号等と支店名等の間に空白（説明上▲表示）を入れる。
- ・ 個人の場合、事業主の氏名のみではなく、屋号も含めて記入する。
（例） 静岡文具店 静岡太郎 → シズオカフ^ン シンク^ン テン▲シス^ン オカタロウ （屋号や氏名を空白で区切り記入）
- ・ 法人の場合、「カブシキガイシャ」などの組織名称を記入し、代表者名等は必要に応じて記入する。
（例） 浜松産業株式会社沼津支店 代表取締役 浜松次郎 → ハママツサンギ^{ョウ} カフ^ン シキガ^ン イシャヌマツ^ン シテン
▲ダ^ン イヒョウトリシマリヤク▲ハママツジ^ン ロウ

項目⑤⑥ 氏名・名称（漢字）

全角 25 文字×2 行＝50 文字以内

- ・ 濁点、半濁点等を伴うひらがな、カタカナは 1 マスに記入する。（項目④の記載方法と異なります。）
- ・ 先頭から正式名称を記入してください。姓と名の間は 1 マス空白（説明上▲表示）とする。
（例） 静岡文具店 静岡太郎 → 静岡文具店▲静岡▲太郎 又、 静岡▲太郎
- ・ 法人の場合、「株式会社」などの組織名称は「組織コード一覧表」の整合性のあるものを必ず記入し、代表者名等は必要に応じて記入する。
- ・ 「株式会社」などの組織名称が商号等と支店名等の中間にある場合は、間を空白（説明上▲表示）で区切る。
（例） 株式会社浜松産業 又は、浜松産業株式会社 → 株式会社▲浜松産業 又は、浜松産業▲株式会社
株式会社浜松産業沼津支店 → 株式会社浜松産業▲沼津支店 又は、 株式会社▲浜松産業▲沼津支店
或いは 株式会社▲浜松産業▲▲沼津支店
浜松産業株式会社沼津支店 → 浜松産業株式会社▲沼津支店 又は、 浜松産業▲株式会社▲沼津支店
或いは 浜松産業▲株式会社▲▲沼津支店

項目⑦ 組織区分

コード 2 桁

- ・ 別紙「組織コード一覧表」中のコード 2 桁を記入する。
- ・ 項目⑤⑥中に記載のある組織と同等のものを「組織コード一覧表」の中から選択する。

項目⑧ 業種

コード 2 桁

- ・ 別紙「業種コード一覧表」中のコード 2 桁を記入する。
- ・ 建設工事・コンサルタントの入札参加資格を有する者としての申出書については、「業種コード一覧表」のうち、2 の建設業者等の中から該当するもの又は代表的なものを選択する。
- ・ 庁舎管理の入札参加資格を有する者としての申出書については、「業種コード一覧表」のうち、3 の庁舎管理の中から該当するもの又は代表的なものを選択する。
- ・ 上記以外の場合は「業種コード一覧表」のすべての中から自由に選択する。

項目⑨ 郵便番号

7 桁

- ・ 7 桁の郵便番号のハイフンを意識して記入する。

項目⑩ 県コード

コード 2 桁

- ・ 県内に所在する方（業者）の場合
県コード欄に「22」（静岡県のコード）を記入する。
- ・ 県外に所在する方（業者）の場合
県コード欄に別紙「県コード一覧表」の中から該当する県コード（2 桁）を記入する。

項目⑪、⑫、⑬ 市区郡町村丁目等（漢字）、地番等（漢字）、方書等（漢字）

全角 26 文字×3 行＝78 文字以内

- ・ 濁点、半濁点等を伴うひらがな、カタカナは 1 マスに記入する。（項目④の記載方法と異なります。）
- ・ 県内に所在する方（業者）の場合
県市町村（漢字）欄に、静岡県と以下に続く市区郡町名及び町丁目までを記入する。
地番（漢字）欄には市区群町名及び丁目続く地番を記入する。方書等があれば方書（漢字）欄に記入する。
- ・ 県外に所在する方（業者）の場合
県市町村（漢字）欄に、都道府県名及び続く市区郡町村名及び丁目までを記入する。
地番（漢字）欄には市区群町村名及び丁目続く地番を記入する。方書等があれば方書（漢字）欄に記入する。

項目⑭ 通常口座振替先

- ・口座振替先金融機関名（金融機関及び支店名等と該当する箇所を○）、口座名義人（カナ30桁以内で左づめ）、口座種別（日本語又はコード）、口座番号（7桁に満たない場合には、左側を0埋めするか、又は右詰めとする）を誤りのないよう記入する。（金融機関コードは記入しない。）

項目⑮ 前金払用口座振替先

- ・県の公共工事について前払金の預託口座がある場合に⑭と同じ要領で記入する。（金融機関コードは記入しない。）

【口座情報記入基本事項】

金融機関に登録されている口座情報を正確に記載してください。記載（掲載）できる文字は以下の範囲に限定されています。

数字：0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

カナ：アイウエオカキクケコサシスセソタチツテトナニヌネノハヒフヘホマミムメモヤユヨラリルレロリンロ

記号：¥「」（）／－，．`´

英字：A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z

及び、半角スペース

以下の場合には注意してください。

半角カナ小文字は半角カナ大文字を、半角アルファベット小文字は半角アルファベット大文字を、中点“・”はピリオド“.”を、長音“ー”とアンダーバー（下線）“_”はハイフン“-”を使用します。

《略語》

「株式会社」などの法人、営業所、事業所の種類名は略語を使用する事ができます。

下表を参考に正しい法人格を入力してください。

- 1 法人略語、営業所略語の記入例（カナ文字略語は、略語判別表示としてカッコを付して記入してください）
 - (1) 名称の初めに使うとき、先頭の「(」は省略する。 株式会社 浜松産業 → カ) ハマツサンキョウ
 - (2) 名称の終わりに使うとき、末尾の「)」は省略する。 浜松産業 株式会社 → ハマツサンキョウカ
 - (3) 名称の途中に使うとき、「()」で囲む。 浜松産業 株式会社 沼津営業所 → ハマツサンキョウカ)ヌマス(エイ
- 2 事業略語の記入例（カッコを付さず、続けて記入してください） 静岡県協同組合 シズカケンキョウカミ

略語が入力できる種類名と略語一覧◆**1. 法人略語**

種類名	略語		
	先頭に使うとき	途中に使うとき	末尾に使うとき
株式会社	カ)	(カ)	(カ
有限会社	ユ)	(ユ)	(ユ
合名会社	メ)	(メ)	(メ
合資会社	シ)	(シ)	(シ
合同会社	ド)	(ド)	(ド
医療法人	イ)	(イ)	(イ
(一般、公益)財団法人	ザイ)	(ザイ)	(ザイ
(一般、公益)社団法人	シヤ)	(シヤ)	(シヤ
宗教法人	シユウ)	(シユウ)	(シユウ
学校法人	ガク)	(ガク)	(ガク
社会福祉法人	フク)	(フク)	(フク
更生保護法人	ホゴ)	(ホゴ)	(ホゴ
相互会社	ソ)	(ソ)	(ソ
特定非営利活動法人	トクヒ)	(トクヒ)	(トクヒ
独立行政法人	ドク)	(ドク)	(ドク
弁護士法人	ベン)	(ベン)	(ベン
有限責任中間法人	チュウ)	(チュウ)	(チュウ
無限責任中間法人	チュウ)	(チュウ)	(チュウ
行政書士法人	ギョ)	(ギョ)	(ギョ
司法書士法人	シホウ)	(シホウ)	(シホウ
税理士法人	ゼイ)	(ゼイ)	(ゼイ
国立大学法人	ダイ)	(ダイ)	(ダイ
農事組合法人	ノウ)	(ノウ)	(ノウ

2. 営業所略語

種類名	略語		
	先頭に使うとき	途中に使うとき	末尾に使うとき
営業所	エイ)	(エイ)	(エイ
出張所	シュツ)	(シュツ)	(シュツ

3. 事業略語

種類名	略語
連合会	レン
共済組合	キヨウサイ
協同組合	キヨウクミ
生命保険	セイメイ
海上火災保険	カイジヨウ
火災海上保険	カサイ
健康保険組合	ケンポ
国民健康保険組合	コクホ
国民健康保険団体連合会	コクホレン
社会保険診療報酬支払基金	シヤホ
厚生年金基金	コウネン
従業員組合	ジユウクミ
労働組合	ロウクミ
生活協同組合	セイキョウ
食糧販売協同組合	シヨクハンキョウ
国家公務員等共済組合連合会	コクキョウレン
農業協同組合連合会	ノウキョウレン
経済農業協同組合連合会	ケイザイレン
共済農業協同組合連合会	キヨウサイレン
漁業協同組合	ギョキョウ
漁業協同組合連合会	ギョレン
公共職業安定所	シヨクアン
社会福祉協議会	シヤキョウ
特別養護老人ホーム	トクヨウ
有限責任事業組合	ユウクミ

組 織 コ ー ド 一 覧 表

組織コード	名 称
00	なし
01	株式会社
02	合資会社
03	合名会社
04	有限会社
05	企業組合
06	相互会社
07	合同会社
08	特定目的会社
11	医療法人
12	信用金庫
13	森林組合
14	農業協同組合
15	漁業協同組合
16	協同組合
17	有限責任事業組合
18	農事組合法人
21	財団法人
22	社団法人
23	宗教法人
24	社会福祉法人

組織コード	名 称
25	学校法人
26	特定非営利活動法人
27	無限責任中間法人
28	有限責任中間法人
29	独立行政法人
31	監査法人
32	行政書士法人
33	司法書士法人
34	社会保険労務士法人
35	税理士法人
36	土地家屋調査士法人
37	弁護士法人
41	一般財団法人
42	一般社団法人
43	公益財団法人
44	公益社団法人
51	健康保険組合
52	共済組合
54	国立大学法人
71	職業訓練法人

業 種 コ ー ド 一 覧 表

- ① 登録申出書中の「業種」欄に記入するコードは、この一覧表によってください。
- ② 次の③、④のいずれにも該当しない場合は、「1 一般」、「3 建設業者等」及び「4 庁舎管理」の中から自由にコードを選択して記入してください。
- ③ 静岡県の建設工事及びコンサルタントの入札参加資格者は、「3 建設業者等」の中からコードを選択して記入してください。
- ④ 静岡県の庁舎管理入札参加資格者は、「4 庁舎管理」の中からコードを選択して記入してください。
- ⑤ 複数の業種にまたがって営業している場合は、代表的な業種を選択して記入してください。

1 一般

コード	業 種 区 分	例	示	コード	業 種 区 分	例	示
1	国等			20	家具・木竹材	家具・建具・ガラス、木竹材	
2	市町村			21	書籍・文具事務用品	書籍、文房具・事務用品	
3	資金前渡者			22	運動・娯楽・芸能芸術	スポーツ・運動施設、娯楽・趣味・おもちゃ・ホビー、音楽・芸能、芸術・工芸・工芸技術	
4	代理受領者						
5	金融機関			23	旅館・ホテル・観光	旅館・ホテル、観光	
10	医療・保健・衛生	医療、各種療法、医薬品・医療用品、保健・衛生		24	リース・レンタル・代行	リース・レンタル、代行	
11	学校・各種学校	学校等、専修学校、各種学校・教室・塾		25	金融・不動産・法務	金融・保険・証券、不動産、法務・経営・コンサルタント	
12	文化・福祉施設・葬祭	文化・福祉施設、冠婚葬祭、宗教		26	運送・自動車・貿易	運送サービス、自動車・自転車、貿易	
13	百貨・雑貨・貴金属	デパート・スーパー、日用品・雑貨店、靴・鞆・皮革、	めがね・時計・貴金属	27	報道・通信・情報	報道、電気通信、情報産業	
				28	印刷・写真・広告	印刷・出版、写真、広告・宣伝	
14	衣料・寝具・繊維	衣料品、呉服・寝具、手芸・手芸品、織物・繊維		29	デザイン・設計・塗装	デザイン、設計、塗装	
15	飲料品・食料品	飲料品、食料品、穀物・麺類・調味料、青果物・海産物、菓子・パン		30	農林・園芸・水畜産	農林・園芸・水産・畜産	
				31	化学工業・ゴム・紙	化学工業・化学製品、ゴム・プラスチック、紙工業・紙製品	
16	飲食店・料理店	飲食店・喫茶店、料理店		32	機械工業・機械器具		
17	理美容・クリーニング	理容・美容、浴場、クリーニング		33	金属工業／製品・鉱業		
18	燃料・冷暖房	燃料、冷暖房・水道		34	組合・団体		
19	電化製品	電化製品		99	その他		

3 建設業者等

コード	業 種 区 分	コード	業 種 区 分	コード	業 種 区 分	コード	業 種 区 分
40	土木一式工事	51	鉄筋工事	62	造園工事	69	測量
41	建築一式工事	52	ほ装工事	63	さく井工事	70	建築関係建設コンサルタント
42	大工工事	53	しゅんせつ工事	64	建具工事	71	土木関係建設コンサルタント
43	左官工事	54	板金工事	65	水道施設工事	72	地質調査業務
44	とび・土工・コンクリート工事	55	ガラス工事	66	消防施設工事	73	補償コンサルタント
45	石工事	56	塗装工事	67	清掃施設工事	74	土木施設維持（清掃）
46	屋根工事	57	防水工事	68	土木建築総合建設業 （総合的な企画、指導、調整 のもとに土木工作物及び建 築物を建設する工事を行う もの）	75	土木施設維持（除草）
47	電気工事	58	内装仕上工事			76	土木施設維持（せんてい）
48	管工事	59	機械器具設置工事				
49	タイル・れんが・ブロック工事	60	熱絶縁工事				
50	鋼構造物工事	61	電気通信工事				

4 庁舎管理

コード	業 種 区 分	備 考（庁舎管理入札参加資格業種）	コード	業 種 区 分	備 考（庁舎管理入札参加資格業種）
80	警備		86	電話設備保守	
81	清掃		87	ボイラー設備保守	
82	廃棄物処理		88	ガス設備保守	（ガス漏れ設備を含む）
83	空調関連設備保守	空気環境測定、空調調定装置清掃、空調調和装置保守管理、冷凍機保守管理、冷却塔保守管理、送風機、排風機保守管理、冷温水発生装置保守管理	89	消防設備保守	警報設備保守管理、消火設備保守管理、避難設備保守管理
			90	昇降機自動階段保守	エレベータ保守管理、エスカレータ保守管理
			91	ねずみ・昆虫等防除	
84	衛生関連設備保守	貯水槽清掃、水質検査、給水管洗浄、排水槽清掃、湧水槽清掃、浄化槽保守点検、排水管洗浄、給排水設備保守管理、（水処理施設を含む）	92	建物総合管理	警備、清掃、空調関連、衛生関連、電気関連にまたがる入札参加資格を有し、建物の総合的な保守管理を行うもの
85	電気関連設備保守	受変電設備保守管理、非常用発電設備保守管理、蓄電池設備保守管理、電気一般設備保守管理（自動ドアを含む）			

県コード一覧表

- ① 申出書中、「県コード」欄及び「市町村コード」欄に記入するコードは、この一覧表によってください。
- ② 静岡県内の場合、申出書の「県コード」欄に“22”（静岡県のコード）を記入し、さらに、「市町村コード」欄に市町村コード（3桁）を記入してください。
- ③ 静岡県外の場合、申出書の「県コード」欄に該当する県コード（2桁）を記入し、「市町村コード」欄には何も記入しないでください。

県コード

区 分	コード	区 分	コード	区 分	コード	区 分	コード
北海道	01	東京都	13	滋賀県	25	香川県	37
青森県	02	神奈川県	14	京都府	26	愛媛県	38
岩手県	03	新潟県	15	大阪府	27	高知県	39
宮城県	04	富山県	16	兵庫県	28	福岡県	40
秋田県	05	石川県	17	奈良県	29	佐賀県	41
山形県	06	福井県	18	和歌山県	30	長崎県	42
福島県	07	山梨県	19	鳥取県	31	熊本県	43
茨城県	08	長野県	20	島根県	32	大分県	44
栃木県	09	岐阜県	21	岡山県	33	宮崎県	45
群馬県	10	静岡県	22	広島県	34	鹿児島県	46
埼玉県	11	愛知県	23	山口県	35	沖縄県	47
千葉県	12	三重県	24	徳島県	36		

入 札 書

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

入札者 住 所

氏 名

(名称・代表者名)

共有者 氏 名

(名称・代表者名)

印

印

代理人氏名

印

下記入札番号の財産について、入札参加心得書記載事項を承諾の上、下記の金額で買い受けたいので、申し込みます。

記

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札金額										

入札番号

- (注) 1 金額は算用数字で記入し、最初の数字の前に「金」又は「¥」を記入すること。
- 2 入札金額の訂正は行わないこと。
- 3 代理人による入札の場合は、代理人の記名押印をすること。
- 4 日付は、申込日以降で記入日を記入すること。
- 5 鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用しないこと。

白
紙

委任状

私は、下記入札番号の財産の買受けについて、
を代理人と定め、入札に関する一切の権限を委任いたします。

印

記

入札番号

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

住 所

氏 名

(名称・代表者名)

印

共有者 氏 名

(名称・代表者名)

印

白
紙

<本人が入札参加する場合の記入例>

申込日以降で
記入日を記入

入札書

令和〇年〇月〇日

静岡県知事 鈴木 康友 様

住所・氏名

実印

入札者 住所 静岡市葵区追手町9番6号

氏 名 静岡 太郎 印

(名称・代表者名)

共有者 氏 名

(名称・代表者名)

代理人氏名

下記入札番号の財産について、入札参加心得書記載事項を承諾の上、下記の金額で買い受けたいので、申し込みます。

記

入札
金額
記入

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札金額		¥	2	0	0	0	0	0	0	0

入札番号

1 0 0

1 ページの表を見て、購入物件の
入札番号を記入
(※購入物件ごとに
番号が異なります。)

- (注) 1 金額は算用数字で記入し、最初の数字の前に「金」又は「¥」を記入すること。
- 2 入札金額の訂正は行わないこと。
- 3 代理人による入札の場合は、代理人の記名押印をすること。
- 4 日付は、申込日以降で記入日を記入すること。
- 5 鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用しないこと。

< 代理人が入札参加する場合の記入例 >

入 札 書

申込日以降で
記入日を記入

令和〇年〇月〇日

静岡県知事 鈴木 康友 様

住所・氏名

入札者の
押印不要

入札者 住 所 静岡市葵区追手町 9 番 6 号

氏 名 静岡 太郎

(名称・代表者名)

共有者 氏 名

(名称・代表者名)

委任状と同じ印
(認印可)

代理人の
氏名・押印

代理人氏名 管財 次郎

印

下記入札番号の財産について、入札参加心得書記載事項を承諾の上、下記の金額で買い受けたいので、申し込みます。

記

入札
金額
記入

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札金額		¥	2	0	0	0	0	0	0	0

入札番号

1 0 0

1 ページの表を見て、購入物件の
入札番号を記入
(※購入物件ごとに
番号が異なります。)

- (注) 1 金額は算用数字で記入し、最初の数字の前に「金」又は「¥」を記入すること。
- 2 入札金額の訂正は行わないこと。
- 3 代理人による入札の場合は、代理人の記名押印をすること。
- 4 日付は、申込日以降で記入日を記入すること。
- 5 鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用しないこと。

＜代理人が入札参加する場合の記入例＞

委任状

代理人の印：
入札書と同じ印
(認印可)

代理人の氏名・押印

私は、下記入札番号の財産の買受けについて、**管財 次郎**を代理人と定め、入札に関する一切の権限を委任いたします。

印

印

記

入札番号

1 0 0

委任日を
記入

令和○年○月○日

1 ページの表を見て、購入物件の入札番号を記入（※購入物件ごとに番号が異なります。）

静岡県知事 鈴木 康友 様

購入希望者の住所・氏名

住 所 静岡市葵区追手町 9 番 6 号

氏 名 静岡 太郎 印

印

(名称・代表者名)

共有者 氏 名

(名称・代表者名)

印

購入希望者の
実印

郵送用封筒（簡易書留で送付すること）

委任状（代理人が入札する場合）

納入通知書兼領収書の原本
金融機関の領収印が押印されたもの
領収書が発行されなかった場合は、
支払い済みであることを確認できるもの

入札書を入れる封筒

印

印

裏面割印のうえ、
外側に入札番号
及び氏名（法人の
場合はその名称
又は商号及び代
表者氏名）を記載
すること

代理人が入札す
る場合は当該代
理人の氏名を併
記すること

印

物 件 調 書

【 土 地 】						
所在及び地番		伊豆市土肥字木場ノ段 1232 番4				
住 居 表 示		伊豆市土肥 1234 番4				
面 積	564.85 m ² (実測面積) ----- 564.85 m ² (公簿面積)	地 目	宅地(現況) ----- 宅地(公簿)	土地の 形 状	台形	
接面道路の幅員、 種別、状況等	東側間口約 23mが幅員約 5mの舗装市道水神橋天金線に等高に接面					
私道の負担等に 関 する 事 項	—					
法令に基づく制限の概要	都市計画区域	非線引都市計画区域	用途地域	用途指定なし		
	建 蔽 率	指定建蔽率 70%	基準建蔽率	70%		
	容 積 率	指定容積率 200%	基準容積率	200%		
	高さの制限	道路斜線制限	無・有	隣地斜線制限	無・有	
		北側斜線制限	無・有	絶対高さ制限	無・有	
		日影による中高層の建築物の制限		無・有		
	外壁後退	無・有		壁面線の制限	無・有	
	準防火地域	無・有		防火地域	無・有	
	そ の 他	土砂災害警戒区域(敷地のおよそ半分)、土砂災害特別警戒区域(敷地のおよそ半分)				
※ 各制限内容の詳細は、関係市町村の建築確認担当課にお問い合わせください。						
供給処理施設 の状況			事業所名	電話番号		
	電 気	引込不可・引込可	東京電力パワーグリッド株式会社	0120-995-007		
	上水道	引込不可・引込可	伊豆市上下水道課上水道スタッフ	0558-83-3901		
	下水道	引込不可・引込可	—	—		
	都市ガス	引込不可・引込可	—	—		
	※ 引込み費用等の詳細は、上記事業所にお問い合わせください。					
交通機関 (直線距離)	バ ス	東海バス「水神橋」停留所:物件の北方約 600m				
	鉄 道	伊豆箱根鉄道「修善寺」駅:物件の北西方約 16.0km				
公共施設 (直線距離)	役場	伊豆市役所土肥支所:物件の北西方約 1.2km				
	小学校	伊豆市立土肥小中一貫校:物件の北西方約 900m				
	中学校	伊豆市立土肥小中一貫校:物件の北西方約 900m				

【 建 物 】		
所 在	伊豆市土肥字木場ノ段 1232 番4	
建物の状況 (主である建物)	家屋番号	未登記
	構造・用途	鉄筋コンクリート造アスファルトシングル葺3階建
	延床面積	352.29
	建築時期	平成2年3月1日建築
	設計等	土肥地区職員住宅として設計
建物の状況 (付属建物)	家屋番号	未登記
	構造・用途	鉄筋コンクリート造陸屋根 1 階建
	延床面積	32.70 m ²
	建築時期	平成2年3月1日建築
	設計等	物置・ポンプ小屋として設計
建物の状況 (付属建物)	家屋番号	未登記
	構造・用途	鉄筋コンクリート造陸屋根 1 階建
	延床面積	6.00 m ²
	建築時期	平成2年3月1日建築
	設計等	プロパン庫として設計
外構工事・工作物等	受水槽、外柵、舗装、街灯、ゴミ置き場、浄化槽ほか	
◎参考事項(物件の状況、法令上の制限等に関する特記事項)		
-建物について-		
・本件建物は無価値であり、買主が解体することを前提に売却うものです。このため、本件建物の設備等については、経年変化及び使用に伴う性能低下、損傷、使用不能等があります。		
・本件建物内(物置等も含む)の物品類は現況での引渡しとなります。		
・本件建物は令和5年度にアスベスト調査を行っており、アスベストは含有しないとされています。		
・本件浄化槽は平成2年に設置したものです。		
・令和6年度まで受水槽の清掃を行っていました。		
-土地について-		
・敷地の北側、西側に外柵が設置されていますが、隣接地権者は引き続き設置することを希望しています。		
・敷地の北東側に自治会と共用しているゴミ置き場(屋根部分は自治会側で設置)が設置されており、自治会は引き続き共用することを希望しています。		
・物件敷地内の工作物、構造物及び樹木は現況のまま引き渡します。		
・西側樹木が敷地内に越境している可能性があります。		
・敷地東側の一部が、道路側市有地に越境しています。		

・敷地北側のコンクリートブロック擁壁及び石積み擁壁の一部が隣接地に越境しており、隣接地権者との間で覚書が締結されています。

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための資料にすぎません。必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての現地確認を行ってください。

品質に係る注意事項

- (1) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行います。
- (2) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。
- (3) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの設備の品質は保証できません。
- (4) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります
- (5) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・碎石・切り株・雑草等が存在する場合があります。
- (6) 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。

その他の注意事項（契約不適合責任の免責等）

- (1) 建物の建築図面等がある場合は静岡県行政経営課において閲覧できます。
- (2) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書をご参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。
なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。
- (3) 建物を解体撤去する場合の費用負担については、県は対応しません。また、解体撤去する場合は、騒音等の周辺の環境に配慮してください。
- (4) 敷地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として、散水等に努めてください。
- (5) 土地の形質変更をする場合の費用負担については、県は対応しません。また、土地の形質変更をする場合は、騒音・粉塵防止対策等の周辺の環境に配慮してください。
- (6) 現在の建物を解体撤去後、新たな建物を建築するにあたっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市町の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (7) 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担については、県は対応しません。
- (8) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。地中埋設物が発見されたとしても、これらの撤去及びその費用負担については、県は対応しません。
- (9) 物件によっては、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、開発方法によっては試掘調査が必要となる場合があります。（詳しくは物件所在市町村の教育委員会にお問合わせください。）
- (10) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (11) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (12) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱(電信柱・電柱付属物・電線等を含む)・支線・ゴミ置き場・道路設置物(ガードレール等)・道路標識(カーブミラー等を含む)等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。県ではこれらについて対応しません。
- (13) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・碎石・切り株等が存在する場合はあ

ります（品質）が、撤去及びその費用負担等については、県は対応しません。

(14) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、県は対応しません。

(15) 建物のアスベストについては、他に記載のある場合を除き、専門業者による調査は実施していません。調査の費用負担とアスベストが発見された場合の除去及びその費用負担等については、県は対応しません。

案 内 図



凡 例



売払い物件

※およその位置を示す案内図になります。

土地の正確な形状を表すものではありません。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成20年3月17日	不動産番号	0801005978332
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在	伊豆市土肥字木場ノ段				[余白]
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1232番4	田	575		[余白]	
[余白]	宅地	575	20	②③平成2年3月1日地目変更 〔平成18年2月24日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		管轄転属により登記 平成20年3月17日	
[余白]	[余白]	564	85	③錯誤 〔令和6年12月26日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成1年4月10日 第1334号	原因 平成1年3月31日売買 所有者 静 岡 県 順位6番の登記を移記
	[余白]	[余白]	管轄転属により登記 平成20年3月17日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

(静岡地方務局沼津支局管轄)

令和7年7月31日

静岡地方務局

登記官

藤 沼 正 彦

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

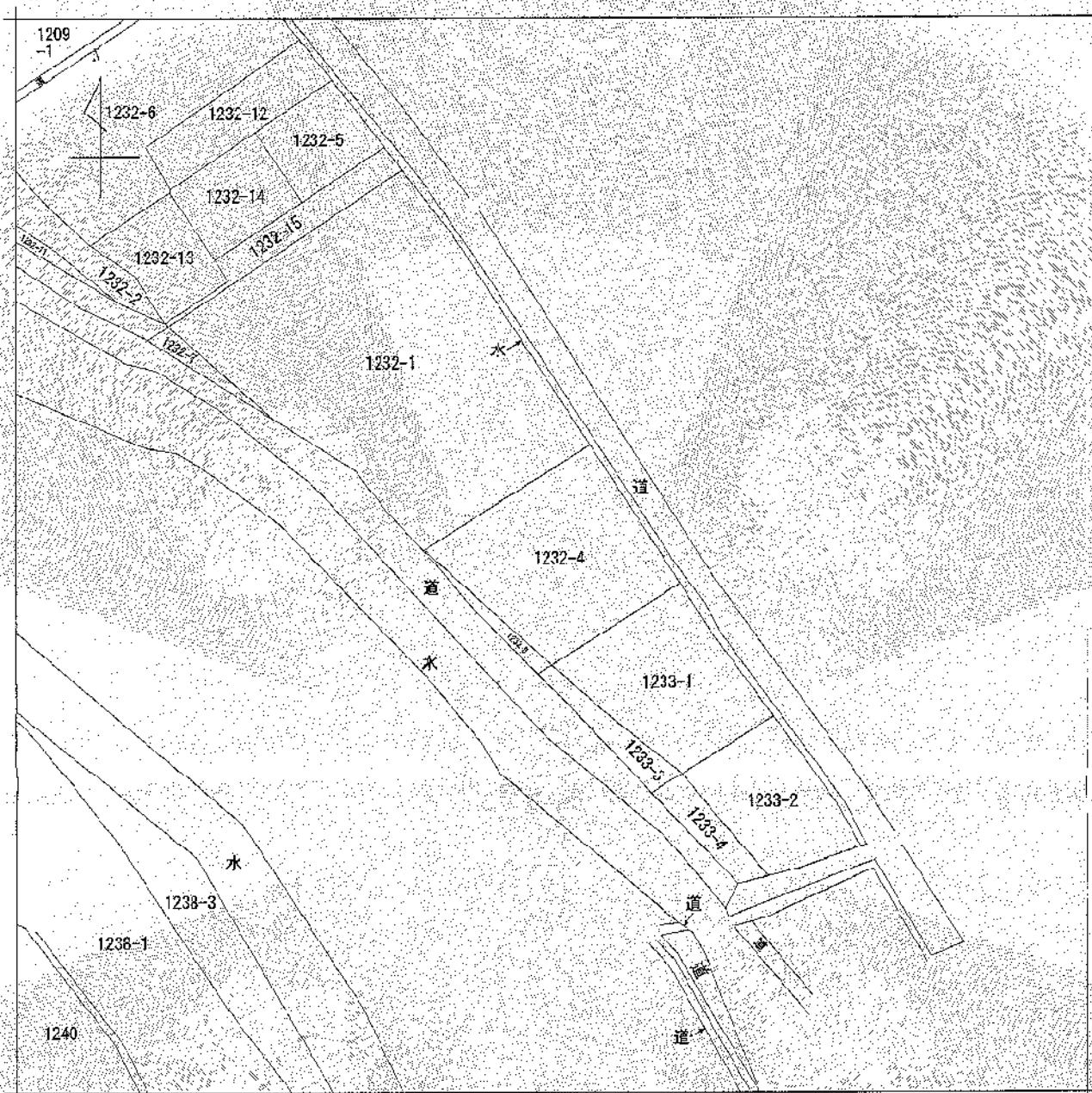
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K40163 (3/4)



1/1



(注) 地図に準ずる図面は、土地の位置を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の説明を記載した図面です。



請求 部分	所 在 伊豆市土肥字木場ノ段					地 番 1232番4			
出力 縮尺	1/600	精度 区分		座標系 番号又は 記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土池台郷附属地図
作成 年月日					備 寸 年月日 (原図)			補 記 事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(静岡地方方法務局浜津支局管轄)

令和7年7月31日

静岡地方方法務局

請求番号：16-1
(1/1)

登記官

藤沼正彦



A3からA4に縮小

公用

登記年月日：令和6年12月26日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(静岡県地方務局沼津支局管轄)

令和7年7月31日

静岡県地方務局

登記官

藤沼正彦



請求番号：16-2

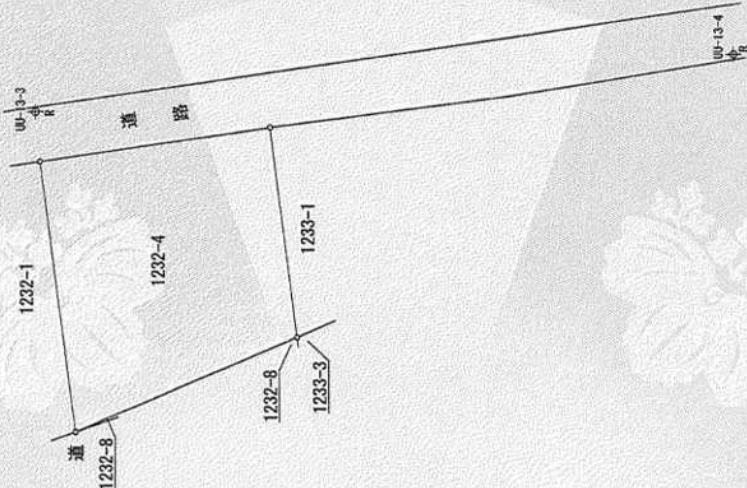
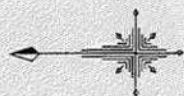
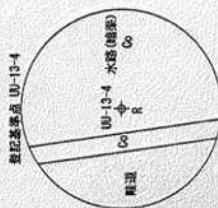
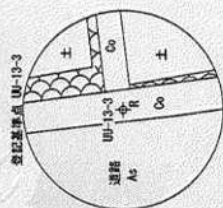
(1/2)

地積測量図 1/2

地番 1232-4

土地の所在 伊豆市土肥字木場ノ段

登記基準点座標一覧表	点名	X座標	Y座標	備考
UU-13-3		-21658.534	27700.775	伊豆市地積測量多角点
UU-13-4		-21758.438	27706.109	伊豆市地積測量多角点



測量年月日	令和6年3月7日
地籍系	世界測地系 国系

境界線記号 S 石杭, C コンクリート杭, P プラスチック杭, R 金属杭, M 杭目, 図 金属標 (単位:m)

(令和6年12月13日作成)

伊豆市修善寺477番地の1

土地家屋調査士

作成者

遠藤孝司

申請人

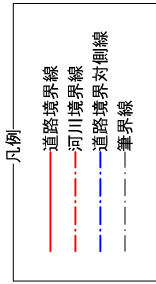
静岡県立伊豆総合高等学校
校長 所康俊

縮尺 1/500

A3からA4に縮小

用地実測図
伊豆市土肥字木場ノ段

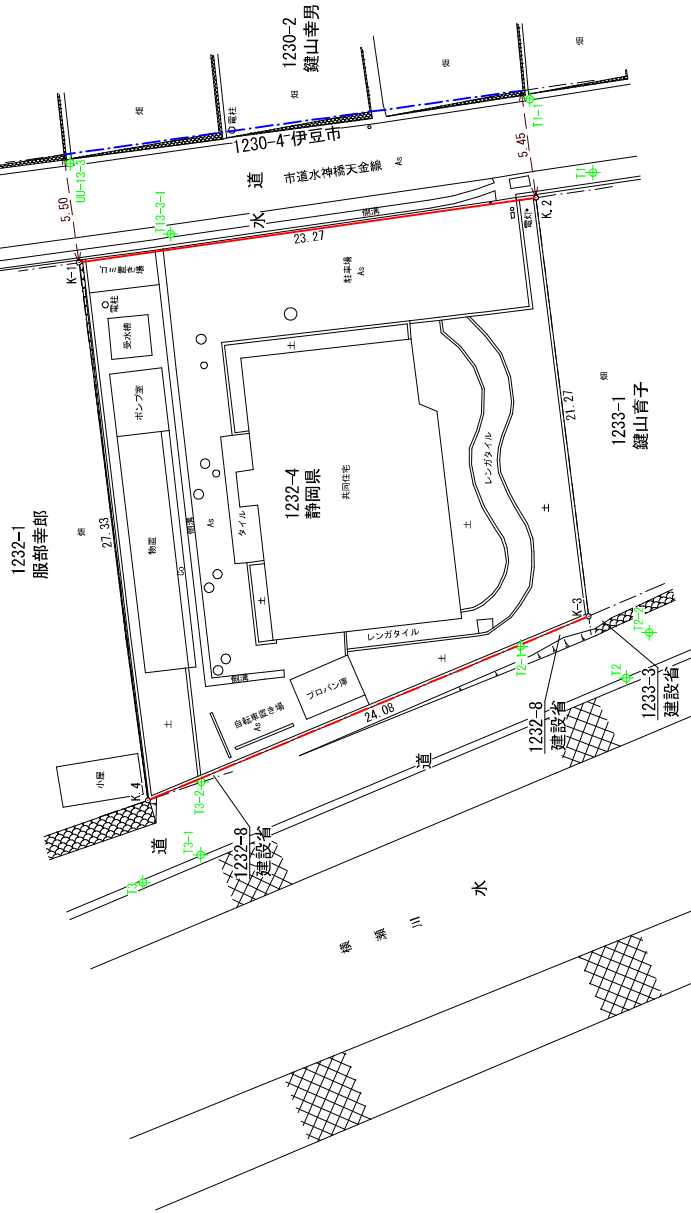
境界点座標一覧表		
点 名	X 座標	Y 座標
K-1	-121688.977	27695.765
K-2	-121712.020	27699.037
K-3	-121714.675	27677.933
K-4	-121692.452	27668.654



S=1:250

基準点座標一覧表 (既知点)		
点 名	X 座標	Y 座標
UU-13-2	-121616.909	27683.429
UU-13-3	-121688.534	27700.775
UU-13-4	-121758.438	27706.109
UU-13-5	-121809.161	27718.948

基準点座標一覧表 (新点)		
点 名	X 座標	Y 座標
T1	-121714.896	27700.303
T2	-121716.571	27674.815
T3	-121692.201	27664.499
T1-1	-121711.704	27704.006
T2-1	-121711.243	27676.406
T2-2	-121717.729	27671.115
T3-1	-121695.116	27665.900
T3-2	-121695.143	27669.580
T13-3-1	-121693.595	27697.209



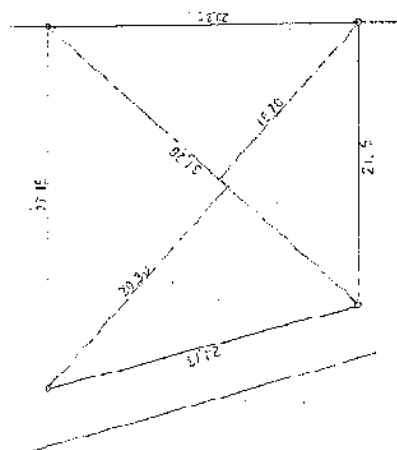
面積計算

求積表

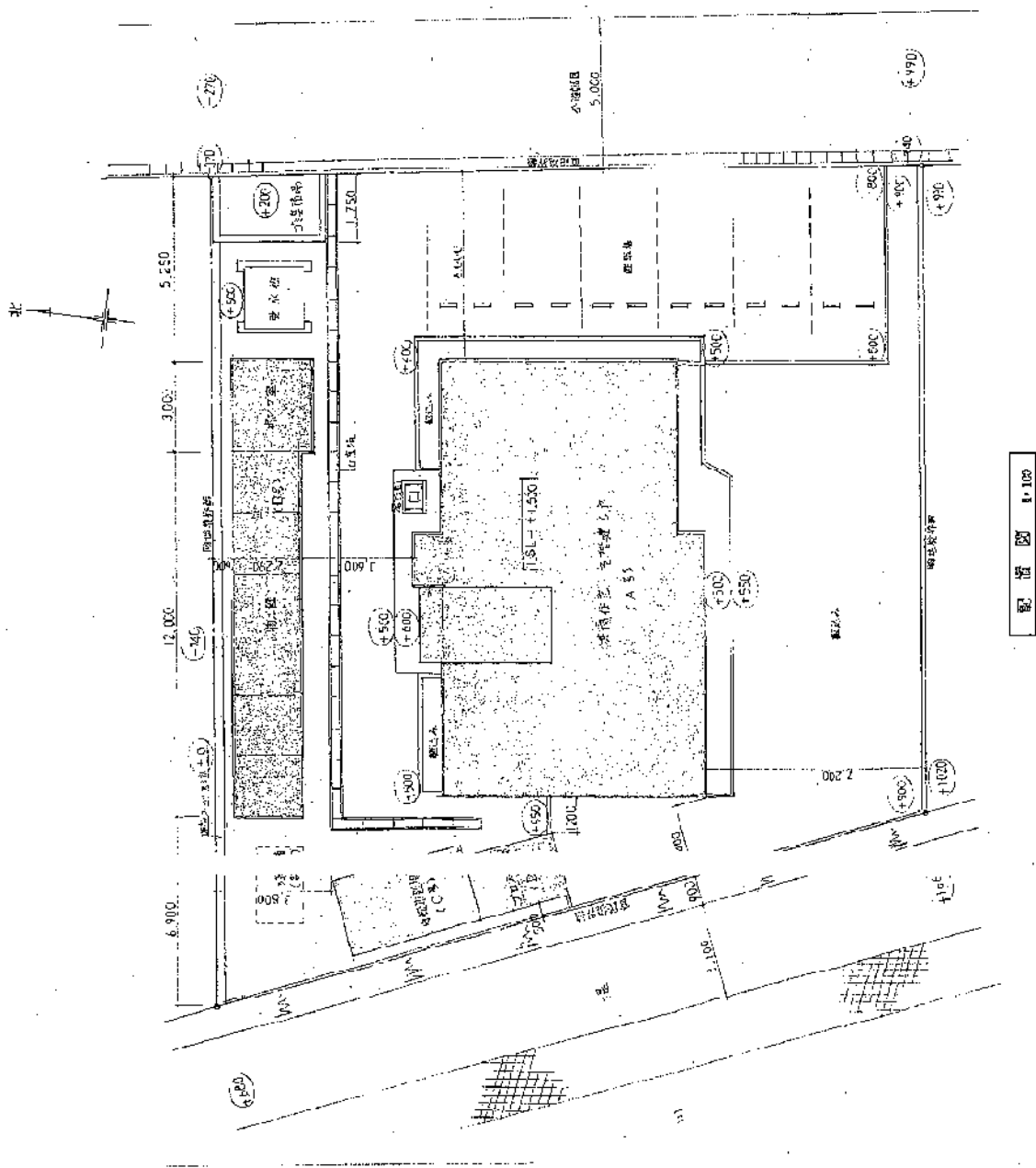
地 番 ① 1232-4					
No	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn+1-Xn-1	Yn+1-Yn-1
K-1	-121688.977	27695.765	30.383	-3697276.188191	
K-2	-121712.020	27699.037	-17.832	2170368.740640	
K-3	-121714.675	27677.933	-30.383	3698056.970525	
K-4	-121692.452	27668.654	17.832	-2170019.804064	
合 計			1129.718910	564.8594550	
合 計 面 積			564.85 m ²		

業務名称	令和5年度 静岡県立伊豆総合高等学校土肥分校 職員住宅用地測量業務委託		
施行箇所	伊豆市土肥 地内		
図面の種類	面積計算 用地実測図		
縮尺 S=1:250	図面番号 7 葉中 4		
測量年月日 . . .	設計年月日 . . .		
事務所名	静岡県立伊豆総合高等学校土肥分校		

A3からA4に縮小



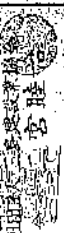
敷地面積
 $21.24 \times (27.72 + 27.20) \div 2 = 561.60 \text{ m}^2$



昭和55年9月19日

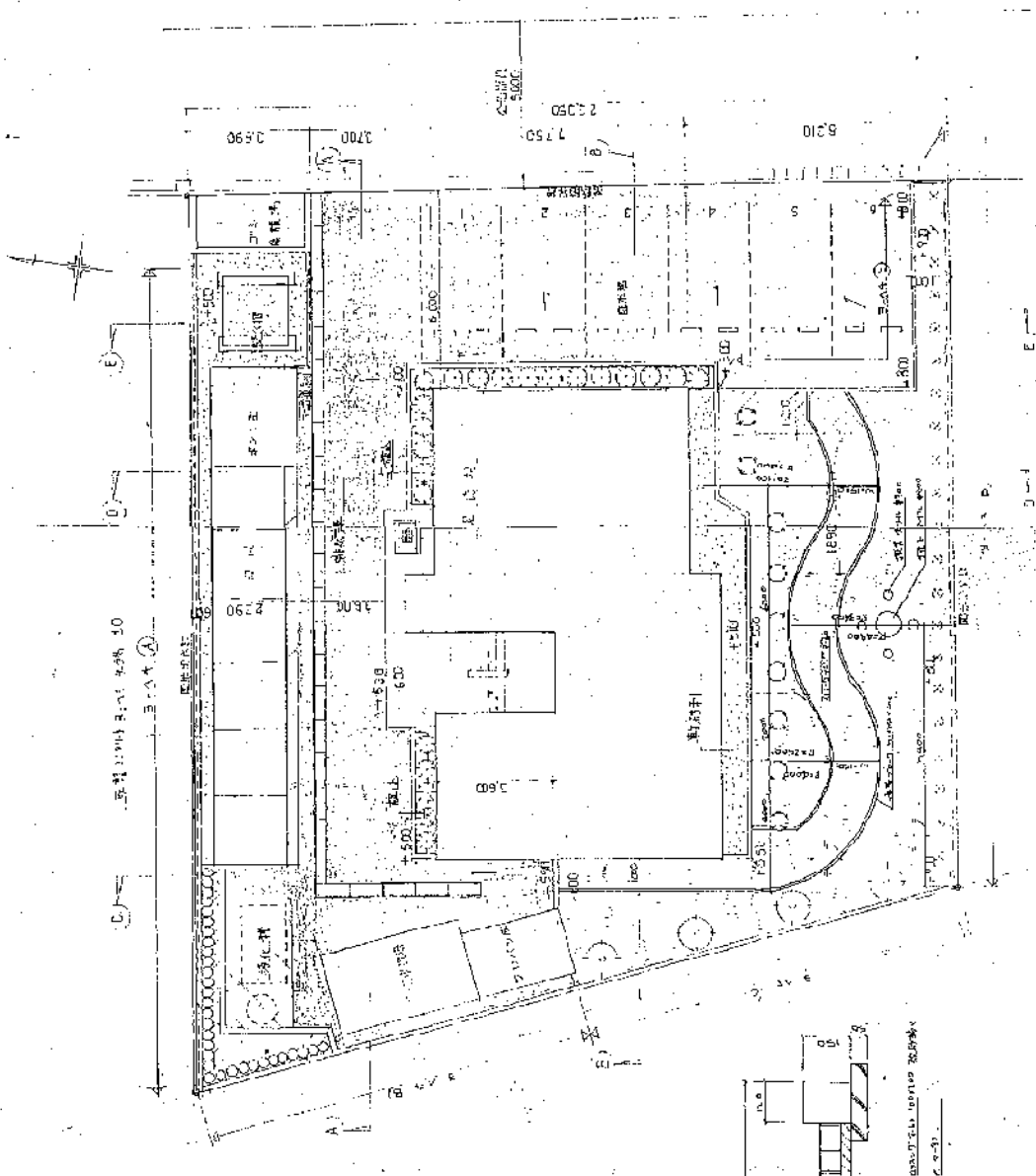


250番の2



1. 100mm 厚のコンクリート	1. 100mm 厚のコンクリート
2. 100mm 厚のコンクリート	2. 100mm 厚のコンクリート
3. 100mm 厚のコンクリート	3. 100mm 厚のコンクリート
4. 100mm 厚のコンクリート	4. 100mm 厚のコンクリート

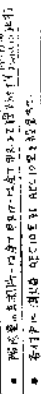
区画	区画番号	区画名称	区画面積 (㎡)
1	100	100mm 厚のコンクリート	0.12
2	100	100mm 厚のコンクリート	0.12
3	100	100mm 厚のコンクリート	0.12
4	100	100mm 厚のコンクリート	0.12
5	100	100mm 厚のコンクリート	0.12
6	100	100mm 厚のコンクリート	0.12
7	100	100mm 厚のコンクリート	0.12
8	100	100mm 厚のコンクリート	0.12
9	100	100mm 厚のコンクリート	0.12
10	100	100mm 厚のコンクリート	0.12



スキャン時の縮尺不明

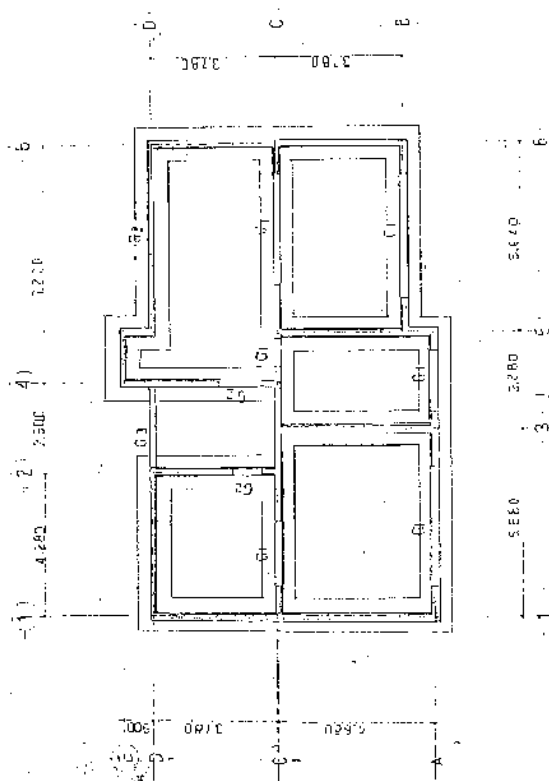
外観図

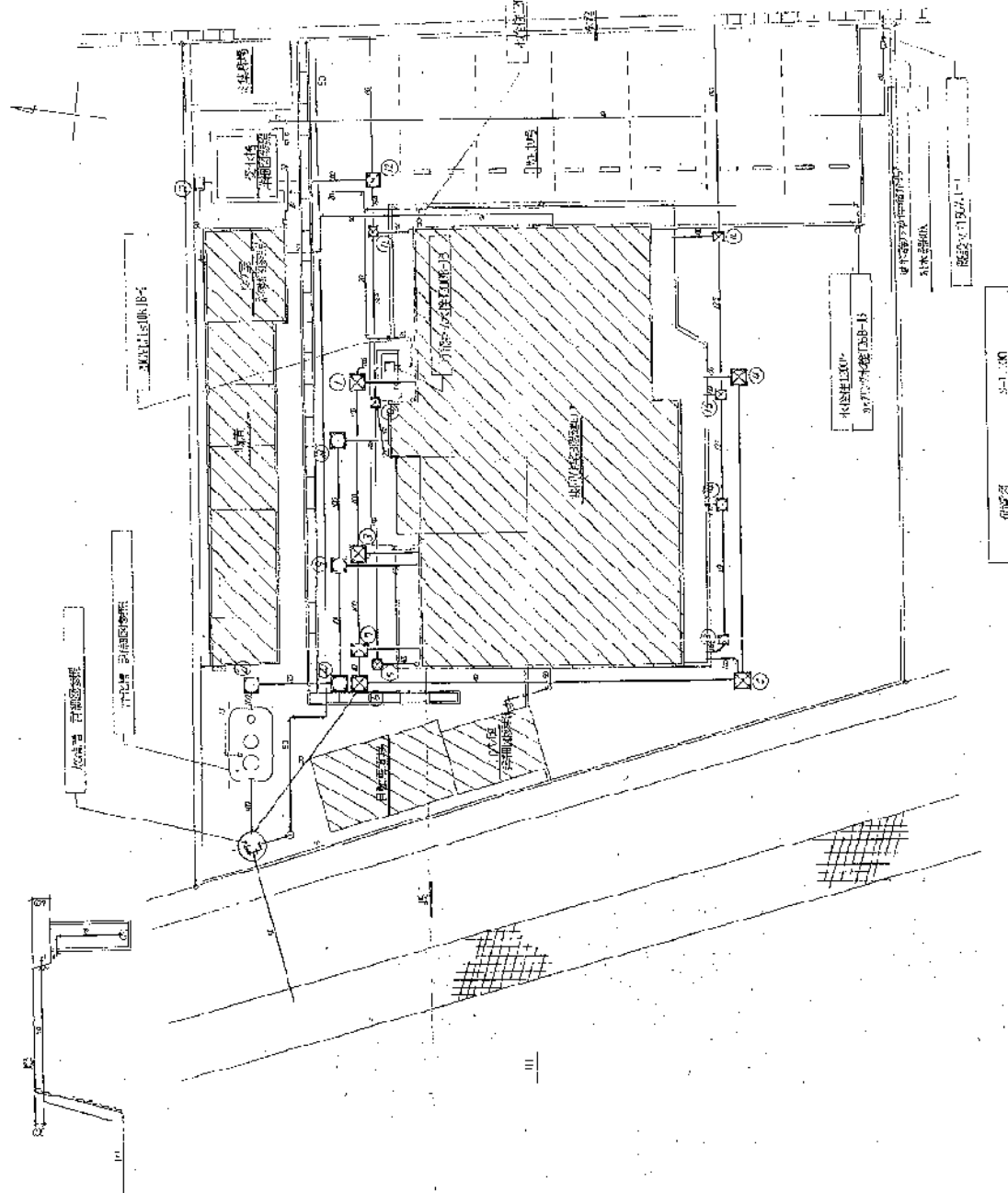
水 國 圖 說



Technical drawing of a mechanical part, likely a shaft or pin. The drawing shows a cross-section with a central hole. Dimensions are indicated: a total length of 100, a hole diameter of $\varnothing 13$, and a hole depth of 10. A label "C 13 725C" is present. A scale bar at the bottom indicates 0, 50, 100, 200, 300, 400, 500, 600, 700, 800, 900, 1000. A label "1411 C" is also visible.

品名	単位	数量	単価	金額
鉄板	枚	10	100	1000
角鉄	kg	100	100	10000
鋼管	kg	100	100	10000
木材	m ³	10	100	1000
砂	m ³	10	100	1000
石	m ³	10	100	1000
セメント	kg	100	100	10000
鉄釘	kg	100	100	10000
ボルト	kg	100	100	10000
ナット	kg	100	100	10000
ワッシャー	kg	100	100	10000
その他	kg	100	100	10000
合計				60000





スキャン時の縮尺不明

本図は、平成10年10月20日現在のもので、その後変更された場合は、関係機関に照会すること。

平成10年10月20日現在のもので、その後変更された場合は、関係機関に照会すること。



検 査 済 書

下記の消防用設備等を検査した結果、異状のないことを確認しました。

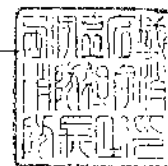
記

防火対象物	所在地	田方郡土肥町土肥1232-4		
	名 称	土肥地区教職員住宅	業 態	共同住宅
消防用設備等の種類	工 事 の 種 別		検 査 年 月 日	検 査 員
自動火災報知設備	新設・増設・改修・移設・その他		年 月 日	
屋内消火栓設備	新設・増設・改修・移設・その他		年 月 日	
漏電火災警報器	新設・増設・改修・移設・その他		年 月 日	
非常警報器具	新設・増設・改修・移設・その他		年 月 日	
避難器具	新設・増設・改修・移設・その他		年 月 日	
誘導灯・誘導標識	新設・増設・改修・移設・その他		年 月 日	
消 火 器	新設・増設・改修・移設・その他		2 年 3 月 13 日	保
			年 月 日	
			年 月 日	
備 考				

平成 2 年 3 月 13 日

西伊豆広域消防組合

消防長 小長谷 泰



静岡県立土肥高等学校
校 長 柴 田 和 洋

様

令和5年度 下田地区教職員住宅(プール横)ほかアスベスト等含有調査業務委託

No.	施設名	採取場所	採取部位	試料名	分析方法		定性 JIS A 1481-1「建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第1部」							
					定性	判定	クリスタル	アモサイト	クロシライト	トレモライト	アキチナイト	アンフロイト		
1	下田地区教職員住宅 (プール横)	—	外壁	粒状陶石材吹付	偏光顕微鏡 推定質量分率(%)	含有せず 無検出	含有せず 無検出	含有せず 無検出	含有せず 無検出	含有せず 無検出	含有せず 無検出	含有せず 無検出	含有せず 無検出	
2	土肥地区教職員住宅 八木沢住宅	—	外壁	吹付タイル	判定	試料は石棉を含有しない。								
					偏光顕微鏡 推定質量分率(%)	含有せず 無検出	含有せず 無検出	含有せず 無検出	含有せず 無検出	含有せず 無検出	含有せず 無検出	含有せず 無検出		
					判定	試料は石棉を含有しない。								
3	土肥地区教職員住宅 横瀬住宅	—	外壁	吹付タイル	偏光顕微鏡 推定質量分率(%)	含有せず 無検出	含有せず 無検出	含有せず 無検出	含有せず 無検出	含有せず 無検出	含有せず 無検出	含有せず 無検出		
判定					試料は石棉を含有しない。									
偏光顕微鏡 推定質量分率(%)					含有せず 無検出	含有せず 無検出	含有せず 無検出	含有せず 無検出	含有せず 無検出	含有せず 無検出	含有せず 無検出			
4		階段	腰壁	吹付タイル	偏光顕微鏡 推定質量分率(%)	含有せず 無検出	含有せず 無検出	含有せず 無検出	含有せず 無検出	含有せず 無検出	含有せず 無検出	含有せず 無検出		
					判定	試料は石棉を含有しない。								

静岡県立伊豆総合高等学校土肥分校 殿

貯水槽清掃報告書

建築物名称 横瀬職員住宅

清掃期日 令和 6 年 5 月 27 日

作業実施業者 沼津市下香貫汐人 2217-4
株式会社 カンザイ
登録番号 電 話 (055) 941-7555
静岡県 1 2 貯第 1 号



貯水槽清掃作業完了報告書

(簡易専用水道)

静岡県立伊豆総合高等学校土肥分校 殿

(横瀬職員住宅)

実施者

沼津市 2217-4

株式会社 カイ

代表取締役 佐野 佳一

TEL (055) 941-7555

静岡県 12 貯第 1 号

作業実施日	令和 6 年 5 月 27 日			月曜日	天候	雨
作業時間	9 時 30 分 ~ 11 時 30 分					
作業者	有資格者名 (責任者)	免許番号 083391 小堀 勝久	補助者名	佐野 佳一		
断水時間	時 分 ~ 時 分					
項目/貯水槽の構造	受水槽		高置水槽		圧力水槽	
容量 (m³)	8					
槽数	1					
構造	FRP					
設置方式	地上式		梁台			
その他	ビット	有	水抜管			
点検状況			特記事項		特記事項	
	さび	有・無		有・無		有・無
	異物	有・無		有・無		有・無
	沈殿物(泥・砂)	有・無		有・無		有・無
	亀裂	有・無		有・無		有・無
	マンホール	④・否		良・否		良・否
	満減水警報装置	④・否		良・否		良・否
	ボールタップ	④・否		良・否		良・否
フード弁	良・否		良・否		良・否	
防虫網	④・無		有・無		有・無	

揚水ポンプ	種 類	圧力式		メーカー名	ワル SX-VFC403-1.5D	
	項目／台数	No.1	No.2	項目／台数	No.1	No.2
	電 流	A	A	マグネットSW	良・否	良・否
	圧 力 計	2.6 kg/cm ²	2.6 kg/cm ²	フロートバルブSW	良・否	良・否
	逆 止 弁	良・否	良・否	交互リレー	良・否	良・否
	グラント・バック	良・否	良・否			
揚水主管	管径	40Amm		水戸状況		
防 錆 剤	使用(薬剤名) (未使用)					
槽内消毒	薬剤名	次亜塩素酸ナトリウム		濃度	100mg/L	
遊離残留塩素量	測 定 方 法	DPD 法				
	場 所 名	1F 手洗場				
	掃 除 後	11時00分	時 分	時 分	時 分	
		0.2				
水 質 検 査	採水年月日	令和 6 年 5 月 27 日 月曜日		11時00分		
時期／検査項目	色度	濁度	臭気	味		
基準値 / 清掃後	5度以下/ND	2度以下/ND	異状なし/異状なし	異状なし/異状なし		
所						
見	槽内消毒状況 薬剤名 次亜塩素酸ナトリウム 槽内洗浄完了後 第1回目 濃度 100mg/Lにて消毒 30分放置水洗い排水 第2回目 濃度 50mg/Lにて消毒 30分放置後水張り					

飲料水検査結果書

第 B541155(1/I)号

株式会社 カンザイ

様

2024年 06月 07日

御依頼のありました試料を分析の結果、
下記の通りでしたので報告します。

飲料水検査 静岡県 第 1 号
事業所名 東海プラント株式会社
〒410 0873 静岡県沼津市大田510-1
TEL 055 924-2700 FAX 055 924-2470

受付番号: 136581-E-0-2

検査実施責任者

伊 東 秀 城

検体名	飲料水	天 候	雨
採水場所	県立伊豆総合高校土肥分校1F手洗場	気 温 [°C]	-
採水日時	2024年 05月 27日 (月) 11時00 分	水 温 [°C]	-
採取者	佐野様	残留塩素[mg/L]	0.2 *
特記事項	-	分析期間	05月 27日 ~ 06月 01日

No	検 査 項 目	検 査 結 果	水 質 基 準	単 位	判 定
1	一般細菌	検出しない	100 以下	個/mL	○
2	大腸菌	検出しない	検出されないこと	1/100mL	○
3	亜硝酸態窒素	0.004 未満	0.04 以下	mg/L	○
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0	10 以下	mg/L	○
5	塩化物イオン	4.2	200 以下	mg/L	○
6	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.3 未満	3 以下	mg/L	○
7	pH値	7.0 (23℃)	5.8~8.6	-	○
8	味	異常無し	異常でないこと	-	○
9	臭 気	異常無し	異常でないこと	-	○
10	色 度	1 未満	5 以下	度	○
11	濁 度	0.5 未満	2 以下	度	○
		以下 余 白			
備考	検査の結果、厚生労働省令第101号(制定:平成15.5,改正:平成27.4)に基づく水質基準に適合しています。				

様式 TLS 99-V4

飲料水検査結果書

第 B541155(1/1)号

2024年 06月 07日

株式会社 カンザイ 様

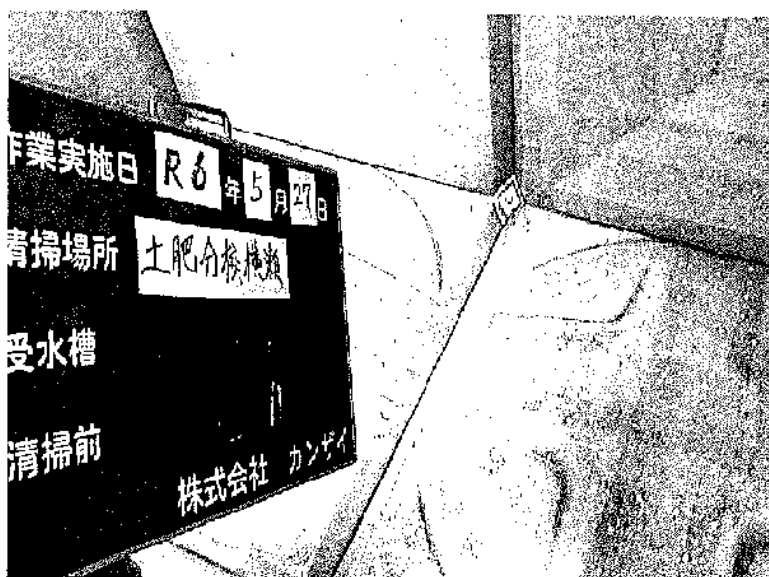
御依頼のありました試料を分析の結果、
下記の通りでしたので報告します。

飲料水検査 静岡県 第 3 号
事業所名 東海プラント株式会社
〒410-0873 静岡県沼津市大田510-1
TEL 055-924-2755 FAX 055-924-2470

受付番号: I36581-B-0-2 検査実施責任者 伊 東 秀 成

検体名	飲料水	天 候	雨
採水場所	県立伊豆総合高校土肥分校IP手洗場	気 温 [℃]	-
採水日時	2024年 05月 27日 (月) 11時00 分	水 温 [℃]	-
採 取 者	佐野様	残留塩素[mg/L]	0.2 *
特記事項	-	分析期間	05月 27日 ~ 06月 01日

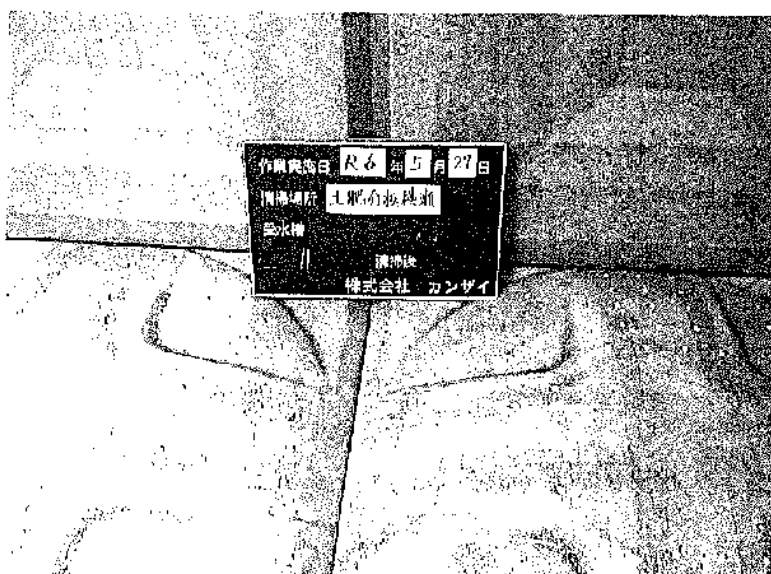
Nc	検 査 項 目	検 査 結 果	水 質 基 準	単 位	判 定
1	一般細菌	検出しない	100 以下	個/mL	○
2	大腸菌	検出しない	検出されないこと	±/100mL	○
3	亜硝酸態窒素	0.004 未満	0.04 以下	mg/L	○
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0	10 以下	mg/L	○
5	塩化物イオン	4.2	200 以下	mg/L	○
6	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.3 未満	3 以下	mg/L	○
7	pH値	7.0 (23℃)	5.8~8.6	-	○
8	味	異常無し	異常でないこと	-	○
9	臭 気	異常無し	異常でないこと	-	○
10	色 度	1 未満	5 以下	度	○
11	濁 度	0.5 未満	2 以下	度	○
		以下 余 白			
備考	検査の結果、厚生労働省令第101号(制定:平成15.5,改正:平成27.4)に基づく水質基準に適合しています。				



受水槽
清掃前



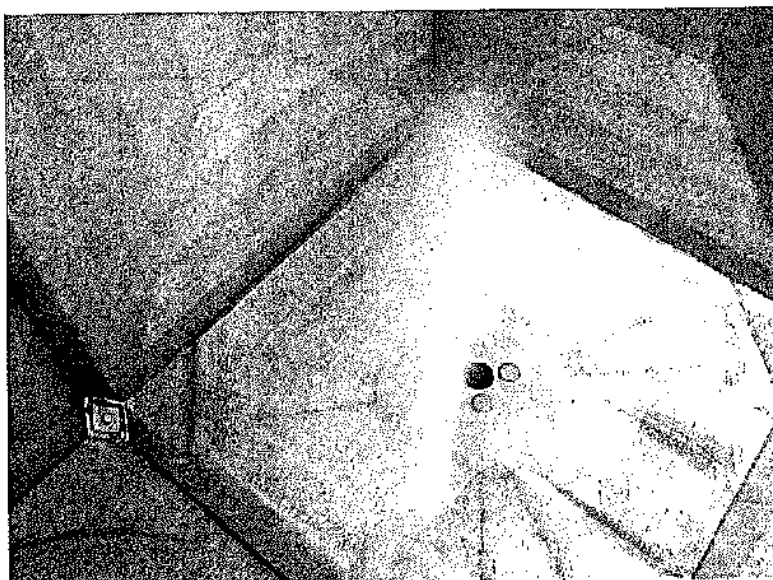
清掃中



清掃後



清掃前



清掃中



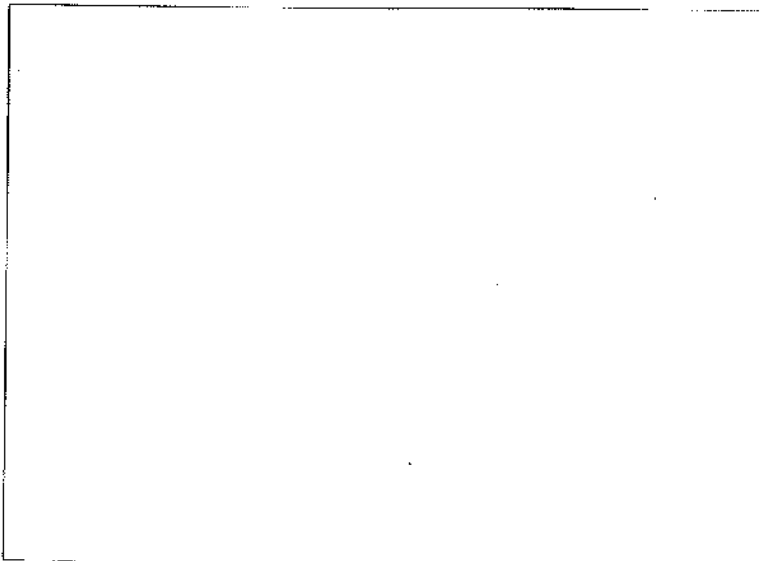
清掃後



槽内清掃用具



槽内 消毒中



試験検査成績書

依頼年月日 6 年 3 月 26 日

〒 410-0822

住所 (所在地) 沼津市下香貫汐入2217-4

氏名 (名称) 株式会社 カンザ 様

検 査 物	糞 便	検査項目	保 菌 検 査
検体採取年月日	年 月 日	区 分	給食従事者・水道従事者 食品従事者・一般・その他

被 検 査 者 名 簿 7 名

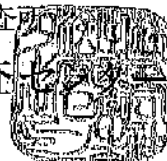
No.	氏 名	性 別	検 査 結 果			
			赤 痢 菌 サルモネラ	病原大腸菌 (O-157)		
1	小堀 勝久	男	陰 性	陰 性		
2	佐野 桂一	男	陰 性	陰 性		
3	鈴木 実	男	陰 性	陰 性		
4	田代 美彦	男	陰 性	陰 性		
5	箱村 範雄	男	陰 性	陰 性		
6	二藤 弘人	男	陰 性	陰 性		
7	島田 健次	男	陰 性	陰 性		
		男・女	以下余白			
		男・女				
		男・女				

検査結果は上記のとおりです。

6. 4. 1 - 日

登録衛生検査所

(株)中部衛生検査



貯水槽清掃及び滅菌消毒作業手順

1. 事前の打合せ
 - ・ 作業日時及び方法を維持管理権限者、管理技術者と十分協議の上決定
 - ・ 作業方法は、設備構造等図面を検討の上決定
 - ・ 作業手順を維持管理権限者に提示し、作業実施を事前に知らせ混乱の起さないよう十分注意する
2. 作業チームの編成
 - ・ 有資格者である作業責任者和他1名にてチーム編成を行う。また容量に応じて増員する
3. 作業員の健康管理等
 - ・ 作業員は水道法第21条に規定する、健康診断を年2回受診した者で構成する（中部衛生検査センター）
 - ・ 作業員は作業直前にあらかじめ消毒を行った作業衣・マスク・ゴム長靴等を着用し、入槽前には必ず消毒水盤を通る
4. 使用機器機械の点検
 - ・ 機器類は、監督者が定期的に整備点検を1ヶ月に1回行う
 - ・ 必要に応じ整備又は修理を行い、槽内に持ち込む物については、十分な消毒を行う
 - ・ 掃除用機器器材は、専用として他には使用しない
5. 作業手順
 - ・ 貯水槽元栓パイプを閉じ、周辺の清掃を行う
 - ・ 通気管・排気管・自動機器の点検を行い、必要があれば補修する
 - ・ 槽内の排水を行い、作業開始すると同時に換気ファンで換気を行う。また、事故防止には十分注意する。
 - ・ 受水槽の清掃後、高置水槽、圧力水槽等の清掃を行う
 - ・ 貯水槽内の沈んでん物質、浮遊物質、壁面等に付着した物質を除去し、洗浄に用いた水は完全に排除する
 - ・ 掃除完了後、洗浄及び排水を行い、必要があれば槽内の補修をする
 - ・ 次亜塩素酸ソーダ（遊離残留塩素 100mg/L）により第1回目の消毒を行う
 - ・ 30分後に第3回目の洗浄及び排水を行うと共に第2回目の消毒（遊離残留塩素 50mg/L）を行う
 - ・ 消毒終了後、消毒に用いた塩素剤を完全に排除し、貯水槽内には立ち入らない様にする
 - ・ 清水後、下記の項目について完了検査を責任者が行い基準を満たしていない場合はその原因を調査、必要な措置を行う
 - ① 濁度（2度以下）
 - ② 色度（5度以下）
 - ③ 遊離残留塩素（0.2mg/L 以上）
 - ④ 臭気（異常のないこと）
 - ⑤ 味（異常のないこと）
 - ・ ポンプ始動後、端末給水栓にて前項の検査を行い良否を確認する（結果については別紙の通りです）
 - ・ 清掃により生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）、下水道法（昭和三十四年法律第七十九号）等の規定に基づき適切に処理を行う
6. 作業報告書の提出
 - ・ 作業完了後、清掃状況等写した写真・水質分析結果を記入した作業完了報告書を、維持管理権限者に提出する

物 件 調 書

【 土 地 】						
所在及び地番		伊豆市八木沢字松原 572 番				
住 居 表 示		伊豆市八木沢 572				
面 積		761.84 m ² (実測面積) ----- 761.84 m ² (公簿面積)	地 目	宅地(現況) ----- 宅地(公簿)	土地の 形 状 不整形地	
接面道路の幅員、 種別、状況等		北西側間口約 28mが幅員約 2.8～3.3mの舗装市道尾羽根間洞線(建築基準法 42 条 2項)に等高に接面し、南側間口約 4m が取付通路を介して幅員約4m の舗装市道松原妙ノ線(建築基準法第 42 条 1 項1号)に等高に接面している。				
私道の負担等に 関 する 事 項		—				
法令に基づく 制限の概要	都市計画区域	非線引都市計画区域	用途地域	用途指定なし		
	建 蔽 率	指定建蔽率 70%	基準建蔽率	70%		
	容 積 率	指定容積率 200%	基準容積率	200%		
	高さの制限	道路斜線制限	無・有	隣地斜線制限	無・有	
		北側斜線制限	無・有	絶対高さ制限	無・有	
		日影による中高層の建築物の制限		無・有		
	外壁後退	無・有		壁面線の制限	無・有	
	準防火地域	無・有		防火地域	無・有	
	そ の 他	建築基準法第 22 条区域、特定用途制限地域(里山環境共生地区)				
※ 各制限内容の詳細は、関係市町村の建築確認担当課にお問い合わせください。						
供給処理施設 の状況			事業所名	電話番号		
	電 気	引込不可・引込可	東京電力パワーグリッド株式会社	0120-995-007		
	上水道	引込不可・引込可	伊豆市上下水道課上水道スタッフ	0558-83-3901		
	下水道	引込不可・引込可	—	—		
	都市ガス	引込不可・引込可	—	—		
	※ 引込み費用等の詳細は、上記事業所にお問い合わせください。					
交通機関 (直線距離)	バ ス	東海バス「八木沢」停留所:物件の北西方約 300m				
	鉄 道	伊豆箱根鉄道「修善寺」駅:物件の北西方約 18.5km				
公共施設 (直線距離)	役場	伊豆市役所土肥支所:物件の北西方約 2.5km				
	小学校	伊豆市立土肥小中一貫校:物件の北西方約 2.4km				
	中学校	伊豆市立土肥小中一貫校:物件の北西方約 2.4km				

【 建 物 】		
所 在	伊豆市八木沢字松原 572 番	
建物の状況 (主である建物)	家屋番号	未登記
	構造・用途	鉄筋コンクリート造アスファルトシングル葺3階建
	延床面積	352.35 m ²
	建築時期	平成 3 年 3 月 29 日建築
	設計等	土肥高校職員住宅として設計
建物の状況 (付属建物)	家屋番号	未登記
	構造・用途	鉄筋コンクリート造陸屋根 1 階建
	延床面積	30.30 m ²
	建築時期	平成 3 年 3 月 29 日建築
	設計等	物置・ポンプ小屋として設計
建物の状況 (付属建物)	家屋番号	未登記
	構造・用途	軽量鉄骨造アルミニウム板葺 1 階建
	延床面積	8.17 m ²
	建築時期	平成 3 年 3 月 29 日建築
	設計等	自転車置場として設計
外構工事・工作物等	受水槽、外柵、舗装、街灯、浄化槽	
◎参考事項(物件の状況、法令上の制限等に関する特記事項)		
-建物について-		
・平成 24 年に 201 号室で火災が発生し、同年度内に壁クロス、床板、照明器具等の修繕を行っています。上下階への延焼はなく、放水はなかったため他の部屋への影響はなかったようですが、躯体等への影響は不明です。		
・101 号室、201 号室の洗面所で雨漏りが原因と思われる天井の剥がれが見られ、他の部屋においても壁や天井への染みやカビ、畳や床下の腐敗等が見られます。		
・平成 19 年度に加圧給水装置の工事を行っています。		
・本件建物内(物置等も含む)の物品類は現況での引渡しとなります。		
・本件建物は令和5年度にアスベスト調査を行っており、アスベストは含有しないとされています。		
・本件浄化槽は平成3年に設置したものです。		
・令和 6 年度まで受水槽の清掃を行っていました。		
・共用部階段天井のクラックやドレインの詰まりが発生しています。		
-土地について-		
・南東角付近で側溝のコンクリートの破損が見られますが、現状のまま引き渡します。		
・本件東側の柵が隣地からの草で押し倒され、一部に破損が見られます。また、東側、北側から樹木等の越境が見られますが、現状のまま引き渡します。		

・物件敷地内の工作物、構造物及び樹木は現況のまま引き渡します。

・建物を解体する場合、本件敷地内までの道路状況では大型車の出入りは困難であるため、通常の場合と比べて解体費用が割高になる可能性があります。

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための資料にすぎません。必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての現地確認を行ってください。

品質に係る注意事項

- (1) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行います。
- (2) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。
- (3) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの設備の品質は保証できません。
- (4) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります
- (5) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・碎石・切り株・雑草等が存在する場合があります。
- (6) 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。

その他の注意事項（契約不適合責任の免責等）

- (1) 建物の建築図面等がある場合は静岡県行政経営課において閲覧できます。
- (2) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書をご参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。
なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。
- (3) 建物を解体撤去する場合の費用負担については、県は対応しません。また、解体撤去する場合は、騒音等の周辺の環境に配慮してください。
- (4) 敷地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として、散水等に努めてください。
- (5) 土地の形質変更をする場合の費用負担については、県は対応しません。また、土地の形質変更をする場合は、騒音・粉塵防止対策等の周辺の環境に配慮してください。
- (6) 現在の建物を解体撤去後、新たな建物を建築するにあたっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市町の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (7) 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担については、県は対応しません。
- (8) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。地中埋設物が発見されたとしても、これらの撤去及びその費用負担については、県は対応しません。
- (9) 物件によっては、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、開発方法によっては試掘調査が必要となる場合があります。（詳しくは物件所在市町村の教育委員会にお問合わせください。）
- (10) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (11) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (12) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱(電信柱・電柱付属物・電線等を含む)・支線・ゴミ置き場・道路設置物(ガードレール等)・道路標識(カーブミラー等を含む)等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。県ではこれらについて対応しません。
- (13) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・碎石・切り株等が存在する場合はあ

ります（品質）が、撤去及びその費用負担等については、県は対応しません。

(14) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、県は対応しません。

(15) 建物のアスベストについては、他に記載のある場合を除き、専門業者による調査は実施していません。調査の費用負担とアスベストが発見された場合の除去及びその費用負担等については、県は対応しません。

案 内 図



凡 例



売払い物件

※およその位置を示す案内図になります。

土地の正確な形状を表すものではありません。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成20年3月17日	不動産番号	0801006033426
地図番号	B1 13-4、B1 2 3-2	筆界特定	[余白]		
所 在	伊豆市八木沢字松原				[余白]
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕		
572番	宅地	735.38	昭和47年9月6日土地改良法による換地処分 他の従前の土地 573番 〔昭和48年4月18日〕		
[余白]	[余白]	[余白]	管轄転属により登記 平成20年3月17日		
[余白]	[余白]	761.84	③錯誤 国土調査による成果 〔令和6年2月2日〕		

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成1年4月10日 第1333号	原因 平成1年3月31日売買 所有者 静 岡 県 順位7番の登記を移記
	[余白]	[余白]	管轄転属により登記 平成20年3月17日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(静岡地方方法務局沼津支局管轄)

令和7年7月31日

静岡地方方法務局

登記官

藤 沼 正 彦

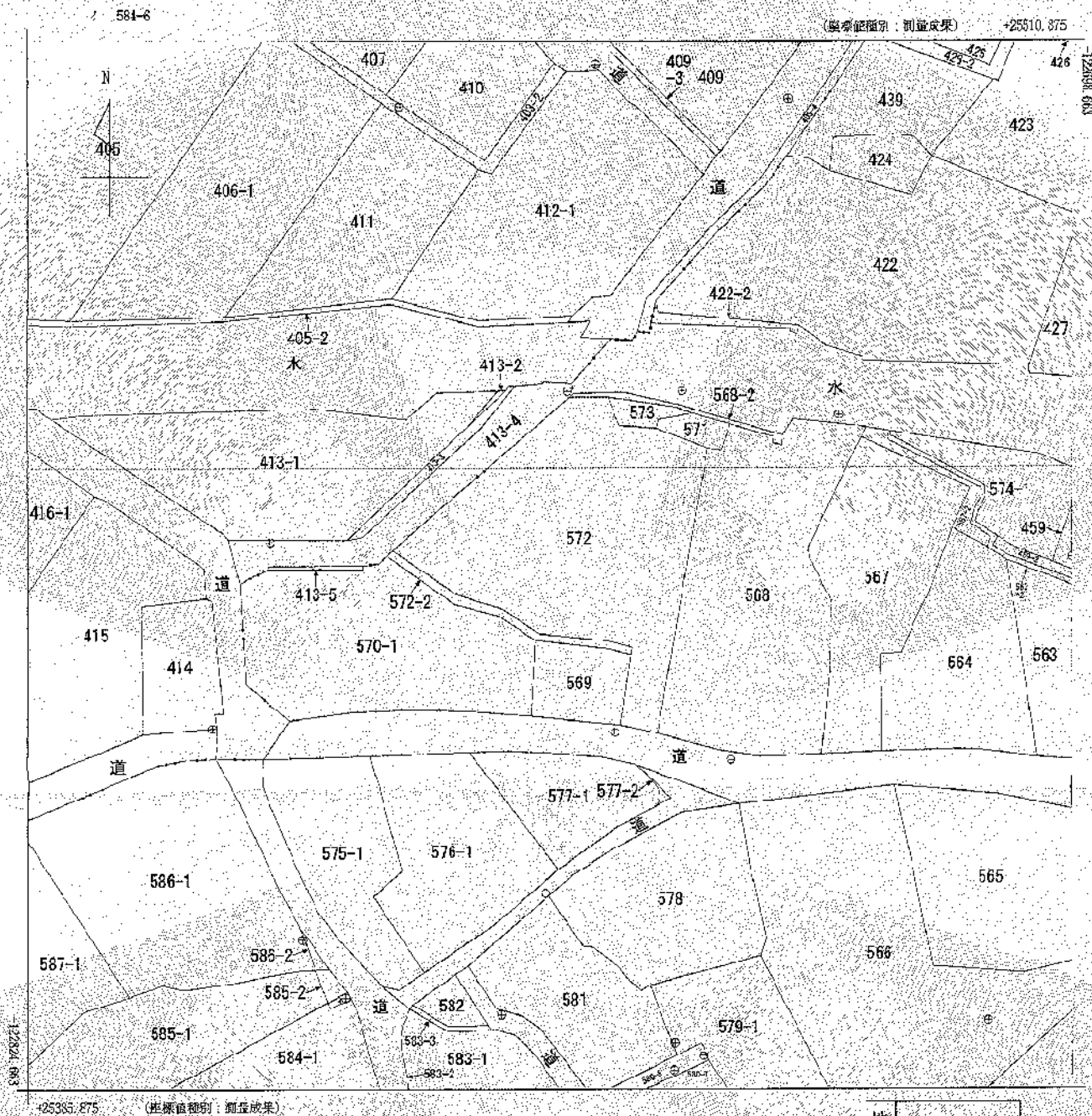
* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K40163 (4/4)



1/1



地番区域見出
八木沢

請求 番号	所 在					伊豆市八木沢字松原		地 番		572番		
出力 縮尺	1/500		精 度 区 分	甲三		座標系 番号又 は記号	Ⅶ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成 年月日						備 付 年月日 (原図)	令和6年2月2日			補 記 事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(静岡地方方法務局沼津支局管轄)

令和7年7月31日

静岡地方方法務局

請求番号 16-3

(1/1)

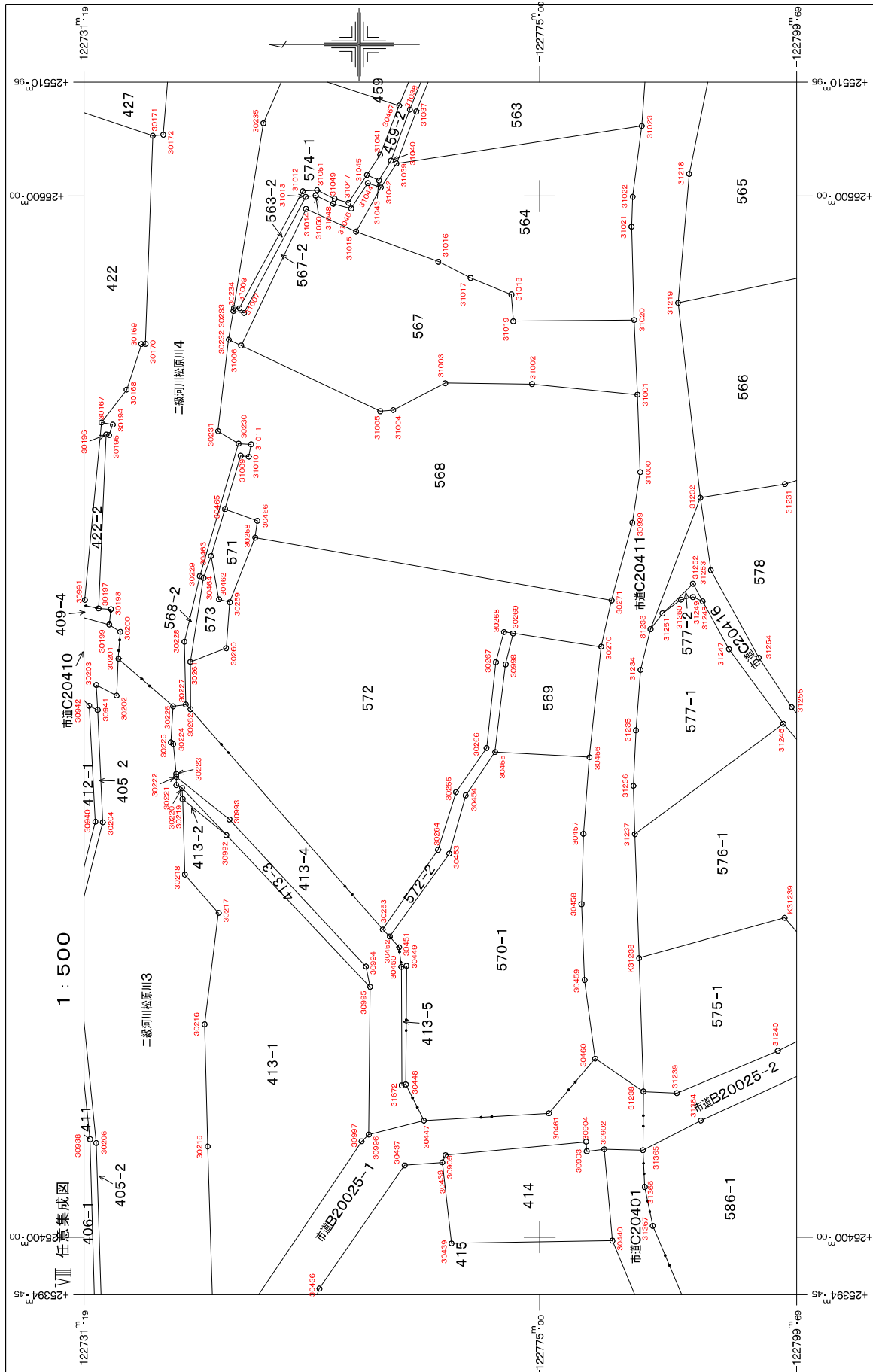
登記官

藤沼正彦



A3からA4に縮小

公用

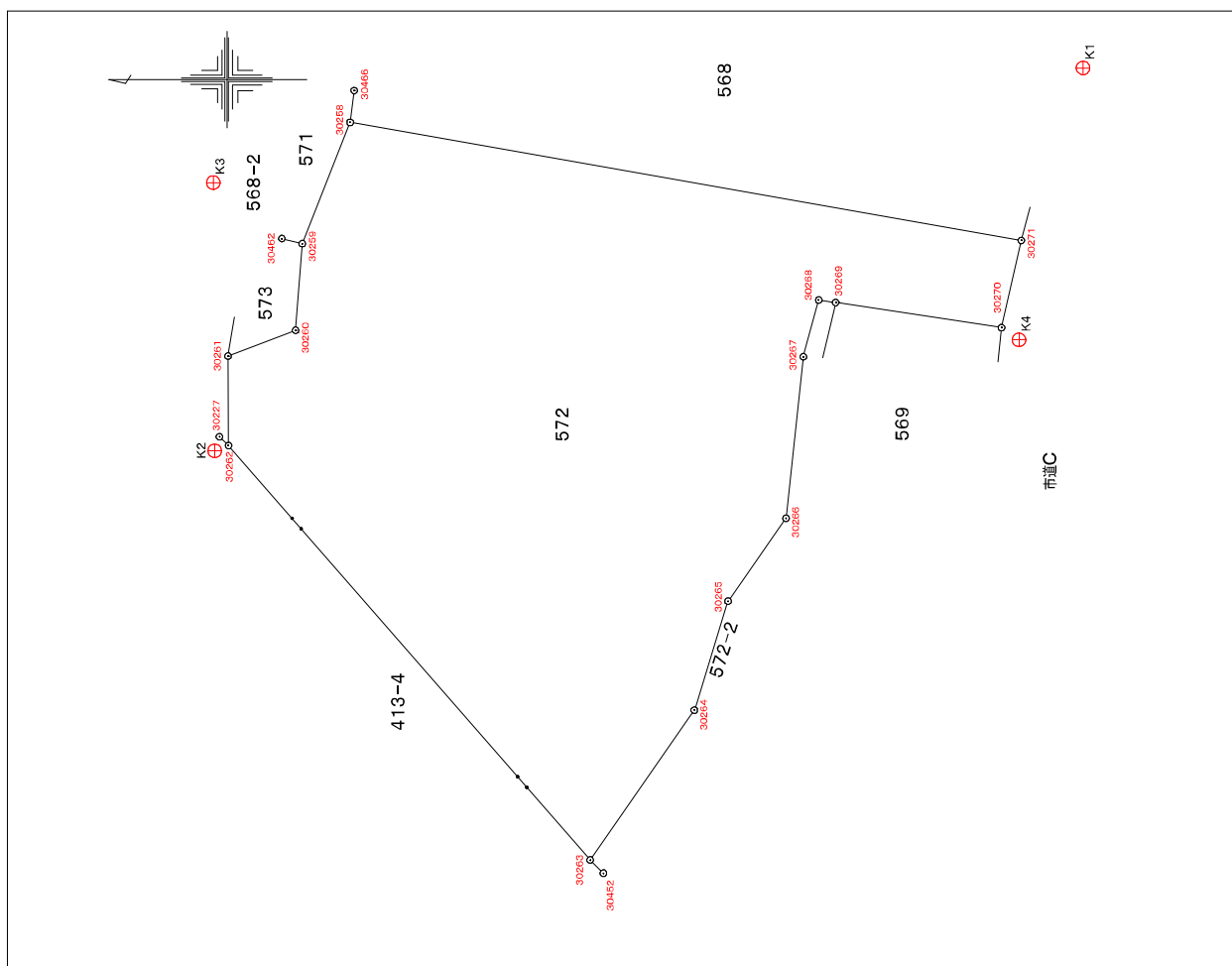


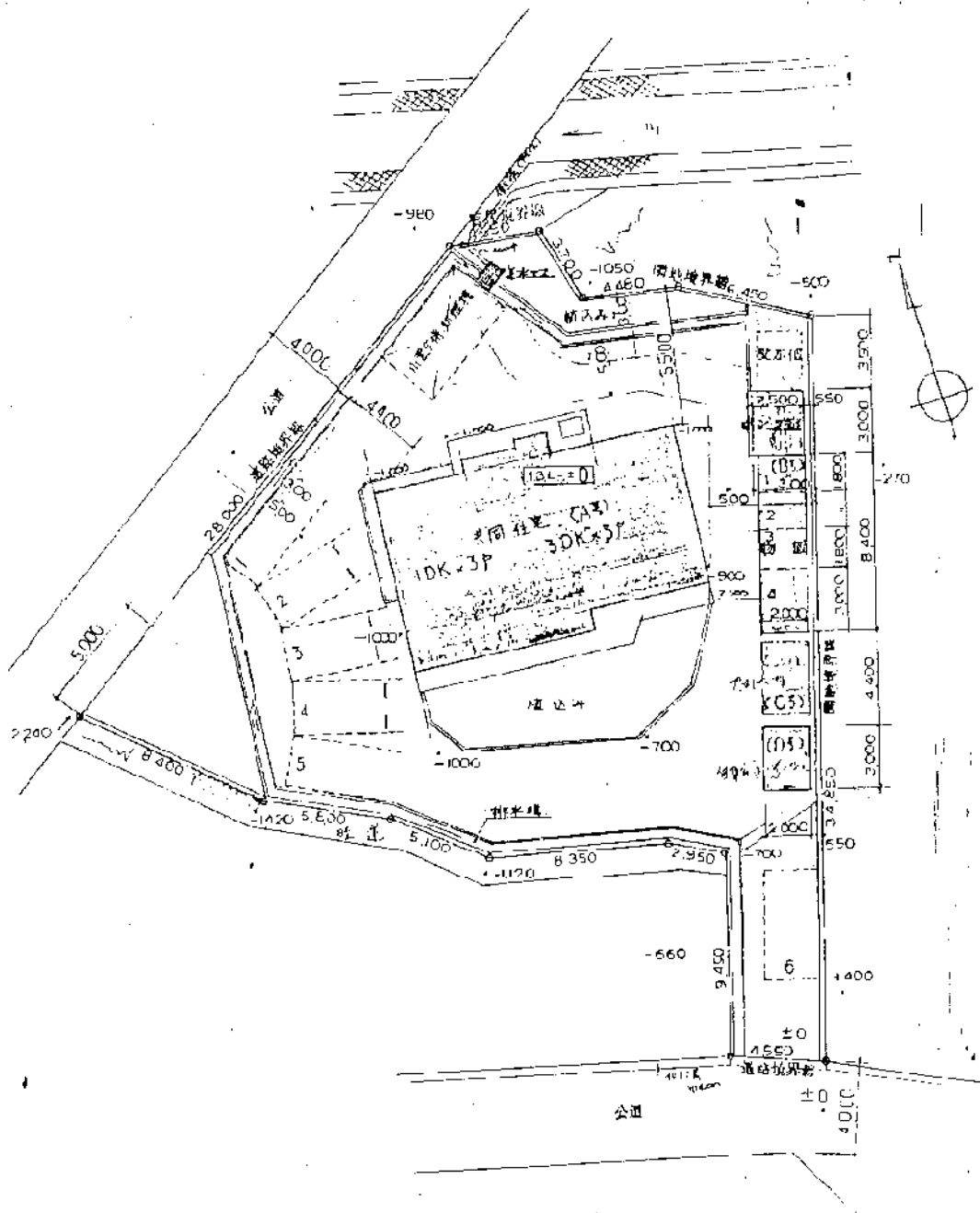
集成图 T3-3-3 八木沢III

地番 572		測点			
	X座標(m)	Y座標(m)	$Y_{n+1}-Y_{n-1}$	$X*(Y_{n+1}-Y_{n-1})$	辺長(m)
30261	-122.741.425	25.455.265	5.873	-720.860.389025	3.69
30260	-122.744.873	25.456.580	5.735	-703.941.846655	4.43
30259	-122.745.215	25.461.000	10.618	-1.303.308.692870	6.66
30258	-122.747.652	25.467.198	0.169	-20.744.353188	34.78
30271	-122.781.901	25.461.169	-10.477	1.286.385.976777	4.56
30270	-122.780.891	25.456.721	-3.166	388.724.300906	8.56
30269	-122.772.432	25.458.003	1.406	-172.618.039392	0.88
30268	-122.771.561	25.458.127	-2.774	340.568.310214	3.00
30267	-122.770.783	25.455.229	-11.137	1.367.298.210271	8.29
30266	-122.769.899	25.446.990	-12.474	1.531.431.720126	5.17
30265	-122.766.942	25.442.755	-9.786	1.201.397.294412	5.81
30264	-122.765.225	25.437.204	-13.203	1.620.869.265675	9.32
30263	-122.759.912	25.429.552	13.503	-1.657.627.091736	28.08
30262	-122.741.453	25.450.707	25.713	-3.156.050.980989	4.56
倍面積					1.523.684526
1/2					761.8422630
地積					761.84 m ²

※地積は、端数を切り捨て

点 番	基 準 点	X座標 (m)	Y座標 (m)	標高 (m)
K1	B1B1-F181-1	-122.785.06	25.469.98	20.25
K2	B1交52	-122.740.75	25.450.44	18.26
K3	B1交52A	-122.740.67	25.464.12	
K4	B1交55B	-122.781.78	25.456.10	





配置図 1:200

設計 G.L. = -1000

竣工図

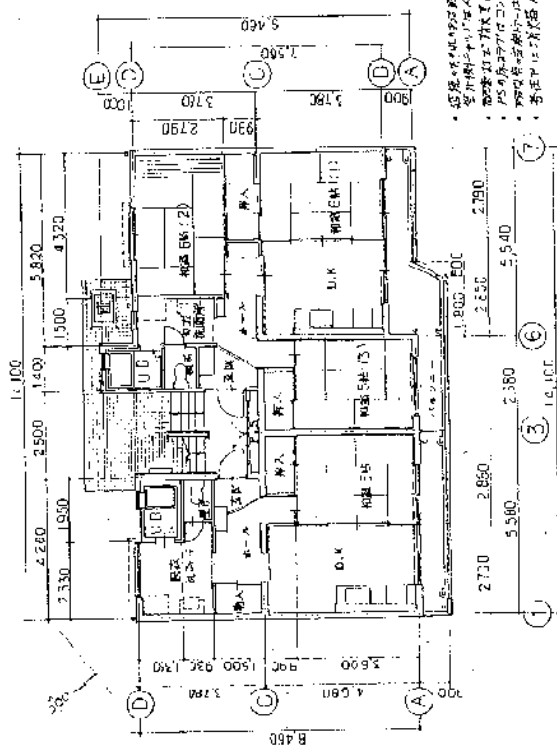
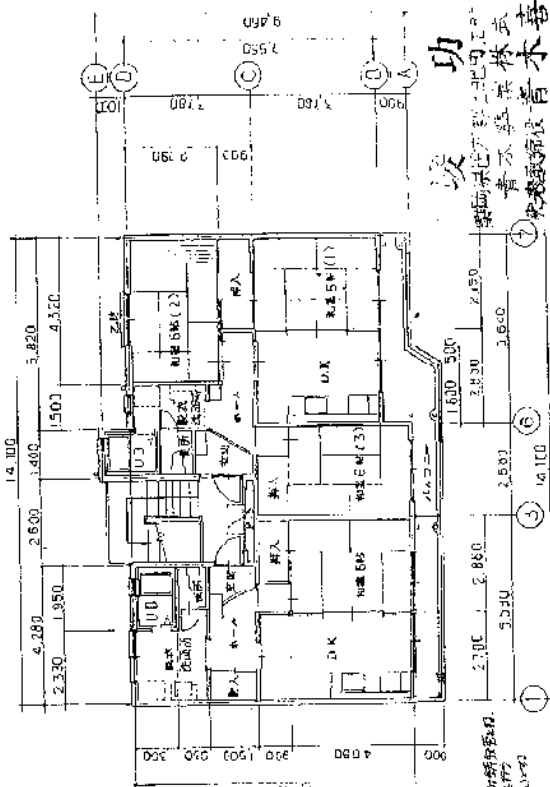
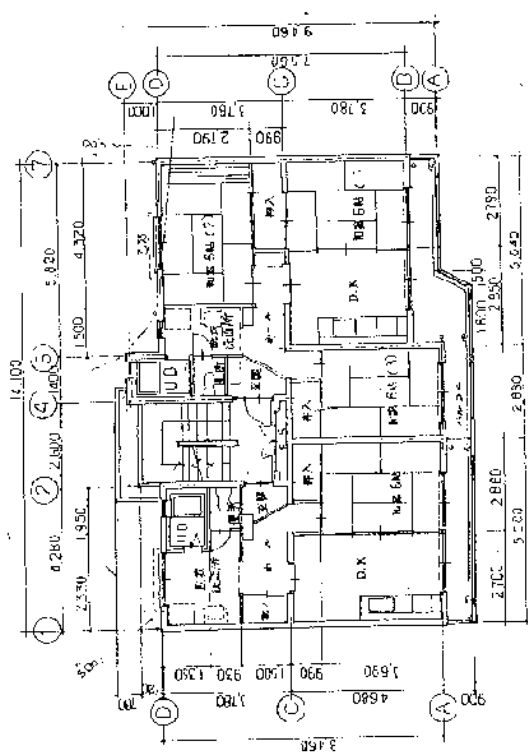
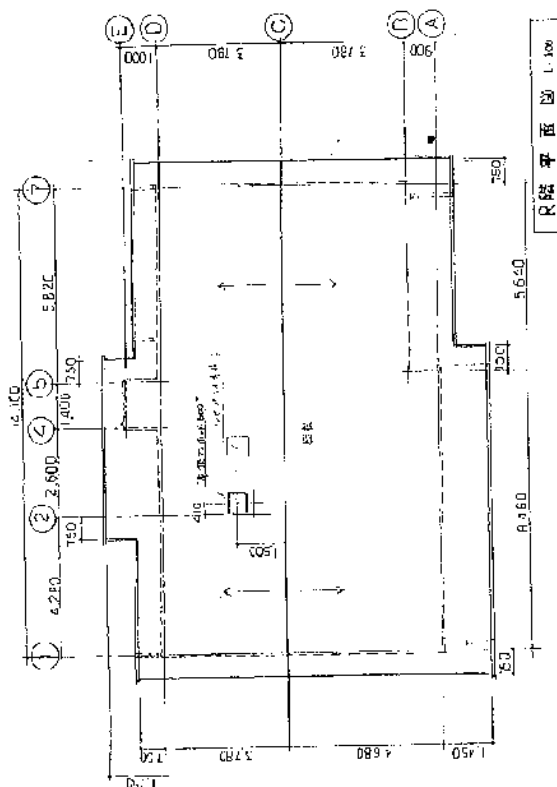
静岡県農林部主肥田工肥田 (B) 4-

青木興業株式会社

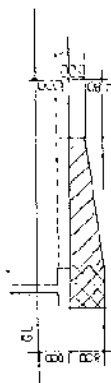
代表取締役 青木喜代司

縮尺不明

DRAFT	CHIEF	DESIGN NAME	平成 3 年度 特別分譲住宅 上肥地区教職員住宅建築工事設計図	DATE
CHECK	CHARGE	SHEET NAME	宅内図 公図写・配置図	SHEET NO. A - 7
		SCALE	1:600 1:200	

[illegible]

縮尺不明		DATE		DATE		DATE	
REVISE		DATE		NO. 1		CHIEF	
REVISE		DATE		CHECK		SHEET NAME	
REVISE		DATE		CHECK		SHEET NO.	
REVISE		DATE		CHECK		A - 8	



5. 7. 12 3 2 3 3 7 7 - 7 伏 圖 1. 106

此種 \$X\$ 及 \$Y\$ 之關係



青木喜代立株式會社

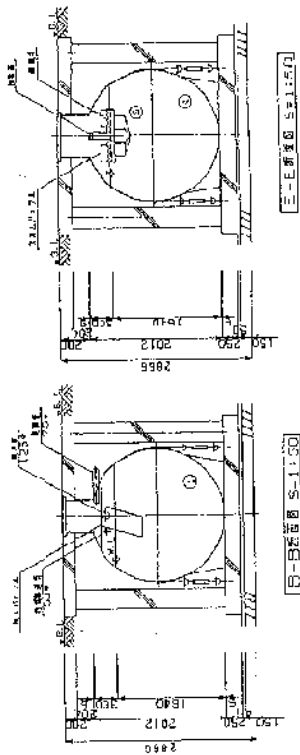
縮尺不明

1. 计算土地增值税
 2. 应纳税额 300
 3. 应纳税额 50
 4. 应纳税额 50
 5. 应纳税额 50
 6. 应纳税额 50
 7. 应纳税额 50
 8. 应纳税额 50
 9. 应纳税额 50
 10. 应纳税额 50
 11. 应纳税额 50
 12. 应纳税额 50
 13. 应纳税额 50
 14. 应纳税额 50
 15. 应纳税额 50
 16. 应纳税额 50
 17. 应纳税额 50
 18. 应纳税额 50
 19. 应纳税额 50
 20. 应纳税额 50
 21. 应纳税额 50
 22. 应纳税额 50
 23. 应纳税额 50
 24. 应纳税额 50
 25. 应纳税额 50
 26. 应纳税额 50
 27. 应纳税额 50
 28. 应纳税额 50
 29. 应纳税额 50
 30. 应纳税额 50
 31. 应纳税额 50
 32. 应纳税额 50
 33. 应纳税额 50
 34. 应纳税额 50
 35. 应纳税额 50
 36. 应纳税额 50
 37. 应纳税额 50
 38. 应纳税额 50
 39. 应纳税额 50
 40. 应纳税额 50
 41. 应纳税额 50
 42. 应纳税额 50
 43. 应纳税额 50
 44. 应纳税额 50
 45. 应纳税额 50
 46. 应纳税额 50
 47. 应纳税额 50
 48. 应纳税额 50
 49. 应纳税额 50
 50. 应纳税额 50
 51. 应纳税额 50
 52. 应纳税额 50
 53. 应纳税额 50
 54. 应纳税额 50
 55. 应纳税额 50
 56. 应纳税额 50
 57. 应纳税额 50
 58. 应纳税额 50
 59. 应纳税额 50
 60. 应纳税额 50
 61. 应纳税额 50
 62. 应纳税额 50
 63. 应纳税额 50
 64. 应纳税额 50
 65. 应纳税额 50
 66. 应纳税额 50
 67. 应纳税额 50
 68. 应纳税额 50
 69. 应纳税额 50
 70. 应纳税额 50
 71. 应纳税额 50
 72. 应纳税额 50
 73. 应纳税额 50
 74. 应纳税额 50
 75. 应纳税额 50
 76. 应纳税额 50
 77. 应纳税额 50
 78. 应纳税额 50
 79. 应纳税额 50
 80. 应纳税额 50
 81. 应纳税额 50
 82. 应纳税额 50
 83. 应纳税额 50
 84. 应纳税额 50
 85. 应纳税额 50
 86. 应纳税额 50
 87. 应纳税额 50
 88. 应纳税额 50
 89. 应纳税额 50
 90. 应纳税额 50
 91. 应纳税额 50
 92. 应纳税额 50
 93. 应纳税额 50
 94. 应纳税额 50
 95. 应纳税额 50
 96. 应纳税额 50
 97. 应纳税额 50
 98. 应纳税额 50
 99. 应纳税额 50
 100. 应纳税额 50

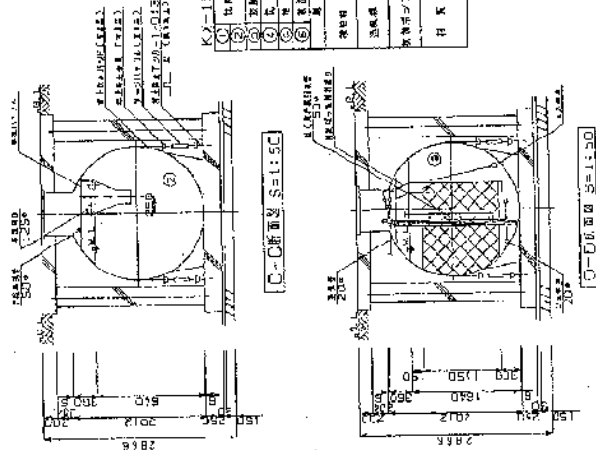


縮尺不明

株式会社 中根設計研究所 1級建築士 中根 浩 第-23644-号

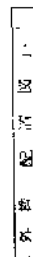


姓名	王立	商	0.504	2	1.133	0.8
出生年月	1950.12	性别	男	身高	1.70	0.7
民族	汉族	籍贯	湖北	学历	高中	0.7
政治面貌	团员	工龄	1	工龄	1	0.7
文化程度	高中	工龄	1	工龄	1	0.7
健康状况	良好	工龄	1	工龄	1	0.7
特长	无	工龄	1	工龄	1	0.7
备注	1. 1950.12					

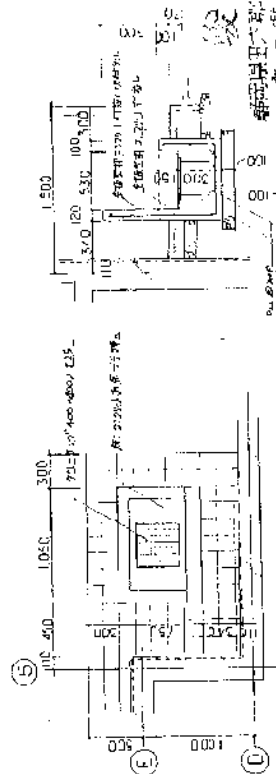


株式會社 中根設計研究所 1 樓營業部 中根滋 電話 23644-1

縮尺不明		DATE		DESIGN NAME		CHIEF		DRAFT		NOTE	
		2.4.11		學成之高度 工部局之稅務局在七來士池 設計例							
		SHEET NO.		SHEET NAME		CHARGE		CHECK			
		1-11									
		SCALE 1:50		合冊號碼 參考圖							


$$\frac{1}{1000} = 0.001$$

1 : 30



功竣

船名	船種	船名	船種	船名	船種
A-A	①	船名ヨリヨ	客船	船名ヨリヨ	客船
B-A	②	船名ヨリヨ	客船	船名ヨリヨ	客船
C-A	③	船名ヨリヨ	客船	船名ヨリヨ	客船
D-A	④	船名ヨリヨ	客船	船名ヨリヨ	客船
E-A	⑤	船名ヨリヨ	客船	船名ヨリヨ	客船
F-A	⑥	船名ヨリヨ	客船	船名ヨリヨ	客船
G-A	⑦	船名ヨリヨ	客船	船名ヨリヨ	客船
H-A	⑧	船名ヨリヨ	客船	船名ヨリヨ	客船
I-A	⑨	船名ヨリヨ	客船	船名ヨリヨ	客船
J-A	⑩	船名ヨリヨ	客船	船名ヨリヨ	客船
K-A	⑪	船名ヨリヨ	客船	船名ヨリヨ	客船
L-A	⑫	船名ヨリヨ	客船	船名ヨリヨ	客船
M-A	⑬	船名ヨリヨ	客船	船名ヨリヨ	客船
N-A	⑭	船名ヨリヨ	客船	船名ヨリヨ	客船
O-A	⑮	船名ヨリヨ	客船	船名ヨリヨ	客船
P-A	⑯	船名ヨリヨ	客船	船名ヨリヨ	客船
Q-A	⑰	船名ヨリヨ	客船	船名ヨリヨ	客船
R-A	⑱	船名ヨリヨ	客船	船名ヨリヨ	客船
S-A	⑲	船名ヨリヨ	客船	船名ヨリヨ	客船
T-A	⑳	船名ヨリヨ	客船	船名ヨリヨ	客船
U-A	㉑	船名ヨリヨ	客船	船名ヨリヨ	客船
V-A	㉒	船名ヨリヨ	客船	船名ヨリヨ	客船
W-A	㉓	船名ヨリヨ	客船	船名ヨリヨ	客船
X-A	㉔	船名ヨリヨ	客船	船名ヨリヨ	客船
Y-A	㉕	船名ヨリヨ	客船	船名ヨリヨ	客船
Z-A	㉖	船名ヨリヨ	客船	船名ヨリヨ	客船

縮尺不明	REVISION	DATE	NOTE	DRAFT	DESIGN NAME	DATE
	REVISION	DATE		CHECK	SHEET NAME	SHEET NO.
					外観設計図	A-78
					中継器	SCALE 1:200
					中継器の位置	



11-1 施設

の概要

避難設備

検 査 済 書

下記の消防用設備等を検査した結果、異状のないことを確認しました。

記

防火対象物	所在地	田方郡土肥町八木沢字松原572		
	名 称	土肥地区教職員住宅	業 態	共同住宅
消防用設備等の種類	工 事 の 種 別		検 査 年 月 日	検査員
自動火災報知設備	新設・増設・改修・移設・その他		年 月 日	
屋内消火栓設備	新設・増設・改修・移設・その他		年 月 日	
漏電火災警報器	新設・増設・改修・移設・その他		年 月 日	
非常警報器具	新設・増設・改修・移設・その他		年 月 日	
避難器具	新設・増設・改修・移設・その他		年 月 日	
誘導灯・誘導標識	新設・増設・改修・移設・その他		年 月 日	
消 火 器	新設・増設・改修・移設・その他		3 年 3 月 27 日	堤
			年 月 日	
			年 月 日	

備考

「概要書」に

記入するこ

こは、それ

古用水以外

火器具、避

平成 3 年 3 月 28 日

西伊豆広域消防組合

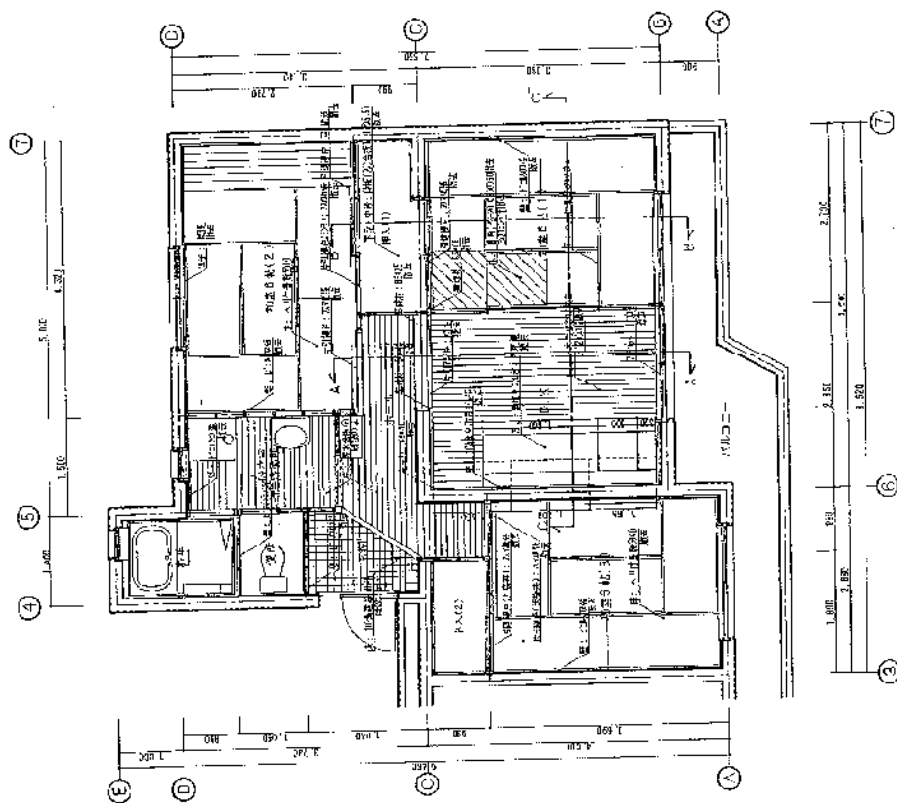
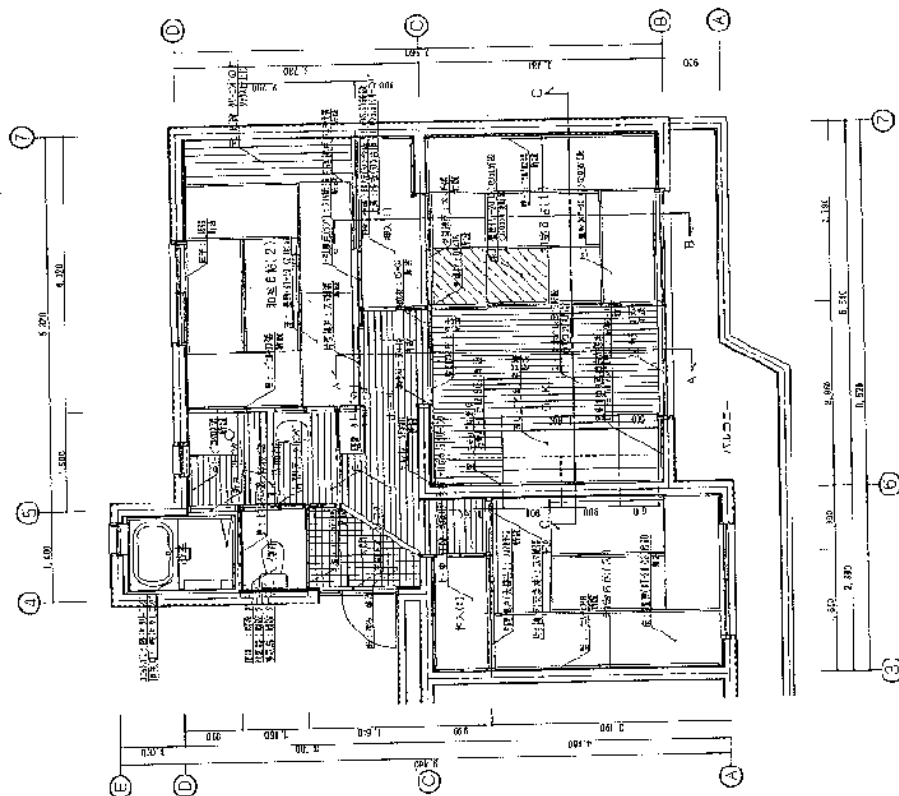
消防長 小長谷 泰一

静岡県立土肥高等学校長
柴田和洋 様

様



改修前



平成24年度 2013年度 改修

材料必要な部分について係数上並と参照のこと。

改修後平面図 $S=1/10$

03/15 S=1/EO

A-12

$$\frac{1211}{3=.50}$$

舟

裴臨義住

上巴商

42	40
41	39

15

5-

[illegible]

豆田

一、

13

11

11 12 13

[illegible]

一、

縮

20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

令和5年度 下田地区教職員住宅(プール横)ほかアスベスト等含有調査業務委託

No.	施設名	採取場所	採取部位	試料名	分析方法		定性 JIS A 1481-1「建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第1部」							
					定性		クリスタル	アモサイト	クロシライト	トレモライト	アカチライト	アンファライト		
1	下田地区教職員住宅 (プール横)	—	外壁	粒状陶石材吹付	偏光顕微鏡	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	
					推定質量分率(%)	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出	
					判定	試料は石棉を含有しない。								
2	土肥地区教職員住宅 八木沢住宅	—	外壁	吹付タイル	偏光顕微鏡	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず		
					推定質量分率(%)	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出	
					判定	試料は石棉を含有しない。								
3	土肥地区教職員住宅 横瀬住宅	—	外壁	吹付タイル	偏光顕微鏡	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず		
					推定質量分率(%)	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出	
					判定	試料は石棉を含有しない。								
4		階段	腰壁	吹付タイル	偏光顕微鏡	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず		
					推定質量分率(%)	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出	
					判定	試料は石棉を含有しない。								

静岡県立伊豆総合高等学校土肥分校 殿

貯水槽清掃報告書

建築物名称 八木沢職員住宅

清掃期日 令和 6 年 8 月 21 日

作業実施業者 沼津市下香貫汐入 2217-4
株式会社 カンザイ
登録番号 電話 (055) 941-7555
静岡県 1 2 貯第 1 号



貯水槽清掃作業完了報告書

(簡易専用水道)

静岡県立伊豆総合高等学校土肥分校 殿

(八木沢職員住宅)

実施者 沼津市下香貫汐入 2217-4

株式会社

代表取締役

TEL (055)

静岡県 12 貯第 1

作業実施日	令和 6 年 8 月 21 日			水曜日	天候 晴		
作業時間	9 時 00 分 ~ 12 時 00 分						
作業者	有資格者名 (責任者)	免許番号 096597 小堀 勝久	補助者名	二藤 弘人			
断水時間	時 分 ~ 時 分						
項目/貯水槽の構造	受水槽		高置水槽		圧力水槽		
容量 (m ³)	8						
槽数	1						
構造	FRP						
設置方式	地上式		架台				
その他	ビット	有	水板管				
点検状況			特記事項		特記事項		特記事項
	さび	有・無		良・否		有・無	
	異物	有・無		良・否		有・無	
	沈殿物(泥・砂)	有・無		良・否		有・無	
	亀裂	有・無		良・否		有・無	
	マンホール	有・否		良・否		良・否	
	消滅水警報装置	有・否		良・否		良・否	
	ボールタップ	有・否		良・否		良・否	
	フット弁	良・否		良・否		良・否	
防虫網	有・無		良・否		有・無		

揚水ポンプ	種 類	圧力式		メーカー名	テラル NX-VFC402-1.5D	
	項目 / 台数	No.1	No.2	項目 / 台数	No.1	No.2
	電 流	A	A	マグネットSW	良・否	良・否
	圧 力 計	kg/cm ²	kg/cm ²	フロートレスSW	良・否	良・否
	逆 止 弁	良・否	良・否	交互リレー	良・否	良・否
	グラントバックン	良・否	良・否			
揚水主管	管径	mm		水圧状況		
防 錆 剤	使用（薬剤名） <u>未使用</u>					
槽内消毒	薬剤名 次亜塩素酸ナトリウム 濃度 100mg/L					
遊離残留塩素量	測 定 方 法	DPD 法				
	場 所 名	1F 外栓				
	掃 除 後	11時00分	時 分	時 分	時 分	
		0.2				
水 質 検 査		採水年月日	令和 6年 8月 21日 水曜日		11時00分	
時期/検査項目		色度	濁度	臭気	味	
基準値 / 清掃後		5度以下/ND	2度以下/ND	異状なし/異状なし	異状なし/異状なし	
所						
見	槽内消毒状況 薬剤名 次亜塩素酸ナトリウム 槽内洗浄完了後 第1回目 濃度 100mg/Lにて消毒 30分放置水洗い排水 第2回目 濃度 50mg/Lにて消毒 30分放置後水張り					

飲料水検査結果書

第 B542044 号

2024年 09月 02日

株式会社 カンザイ

様

御依頼のありました試料を分析の結果、
下記の通りでしたので報告します。

飲料水検査 静岡県登録第 1 号
事業所名 東海プラント株式会社
〒410-0873 静岡県沼津市大田町510-1
TEL 055-924-2700 FAX 055-924-2470

受付番号: 142591-B-0-2

検査実施責任者

伊 東 秀 城

検体名	飲料水	天 候	晴れ		
採水場所	県立伊豆総合高校土肥分校(八木沢)1F外栓	気 温 [°C]	-	水 温 [°C]	-
採水日時	2024年 08月 21日 (水) 11時00 分	残留塩素[mg/L]		0.2 *	
採 取 者	小堀様	分析期間	08月 21日 ~ 08月 29日		
特記事項	-				

No	検 査 項 目	検 査 結 果	水 質 基 準	単 位	判 定
1	一般細菌	検出しない	100 以下	個/mL	○
2	大腸菌	検出しない	検出されないこと	+ /100mL	○
3	亜硝酸態窒素	0.004 未満	0.04 以下	mg/L	○
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.9	10 以下	mg/L	○
5	塩化物イオン	5.8	200 以下	mg/L	○
6	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.3 未満	3 以下	mg/L	○
7	pH値	7.4 (25°C)	5.8~8.6	-	○
8	味	異常無し	異常でないこと	-	○
9	臭 気	異常無し	異常でないこと	-	○
10	色 度	1 未満	5 以下	度	○
11	濁 度	0.5 未満	2 以下	度	○
		以下余白			
備考	検査の結果,厚生労働省令第101号(制定:平成15.5,改正:平成27.4)に基づく水質基準に適合しています。				

*:採水者による、採水時における測定値です。

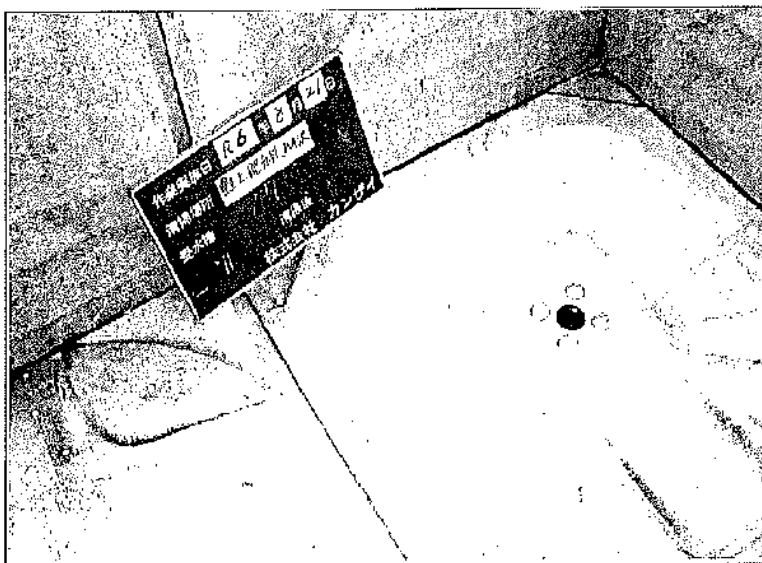
様式 11S 99-Y4



受水槽
清掃前



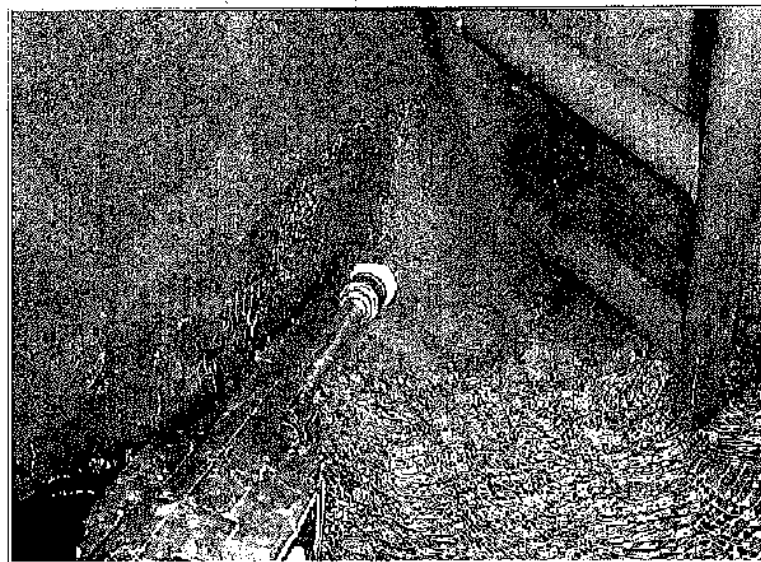
清掃中



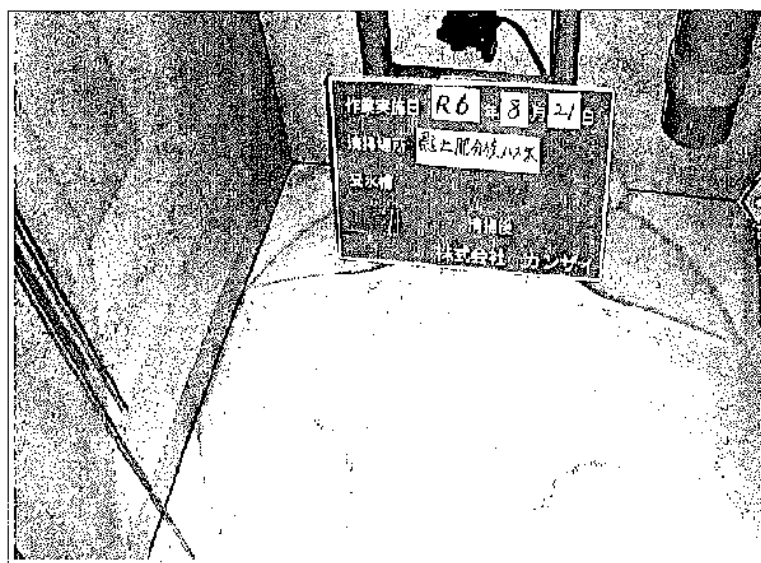
清掃後



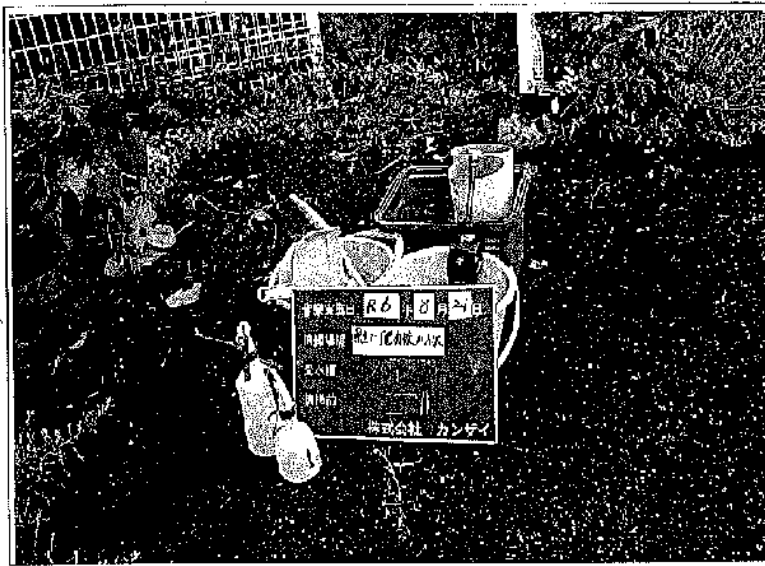
清掃前



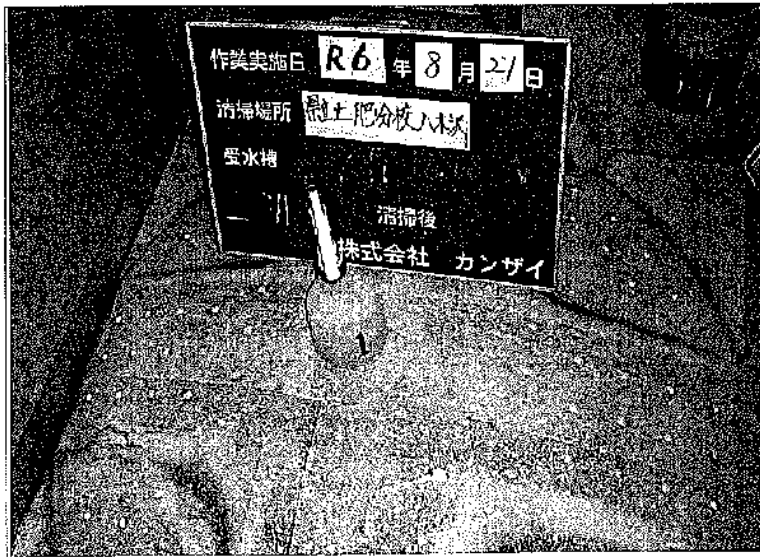
清掃中



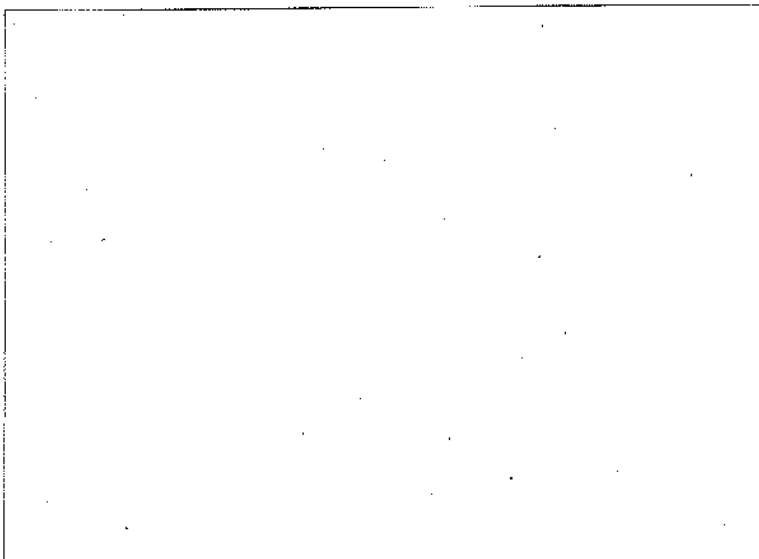
清掃後



受水槽
槽内清掃用具



槽内 消毒中



試験検査成績書

依頼年月日

6 年 3 月 26 日

〒 410-0822

住所 (所在地) 沼津市下番貫沙入2217-4

氏名 (名称) 株式会社 カンザ 様

検査物	糞便	検査項目	保菌検査
検体採取年月日	年 月 日	区分	給食従事者・水道従事者 食品従事者・一般・その他

被検査者名簿 7 名

No.	氏名	性別	検査結果			
			赤痢菌 サルモネラ	病原大腸菌 (O-157)		
1	小堀 勝久	男女	陰性	陰性		
2	佐野 桂一	男女	陰性	陰性		
3	鈴木 実	男女	陰性	陰性		
4	田代 美彦	男女	陰性	陰性		
5	船村 範雄	男女	陰性	陰性		
6	二藤 弘人	男女	陰性	陰性		
7	島田 俊次	男女	陰性	陰性		
		男女	以下余白			
		男女				
		男女				

検査結果は上記のとおりです。

6. 4. 月 一 日

登録衛生検査所

(株)中部衛生検査



貯水槽清掃及び滅菌消毒作業手順

1. 事前の打合せ

- ・ 作業日時及び方法を維持管理権限者、管理技術者と十分協議の上決定
- ・ 作業方法は、設備構造等図面を検討の上決定
- ・ 作業手順を維持管理権限者に提示し、作業実施を事前に知らせ混乱の起きないように十分注意する

2. 作業チームの編成

- ・ 有資格者である作業責任者他1名にてチーム編成を行う。また容量に応じて増員する

3. 作業員の健康管理等

- ・ 作業員は水道法第21条に規定する、健康診断を年2回受診した者で構成する（中部衛生検査センター）
- ・ 作業員は作業直前にあらかじめ消毒を行った作業衣・マスク・ゴム長靴等を着用し、入槽前には必ず消毒水盥を返る

4. 使用機器機材の点検

- ・ 機器類は、監督者が定期的に設備点検を1ヶ月に1回行う
- ・ 必要に応じ整備又は修理を行い、槽内に持ち込む物については、十分な消毒を行う
- ・ 掃除用機器機材は、専用として他には使用しない

5. 作業手順

- ・ 貯水槽元栓パイプを閉じ、周辺の清掃を行う
- ・ 通気管・排気管・自動機等の点検を行い、必要があれば補修する
- ・ 槽内の排水を行い、作業開始すると同時に換気ファンで換気を行う。また、事故防止には十分注意する。
- ・ 受水槽の清掃後、高圧水槽、圧力水槽等の清掃を行う
- ・ 貯水槽内の法でん物質、厚塗物質、壁面等に付着した物質を除去し、洗浄に用いた水は完全に排除する
- ・ 振動完了後、洗浄及び排水を行い、必要があれば槽内の補修をする
- ・ 次亜塩素酸ソーダ（遊離残留塩素 100mg/L）により第1回目の消毒を行う
- ・ 30分後に第3回目の洗浄及び排水を行うと共に第2回目の消毒（遊離残留塩素 50mg/L）を行う
- ・ 消毒終了後、消毒に用いた塩素剤を完全に排除し、貯水槽内には立ち入らない様にする
- ・ 排水後、下記の項目について完了検査を責任者が行い基準を満たしていない場合はその原因を調査、必要な措置を行う
 - ① 濁 度（2度以下）
 - ② 色 度（5度以下）
 - ③ 遊離残留塩素（0.2mg/L 以上）
 - ④ 臭 気（異常のないこと）
 - ⑤ 味 （異常のないこと）
- ・ ポンプ始動後、端末給水栓にて前項の検査を行い良否を確認する（給水については別紙の通りです）
- ・ 清掃により生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）、下水道法（昭和三十四年法律第七十九号）等の規定に基づき適切に処理を行う

6. 作業報告書の提出

作業完了後、清掃状況等写した写真・水質分析結果を記入した作業完了報告書を、維持管理権限者に提出する

公務中の事故等に関する調査

1. 現金、財産及び占有動産の亡失・損傷事故

事故名	伊豆市八木沢572番地 静岡県立土肥高等学校教職員公舎 201号室 火災
事故発生日時	平成24年5月7日(月)7時50分から15時50分の間に発生したと思われるが、入居者不在であったため時間は特定できない。
事故の状況及び措置状況	15時50分頃帰宅した入居者が住居内で火災が発生していたが既に鎮火した状況を見出し、学校へ報告するとともに消防署へ通報した。報告を受けた事務長が福利課へ第一報を入れ、出張中の校長等に連絡し、消防署の現場検証に立ち会った。後日施設設備事故報告書を提出した。
事故原因及び発生場所	入居者の過失によりDK内の段ボール箱より出火したと思われるが、原因は特定できない。
事業執行に対する支障の有無	2階での火災発生であったが、上下階への延焼がなく、放水がなかったため他の入居者への影響はほとんど無かった。
平常時における管理状況	福利課作成の入居者心得及び本校で作成したしおりを配付し、火災予防には常日頃から細心の注意を払うよう指導していた。
損害について	DK、隣室(和室6畳) 1 焼損 フローリング一部、吊り戸棚、木製建具、壁紙、畳一部 2 照明器具、給湯器リモコン他溶解 全居室(押入、脱衣洗面所、浴室、便所、ホール、玄関を含む。)の畳・壁・大井・木製建具に煤煙による汚れと悪臭
職員に対する処分等の状況	未定
所属における事後対応の状況	全職員に対し、事故発生について報告し注意した。また、特別に教職員住宅入居者全員を集め、新ためて入居者心得他に基づき火災予防には細心の注意を払うよう厳重に注意した。なお、復旧工事については平成24年度内に完成見込である。

室内の状況(特に劣化等が著しい部分を抜粋)









物 件 調 書

【 土 地 】						
所 在 及 び 地 番		熱海市下多賀字櫻田419番 1				
住 居 表 示		—				
面 積	392. 21㎡(実測面積)		地 目	宅地 (現況)	土地の 形 状	不整形中間画地
	391. 36㎡(公簿面積)			宅地 (登記簿)		
接面道路の幅員、 種別、状況等		北西側約 9 mが幅員約 5 ～5. 5mの舗装市道(建築基準法第 42 条 1 項 1 号道路)に、南東側で約 17mが幅員約 3 mの舗装公道(河川管理用道路。建築基準法外道路)にほぼ等高に接面				
私道の負担等に関する事項		無				
法令に基づく制限の概要	都市計画区域	非線引き都市計画区域		用 途 地 域	第 2 種中高層住居専用地域	
	建 ぺ い 率	指定建蔽率 60 %		基準建蔽率 60 %		
	容 積 率	指定容積率 200 %		基準容積率 200 %		
	高 さ の 制 限	道路斜線制限	無・有	隣地斜線制限	無・有	
		北側斜線制限	無・有	絶対高さ制限	無・有	
		日影による中高層の建築物の制限			無・有	
	外 壁 後 退	無・有		壁面線の制限	無・有	
	準防火地域	無・有		防 火 地 域	無・有	
	そ の 他	第 1 種高度地区 (高さ制限21m)、建築基準法第22条区域、娯楽・レクリエーション地区 (第 2 種)、土砂災害警戒区域内、熱海市まちづくり条例区域内、景観計画区域内、盛土規制法 (宅地造成等工事規制区域)				
	※ 各制限内容の詳細は、関係市町村の建築確認担当課にお問い合わせください。					
供給処理施設の状況			事 業 所 名		電 話 番 号	
	電 気	引込不可・引込可	東京電力パワーグリッド株式会社		0120-995-007	
	上 水 道	引込不可・引込可	熱海市公営企業部水道温泉課		0557-86-6506	
	下 水 道	引込不可・引込可				
	都市ガス	引込不可・引込可				
	※ 引込み費用等の詳細は、上記事業所にお問い合わせください。					
交通機関 (直線距離)	バ ス	東海バス「小山 (熱海市)」バス停：物件の北東方 約380m				
	鉄 道	JR 伊東線「網代」駅：物件の北東方 約 220m				
公共施設 (直線距離)	役 所	熱海市役所：物件の北方 約6. 3km				
	小学校	熱海市立多賀小学校：物件の北西方 約1. 1km				
	中学校	熱海市立多賀中学校：物件の北西方 約1. 5km				
【 建 物 】						
所 在		熱海市下多賀字櫻田 419 番 1				
建物の状況 (主である建物)	家屋番号	未登記				
	構造・用途	木造瓦葺				
	延床面積	112. 76 ㎡				
	建築時期	平成 11 年 3 月 26 日建築				
	設計等	熱海高校校長住宅として設計				
建物の状況 (付属建物)	家屋番号	未登記				
	構造・用途	その他				
	延床面積	3. 60 ㎡				
	建築時期	平成 11 年 3 月 26 日建築				
	設計等	物置として設計				
外構工事等		物置、門、車庫、囲障 (フェンス)、浄化槽				

◎参考事項（物件の状況、法令上の制限等に関する特記事項）

・本物件前面道路には温泉本管が埋設されており、新規引込工事を行うことにより、敷地内伝補温泉水利用が可能となります。温泉供給に関しては、新規加入金や月額の使用料金、湯量に応じた規約などが存在します。詳細は熱海市市水道温泉課(0557-86-6484)に確認願います。

・本物件西側角に東京電力の電柱及び支線が存在しています。また、敷地の一部を架空線が通っている可能性があります、現況のまま引き渡します。

・本物件南西側の囲障が南西隣接地に越境しています。

・敷地は法面(石垣)を含んでおり、また、一部の境界標が法面下に設置されているため、確認する場合は隣接地への立ち入りが必要になります。

・当該地に県名義ではない建物登記が残っており、現在滅失登記を行っています。

・現存する浄化槽は建物建築と同時に設置したものです。

・隣接地からの樹木等の越境がありますが、現状のまま引き渡します。

・令和6年度にアスベスト調査を実施しており、アスベストは含有していないとされています。

・敷地内の灯籠や建物内の電灯などが一部残っていますが、現状のまま引渡します。

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための資料にすぎません。

必ず入札参加者において、現地及び諸規制等について確認を行ってください。

品質に係る注意事項

- (1) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行います。
- (2) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。
- (3) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの設備の品質は保証できません。
- (4) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります
- (5) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・碎石・切り株・雑草等が存在する場合があります。
- (6) 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。

その他の注意事項（契約不適合責任の免責等）

- (1) 建物の建築図面等がある場合は行政経営課において閲覧できます。
- (2) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書をご参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。
なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。
- (3) 建物を解体撤去する場合の費用負担については、県は対応しません。また、解体撤去する場合は、騒音等の周辺の環境に配慮してください。
- (4) 敷地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として、散水等に努めてください。
- (5) 土地の形質変更をする場合の費用負担については、県は対応しません。また、土地の形質変更をする場合は、騒音・粉塵防止対策等の周辺の環境に配慮してください。
- (6) 現在の建物を解体撤去後、新たな建物を建築するにあたっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市町の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (7) 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担については、県は対応しません。
- (8) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。地中埋設物が発見されたとしても、これらの撤去及びその費用負担については、県は対応しません。
- (9) 物件によっては、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、開発方法によっては試掘調査が必要となる場合があります。（詳しくは物件所在市町村の教育委員会にお問合わせください。）
- (10) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (11) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (12) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱(電信柱・電柱付属物・電線等を含む)・支線・ゴミ置き場・道路設置物(ガードレール等)・道路標識(カーブミラー等を含む)等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。県ではこれらについて対応しません。
- (13) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・碎石・切り株等が存在する場合はあ

ります（品質）が、撤去及びその費用負担等については、県は対応しません。

(14) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、県は対応しません。

(15) 建物のアスベストについては、他に記載のある場合を除き、専門業者による調査は実施していません。調査の費用負担とアスベストが発見された場合の除去及びその費用負担等については、県は対応しません。

案 内 図

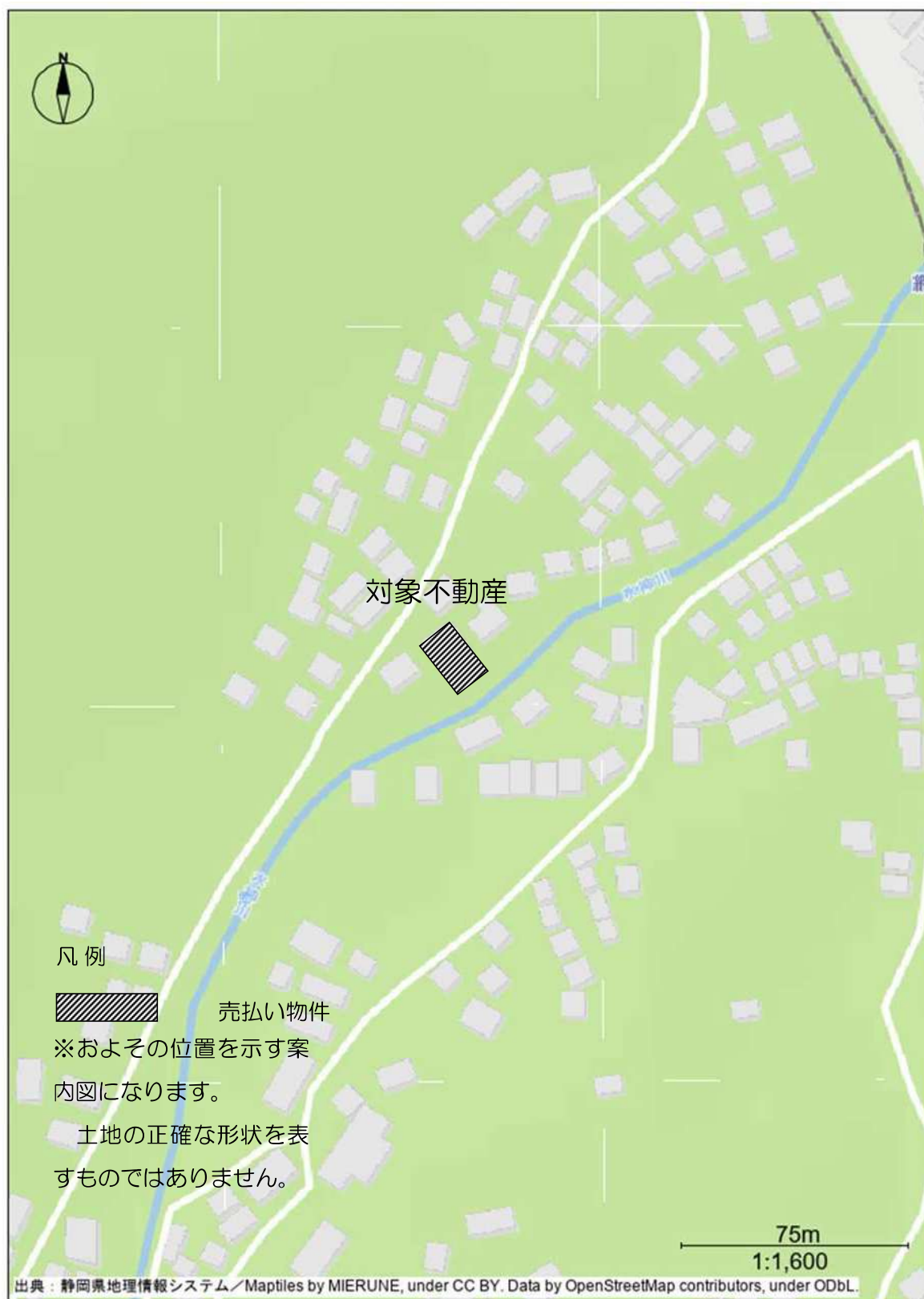


表 題 部 (土地の表示)		調製	平成9年7月9日	不動産番号	0816000053085
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在	熱海市下多賀字櫻田			[余白]	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
419番1	宅地	632	39	[余白]	
[余白]	[余白]	394	38	③錯誤	〔昭和60年1月8日〕
[余白]	[余白]	391	36	③錯誤	〔昭和60年3月22日〕
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年7月9日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和36年11月27日 第6563号	原因 昭和36年11月27日売買 所有者 静岡県 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年7月9日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

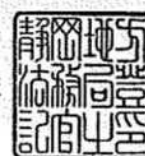
(静岡地方法務局熱海出張所管轄)

令和7年8月5日

静岡地方法務局

登記官

藤 沼 正 彦



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K40559 (1/4)

1/1

416-16
416-20
416-5
416-7
417-16
417-9
水
水
水
水
水
水
416-13
423-11
426-4

請求番号：19-1
(2/2)

A3からA4に縮小

公用

公用

登記年月日：昭和60年3月22日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(静岡地方方法務局熱海出張所管轄)

令和7年8月5日 静岡地方方法務局

登記官

藤沼正彦



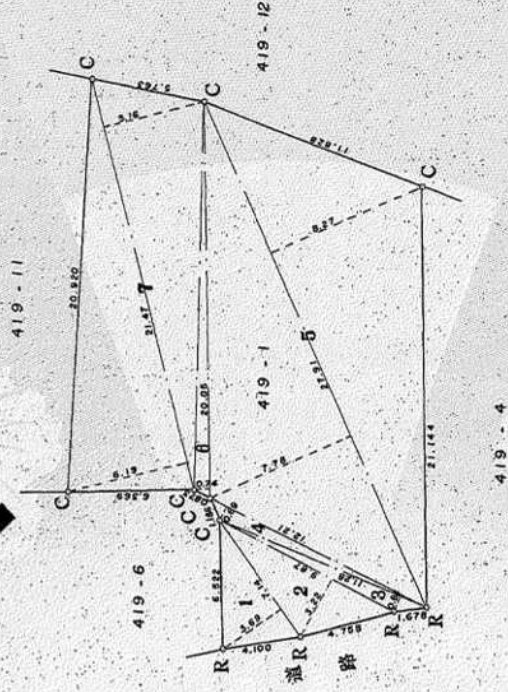
請求番号：19-2

517627

地積

419~1

土地の所在



求 積 表		
1	7.14	3.69
2	9.87	3.22
3	11.28	0.86
4	12.21	0.69
5	27.91	8.27 + 7.79
6	20.05	0.74
7	21.47	5.16 + 6.19
計		792.7307
1/2		391.36535

静岡県土地家屋調査士会会員指定用紙

業界略号 S…石枕、C…コンクリート枕、P…プラスチック枕、R…**RESIN**枕) (単位m)

申請人

製作者 土地家屋調査士 山本章

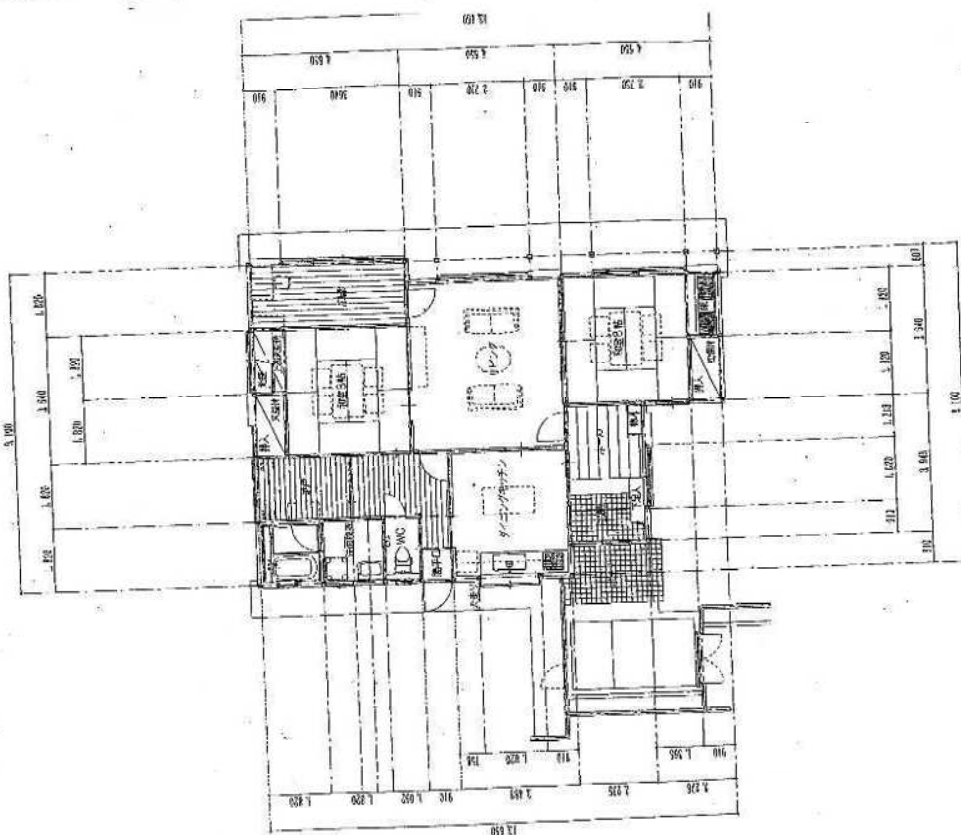
25:0

敬事圖繪山本三敬

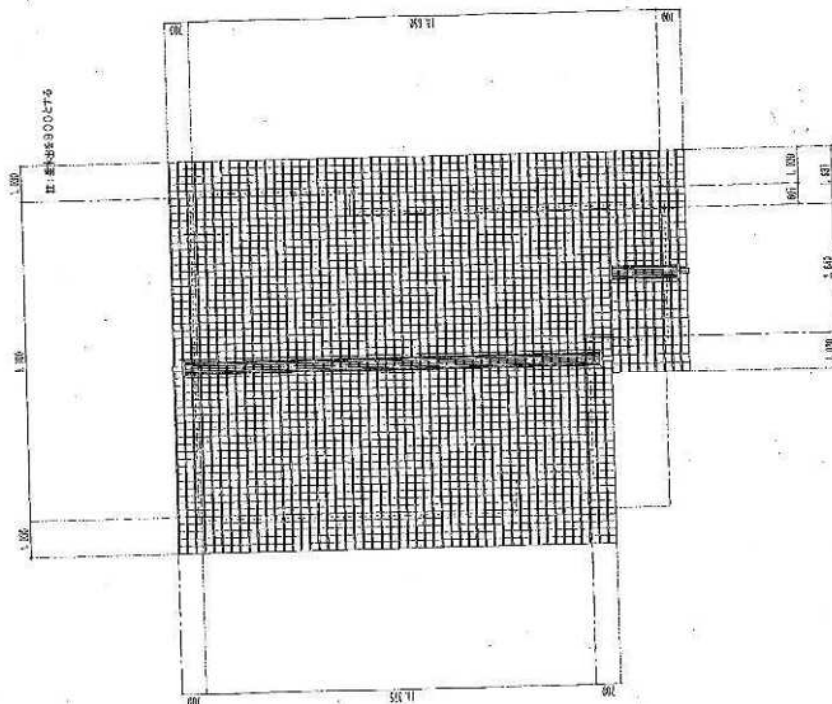
田穀部

I

A3からA4に縮小



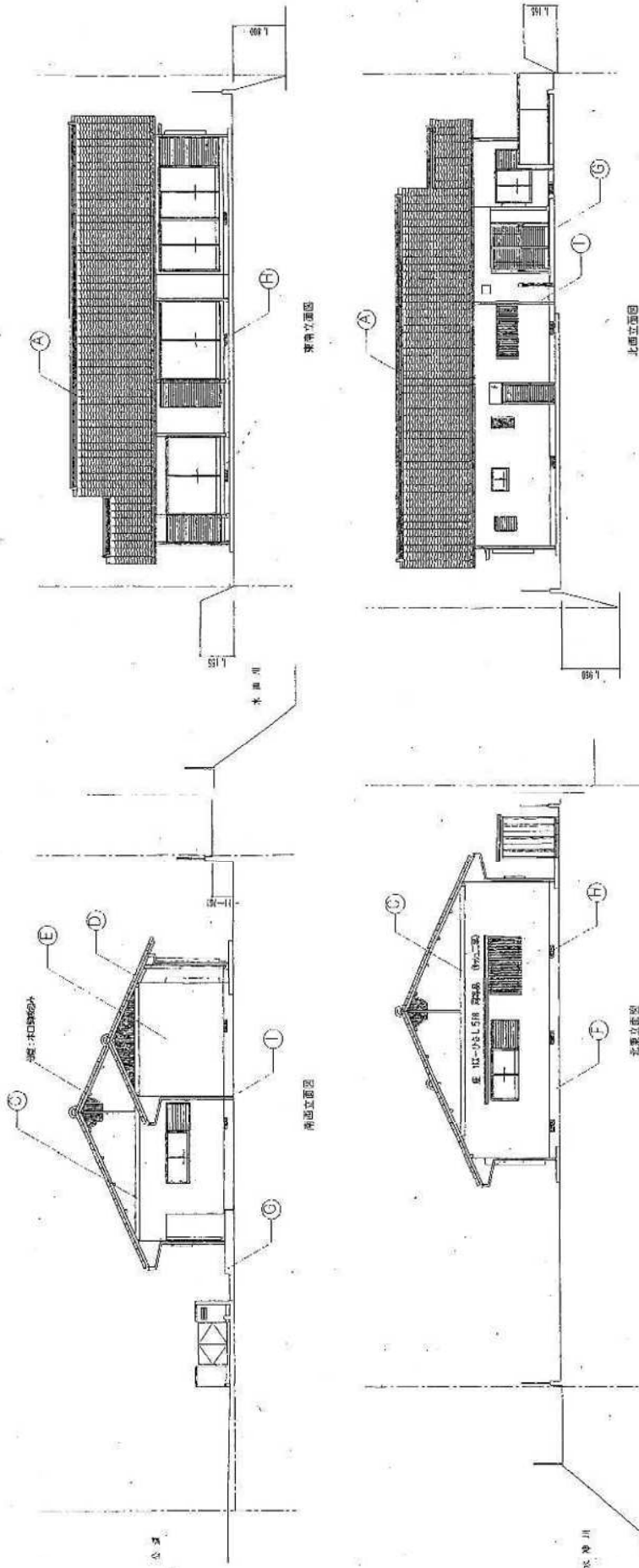
平面図 S1:100



断面図 S1:100

A2からA4に縮小しているが、
縮尺は完全に一致していない可能性有

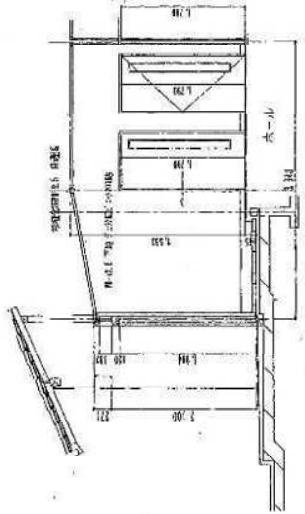
株式会社 石井建築事務所		PROJECT	平成10年度 熱海高校 校長宅 建設工事設計図	NO.
代表取締役 石井 正樹	代表取締役 石井 正樹	DRAWING	平面図・屋根平面図	A-08
代表取締役 石井 正樹	代表取締役 石井 正樹	SCALE	1:100	DATE
代表取締役 石井 正樹	代表取締役 石井 正樹	DESIGN		



外部仕上表	
① 屋根	① 巾 木 : モルタル喰毛引き
② 軒 裏	② ポ ー チ 床 : 150×150磁器タイル貼
③ 軒 桁	③ 換 気 口 : 床下換気口 新設型 ステンレス防虫金網付
④ 断木・母壁	④ ① 壁
⑤ 外 壁	⑤ ① 壁

A2からA4に縮小しているが、
縮尺は完全に一致していない可能性有

株式会社 石 井 建 築 事 務 所		PROJECT	平 成 1 0 年 度 熱 海 高 校 校 長 生 宅 建 設 工 事 設 計 図
代表取締役 石井 正一	代表取締役 石井 正一	DRAWING	立 面 図
代表取締役 石井 正一	代表取締役 石井 正一	SCALE	1 : 100
代表取締役 石井 正一	代表取締役 石井 正一	DATE	
代表取締役 石井 正一	代表取締役 石井 正一	DESIGN	



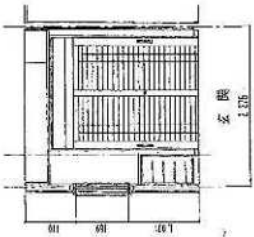
A 正面図



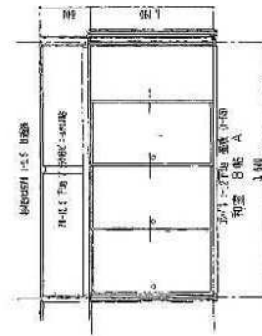
B 側面図



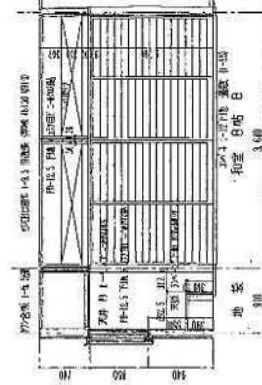
C 側面図



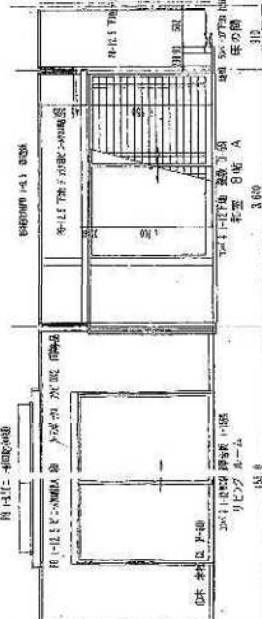
D 後面図



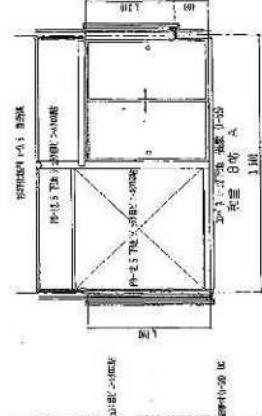
A 断面図



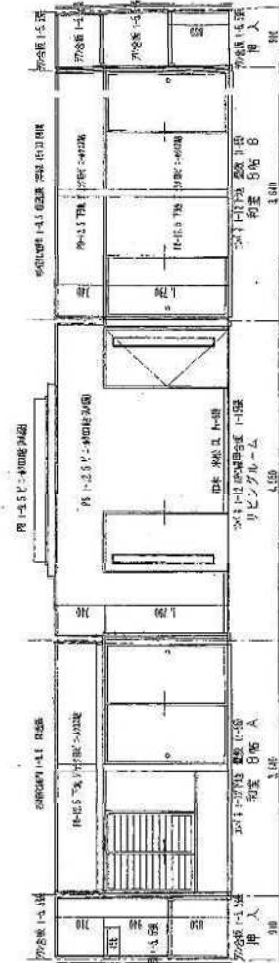
B 断面図



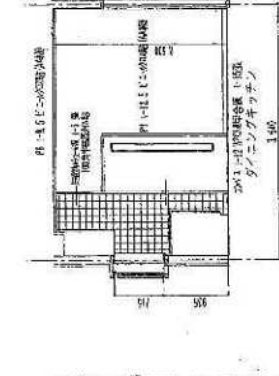
C 断面図



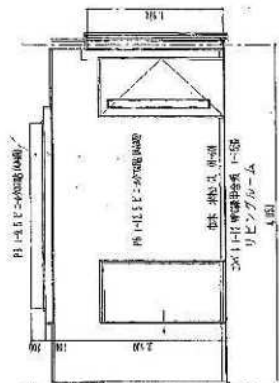
D 断面図



A 断面図



B 断面図



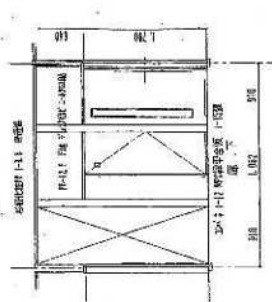
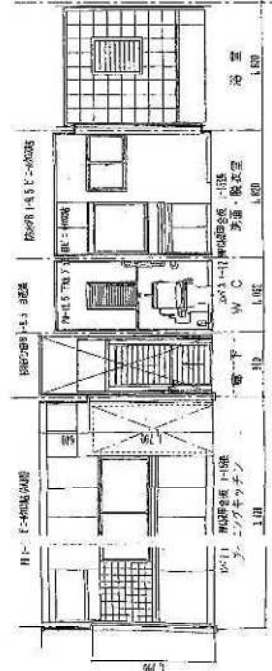
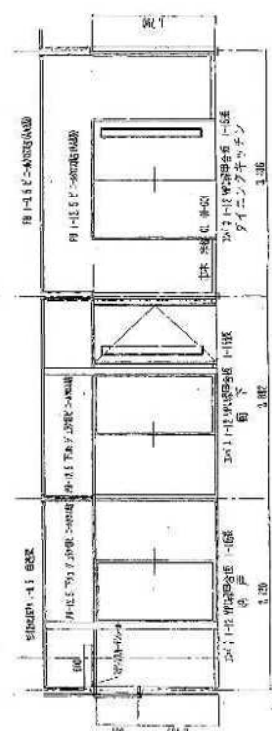
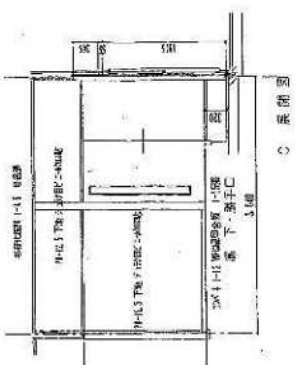
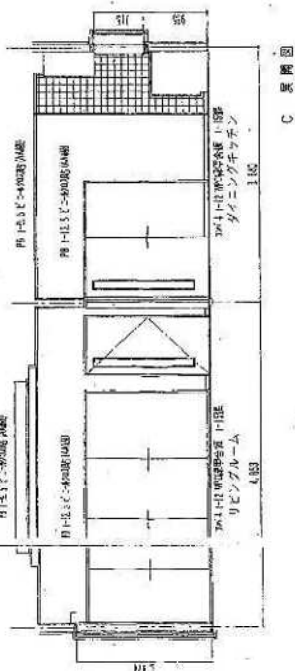
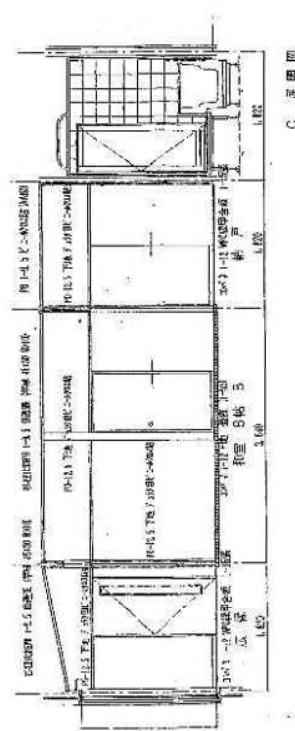
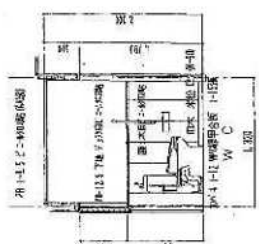
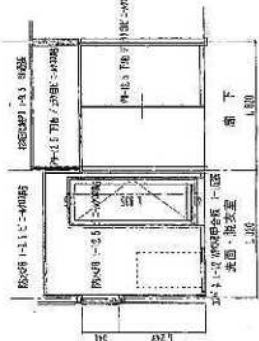
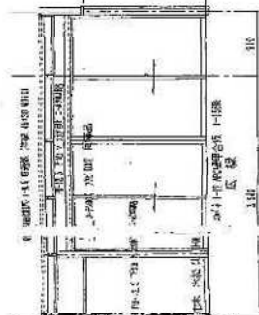
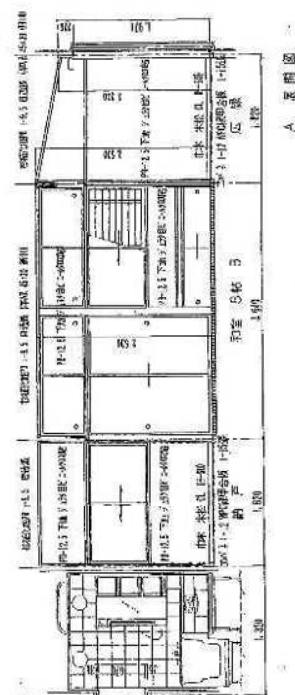
C 断面図



D 断面図

A2からA4に縮小しているが、
縮尺は完全に一致していない可能性有

株式会社 石井 建築事務所	PROJECT 平成10年度 熱海高校 校舎住宅 建設工事設計図	NO. A-14
事務所 熱海市 熱海 1-1-1 石井 建築事務所	DRAWING 平面図 1	DATE
設計者 石井 建築事務所	SCALE 1:50	DESIGN
製図者 石井 建築事務所		



A2からA4に縮小しているが、縮尺は完全に一致していない可能性有

第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第十	第十一	第十二	第十三	第十四	第十五	第十六	第十七	第十八	第十九	第二十	第二十一	第二十二	第二十三	第二十四	第二十五	第二十六	第二十七	第二十八	第二十九	第三十	第三十一	第三十二	第三十三	第三十四	第三十五	第三十六	第三十七	第三十八	第三十九	第四十	第四十一	第四十二	第四十三	第四十四	第四十五	第四十六	第四十七	第四十八	第四十九	第五十	第五十一	第五十二	第五十三	第五十四	第五十五	第五十六	第五十七	第五十八	第五十九	第六十	第六十一	第六十二	第六十三	第六十四	第六十五	第六十六	第六十七	第六十八	第六十九	第七十	第七十一	第七十二	第七十三	第七十四	第七十五	第七十六	第七十七	第七十八	第七十九	第八十	第八十一	第八十二	第八十三	第八十四	第八十五	第八十六	第八十七	第八十八	第八十九	第九十	第九十一	第九十二	第九十三	第九十四	第九十五	第九十六	第九十七	第九十八	第九十九	第一百
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----



2000 年 1 月 1 日

附錄 重工業發展

6181-29
1.350
44

A2からA4に縮小しているが、縮尺は完全に一致していない可能性有

令和6年度
伊東地区教職員住宅ほか
アスベスト含有建材等調査業務委託

報告書

令和 6 年 10 月

株式会社 静環検査センター

【分析結果一覽】

分析結果一覧(アスベスト)

No.	施設名	採取場所	採取部位	試料名	分析方法	定性 JIS A 1481-1「建材製品中のアスベスト含有率測定方法ー第1部」						
						カルシウム	アモナイト	クロソライト	トレモライト	アチノライト	アンノフグイト	
1	A 伊東地区教職員住宅	外壁	壁	吹付タイル(伸長形)	偏光顕微鏡 推定質量分率(%) 判定	含有	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず
2	A 伊東地区教職員住宅	階段室	上裏	吹付タイル	偏光顕微鏡 推定質量分率(%) 判定	0.1～5	—	—	—	—	—	—
3	B 伊東商業高等学校校長住宅	軒裏	軒裏	吹付タイル	偏光顕微鏡 推定質量分率(%) 判定	含有	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず
4	B 伊東商業高等学校校長住宅	和室	内壁	ジュラク	偏光顕微鏡 推定質量分率(%) 判定	0.1～5	—	—	—	—	—	—
5	C 伊東商業高等学校教職員住宅	屋根	屋根	シルバークライ吹付	偏光顕微鏡 推定質量分率(%) 判定	含有	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず
6	C 伊東商業高等学校教職員住宅	玄関他	内壁	シツクイ塗	偏光顕微鏡 推定質量分率(%) 判定	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出
7	D 伊東商業高等学校教職員住宅	屋根	屋根	シルバークライ吹付	偏光顕微鏡 推定質量分率(%) 判定	含有	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず
8	D 伊東商業高等学校教職員住宅	玄関他	内壁	シツクイ塗	偏光顕微鏡 推定質量分率(%) 判定	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出
9	E 伊東商業高等学校教職員住宅	外壁	壁	リシン吹付	偏光顕微鏡 推定質量分率(%) 判定	含有	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず
10	F 熱海高校校長住宅	外壁	壁	弾性リシン吹付	偏光顕微鏡 推定質量分率(%) 判定	含有	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず

備考)ー:分析を実施せず

【試験成績書】

試験成績書

第 MS40900038-010 号
発行日 令和 6 年 10 月 3 日

静岡県教育委員会 様

株式会社 静環検査センター

〒426-0041 静岡県藤枝市高柳2310番地
TEL 054-634-1000 FAX 054-634-1010

貴依頼による石綿(アスベスト)含有率測定結果は次の通りです。

受付日	令和 6 年 9 月 19 日	試料受付方法	採取
業務名	令和6年度伊東地区教職員住宅ほかアスベスト含有建材等調査業務委託		
採取施設名	F 熱海高校校長住宅		
採取場所	外壁		
採取部位	壁		
試料名	弾性リシン吹付		
試料採取日	令和 6 年 9 月 18 日		
採取者名	株式会社静環検査センター 米満、小野		
測定ご依頼物質 (石綿の種類)	クリソタイル	アモサイト	クロシト*ライト
	○	○	○
		トモライト	アキチノライト
		○	○
			アソツファイライト
			○

* 当方採取以外の試料については、依頼者のお申し出により記入いたしました。

試験方法	JIS A 1481-1「建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第1部」
試験内容	偏光顕微鏡による定性分析
使用装置	双眼実体顕微鏡 Nikon SMZ745
	偏光顕微鏡 Nikon ECLIPSE LV100ND 位相差分散型 対物レンズ* 10、40倍
分析実施日	令和 6 年 9 月 19 日 ~ 令和 6 年 10 月 3 日
分析実施者	小野田 進(公社)日本作業環境測定協会 石綿分析技術評価事業 A7ソク 2413A0046

分析結果 (定性) 3)	石綿の種類	クリソタイル	アモサイト	クロシト*ライト	トモライト	アキチノライト	アソツファイライト
	偏光顕微鏡 ¹⁾	含有せず*	含有せず*	含有せず*	含有せず*	含有せず*	含有せず*
	推定質量分率 ²⁾ (%)	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出
	判定	試料は石綿を含有しない。					

備考	層1クリーム色、層2灰色の2層構造。
----	--------------------

<分析結果について>

- 1) 偏光顕微鏡: "含有"はアスベストの繊維が確認されたことを示し、"含有せず"はアスベストの繊維が確認されなかったことを示す。
- 2) 推定質量分率 (%): 顕微鏡観察による概数を示し、"無検出"はアスベストの繊維が検出されなかった場合を示し、"検出"はアスベストの繊維が1本又は2本だけ検出された場合を示す。0.1%を超えるかどうかを確認する場合はJIS A 1481-5で定量分析を行う。
- 3) "—"は分析を実施していないことを示す。

当社の許可なく、本試験成績書の一部を複製し使用することを禁止します。

【写真帳】

施設名： F 熱海高校校長住宅
場 所： 外壁
部 位： 壁
試料名： 弾性リシン吹付



試料1
全体



試料1
拡大



試料2
全体



試料2
拡大



試料3
全体



試料3
拡大

【石綿分析技術評価事業Aランク認定証】



2413A0046 号

第18回
石綿分析技術評価事業
Aランク認定証

氏 名 小野田 進 殿

貴殿は、公益社団法人日本作業環境測定協会が実施した第
18回石綿分析技術評価事業の「評価区分5:JIS A 1481-1
及びJIS A 1481-5による方法」においてAランクに合格され
ましたのでここに認定いたします。

認定の有効期間

令和6年9月1日～令和8年8月31日の2年間

令和6年8月31日

公益社団法人 日本作業環境測定協会

会 長 清 水 英 佑

